

必 読

大切に保管してください

平成28年度

奨学生のしおり

奨学金の貸与が始まってから終了するまでの手続きや返還にあたっての注意などが記載されています。



JASSO

はばたく翼、ささえる掌

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

URL:<http://www.jasso.go.jp/>

目次

はじめに

1. 奨学金制度	1
2. 奨学生としての心構え	1
3. 注意事項	2

第一部 貸与中の手続き

図解 1 〈奨学生採用から貸与終了まで〉	3
1. 奨学生証	4
2. 返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）	8
3. 機関保証制度の仕組み	28
4. 奨学金の交付	30
5. 奨学金の貸与月額の変更等	32
6. 貸与中の異動	35
7. 貸与額通知書	46
8. 奨学金継続願	48
9. 適格認定	50
10. 第二種奨学金に係る利率の算定方法の選択制	53
11. 今後の進学	56
12. 特に優れた業績による返還免除	57
13. 貸与終了時の手続き	61

第二部 貸与終了後の返還

図解 2 〈貸与終了から返還完了まで〉	62
1. 奨学金の返還	63
2. 個人信用情報機関の利用	70

第三部 お知らせ

1. JASSO 支援金	73
2. 優秀学生顕彰（JASSO Students of the Year）	73
3. スカラネット・パーソナル	74
4. 奨学金貸与・返還シミュレーション	76

第四部 資料編

1. 平成 28 年度貸与月額一覧表	77
2. 機関保証制度の「保証委託約款」	78
3. 機関保証制度の保証料（目安）	79
4. 関係規程	83
独立行政法人日本学生支援機構法（抜粋）	83
独立行政法人日本学生支援機構法施行令（抜粋）	83
独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（抜粋）	85
業務方法書（抜粋）	86
奨学規程（抜粋）	90
奨学生の適格認定に関する施行細則	95

はじめに

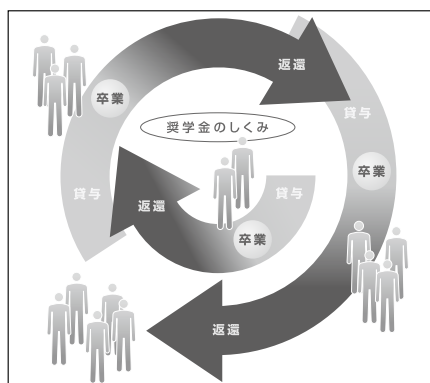
みなさんは、日本学生支援機構の奨学生として採用されました。

日本学生支援機構の奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生に貸与されるものです。

みなさんは、その奨学金の貸与を受ける資格があると認められ、奨学生として選ばれました。その誇りと自信をもって、勉学に励み、それぞれの描いた夢が叶えられることを期待しています。



1. 奨学金制度



日本学生支援機構の奨学金は、国が実施する貸与型の奨学金です。卒業後は必ず返還する義務があります。

この奨学金制度は、先輩が返還した奨学金を後輩の奨学金として直ちに利用する仕組みとなっています。

奨学生ひとりひとりが、責任をもって返還することで、奨学金制度が成り立っていることを忘れないでください。



2. 奨学生としての心構え

- (1) 奨学金制度について、十分に理解してください。
- (2) 奨学金の説明会には必ず出席し、学校担当者の指示を守ってください。
- (3) 奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。



3. 注意事項

■提出期限を守る

学校が期限を定めて書類の提出を求めることがあります。

期限までに提出しないと、奨学生としての採用を取り消されたり、奨学生としての身分を喪失したり（廃止）することがあります。

特に「返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）」（以下、「返還誓約書」といいます）は、必ず期限までに添付書類とともに提出してください。期限までに提出がない場合は、すでに振り込み済みの奨学金を全額返金していただき、採用取消となります。

なお、提出された書類は返却しません。提出書類等の本人控又は写しは保管しておいてください。

■借り過ぎに注意

奨学生として採用された後、「返還誓約書」で借用金額等を確認してください。

また、家庭の経済状況や卒業後の返還額を十分に考慮し、適切な貸与月額に見直してください。

なお、目安となる第一種奨学金と第二種奨学金の返還例は64～66ページを参照してください。また、月々の返還額は「奨学金貸与・返還シミュレーション」でも確認することができます。詳細は76ページを参照し、是非、活用してください。

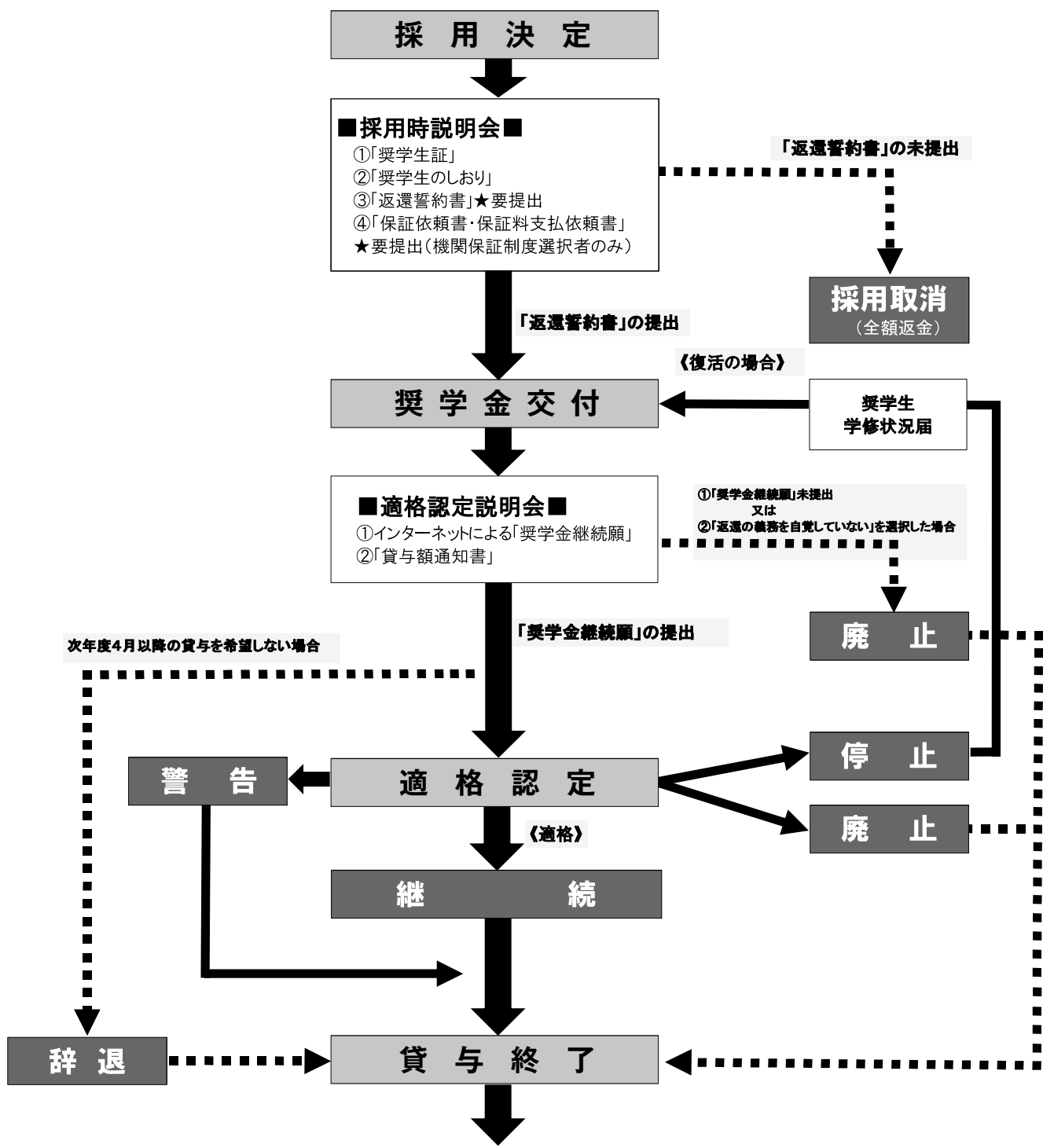


ポイント

第一種奨学金と第二種奨学金を併せて貸与を受ける場合、貸与総額及び毎月の返還額が多額となるので、借り過ぎに注意してください。

第一部 貸与中の手続き

図解 1 <奨学生採用から貸与終了まで>



1. 奨学生証

- 「奨学生証」は、あなたが本機構の奨学生であることを証明するものです。
- 奨学金申し込み時（予約採用の人は進学届提出時）の内容が印字されています。
- 印字内容に誤りがある場合は、学校へ申し出てください。なお、再発行はされません。
- 第一種奨学金と第二種奨学金の奨学生証は、それぞれ発行されます。

1-1. 第一種奨学金

例) 第一種奨学金 奨学生証（人的保証）

※奨学生証（機関保証）は、奨学生証の枠外下段に保証料月額の印字があります。
説明は7ページの⑩を参照してください。



①～③の番号に対する説明は、下記の内容を確認してください。

①奨学生番号

奨学生番号は、奨学生一人ひとりに与えられる固有の番号です。奨学金に関する届出等を行う場合は、奨学生番号が必要となります。

②学籍番号

あなたの学校での学籍番号が印字されています。学籍番号が正しく印字されていない場合は、学校に申し出てください。なお、訂正・変更後に再発行はされません。

③氏名

氏名が正しく印字されていない場合は、学校に申し出てください。訂正・変更後に再発行はされません。

なお、旧字体や異字体などの外字は対応していません。通用字体での登録になります。
〔旧字体の使用字体例〕高→高、崎→崎、吉→吉

④貸与の始期

貸与の始期とは、本機構が認めた貸与の開始年月（何年何月分から貸与するか）のことです。採用決定後に貸与の始期を変更することはできません。

⑤貸与の終期

貸与の終期とは、本機構が認めた貸与の終了年月（何年何月分まで貸与するか）のことです。貸与の途中で退学等があれば、貸与の終期は短くなります。

⑥貸与月額

あなたが選択した奨学金の月額が印字されています。

⑦振込金融機関名

本支店名・口座番号は、個人情報保護の観点から印字していません。

振込口座の変更手続きは 31 ページを参照してください。

⑧その他制度適用者

以下の制度適用者に印字されています。

(ア) 地方創生枠

基金設置団体から「地方創生枠」として推薦を受けた人で、第一種奨学生として採用された人に印字されています。

(イ) 所得連動返還型無利子奨学金

第一種奨学金に申込み・推薦された学生等のうち、本機構にて選考し採用された人に印字されています。

※本制度適用者は、貸与終了後、一定の所得・収入を得るまでの間、返還期限の猶予を願い出ることができます。

(ウ) 第一種奨学金再貸与

再貸与の申込み資格を満たす人のうち、第一種奨学生として採用された人に印字されています。

※過去に第一種奨学金の貸与を受けたことがある人は、すべての学種を通じて1回に限り、同一学種（課程）で現に在学する学校の標準修業年限まで、再度、貸与を受けることができます。

(エ) 返還免除内定者

大学院博士課程進学時における入試結果等が優秀であり、貸与終了時までの間に各大学院が設定する具体的な評価項目において、十分な成果を挙げる見込みがあると認められた第一種奨学生（「海外大学院学位取得型」及び「海外協定派遣」は対象外）に対して印字されています。

※返還免除内定の時期は、奨学生採用時（予約採用においては予約採用候補時）となります。

1-2. 第二種奨学金

例) 第二種奨学金 奨学生証 (機関保証)

※奨学生証 (人的保証) は、⑩保証料月額印字はありません。



①～⑩ (⑧を除く) の番号に対する説明は、下記の内容を確認してください。

①奨学生番号

奨学生番号は、奨学生一人ひとりに与えられる固有の番号です。奨学金に関する届出等を行う場合は、奨学生番号が必要となります。

②学籍番号

あなたの学校での学籍番号が印字されています。学籍番号が正しく印字されていない場合は、学校に申し出てください。なお、訂正・変更後に再発行はされません。

③氏名

氏名が正しく印字されていない場合は、学校に申し出てください。訂正・変更後に再発行はされません。

なお、旧字体や異字体などの外字は対応していません。通用字体での登録になります。
(旧字体の使用字体例) 高→高、崎→崎、吉→吉

④貸与の始期

貸与の始期とは、本機構が認めた貸与の開始年月 (何年何月分から貸与するか) のことです。採用決定後に貸与の始期を変更することはできません。

⑤貸与の終期

貸与の終期とは、本機構が認めた貸与の終了年月 (何年何月分まで貸与するか) のことです。貸与の途中で退学等があれば、貸与の終期は短くなります。

⑥貸与月額

あなたが選択した奨学金の月額が印字されています。

⑦振込金融機関名

本支店名・口座番号は、個人情報保護の観点から印字していません。

振込口座の変更手続きは 31 ページを参照してください。

⑨入学時特別増額貸与額

入学時特別増額貸与奨学金を申込み、採用された人に印字されています。

※ 10 万円、20 万円、30 万円、40 万円、50 万円のいずれかです。



ポイント

入学後の申込者で、学校から「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を利用できなかったことについて（申告）」の提出を求められた人には「入学時特別増額貸与額」が印字されていない場合があります。

⑩利率の算定方法

第二種奨学金（有利子）の奨学生として採用された人に印字されています。

※ 「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のいずれかです。

なお、貸与中の一定期間まで変更できます。変更方法については 53 ～ 55 ページを参照してください。

⑪保証料月額

機関保証制度に加入した人に印字されています。

なお、保証料は奨学金の種類（第一種奨学金、第二種奨学金）、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。



ポイント

複数月分の奨学金がまとめて振り込まれる場合の保証料は、保証料月額に月数を掛けたものとならないことがあります。

**奨学生番号のしくみ**

奨学生番号は、11 桁の番号で構成されています。

	①貸与種別	②採用年度	③学種	④通し番号
第一種奨学金	6	16	04	〇〇〇〇〇〇
第二種奨学金	8	16	08	〇〇〇〇〇〇

①貸与種別（1 桁）

6 第一種奨学金
（無利子）

8 第二種奨学金
（有利子）

②採用年度（西暦下 2 桁）

例 2016 年 → 16

③学種（2 桁）

01 高等専門学校

02 短期大学

04 大学学部

06 大学院

08 専修学校専門課程

09 通信課程

④通し番号（6 桁）

（月額）第一種奨学金のみと入学時特別増額貸与奨学金で採用された場合、入学時特別増額貸与奨学金用（第二種奨学金）の奨学生番号が別に付番されます。この時、第二種奨学金の通し番号の上 1 桁は「7」となります。

2. 返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）

- 「返還誓約書」は、あなた（奨学生本人）と本機構の金銭消費貸借契約を明確にする契約書です。
- 奨学生全員が、必ず、「返還誓約書」を提出期限内に提出しなければなりません。
- 「返還誓約書」には、スカラネット（予約採用の人は進学届）で入力した内容が印字されています。内容の訂正・変更は、学校に申し出てください。

2-1. 返還誓約書の提出（貸与開始時の手続き）

(1) 返還誓約書とは

返還誓約書は、これからあなた（奨学生本人）が貸与を受ける奨学金の貸与及び返還の条件等を確認するために作成します。

(2) 返還誓約書の提出

本機構が定める期日（具体的には各学校が指示）までに必ず提出してください。提出のない場合は、「返還誓約書未提出者」として採用時にさかのぼって奨学生の身分を失います（すでに振り込まれた奨学金全額を即刻返金する必要があります）。



ポイント

- 作成した返還誓約書に不備があった場合は、未提出者と同様の取扱いとなります。
- 署名・押印の不備、記入漏れ、添付書類の不足等がないよう、学校に提出する前に十分に確認してください。
- 学校及び本機構の審査により不備が見つかった場合は、奨学金の振込みが停止となることがあります。

(3) 返還誓約書の内容

返還誓約書には、あなた（奨学生本人）がスカラネット（予約採用の人は進学届）で入力した申込情報に基づき、貸与予定金額、貸与の条件（予定）、保証関係、返還の条件（目安）等が印字されています。

提出の際、印字の内容を訂正・変更したい場合は、学校に申し出てください。また、提出後に返還誓約書の内容を訂正・変更したい場合も、学校を通して本機構に届け出てください。



ポイント

- 併用貸与（第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与）を受ける人は、第一種奨学金と第二種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を含む）の返還誓約書をそれぞれ作成する必要があります。添付書類もそれぞれに必要です。
- 一貫制博士課程（修業年限5年）で第一種奨学金の貸与を受ける人は、採用時に博士後期課程の貸与月額が決定しない都合上、返還誓約書を採用時と博士後期課程進級時の2回作成する必要があります。

2-2. 返還誓約書記入上の注意（記入例は 18～27 ページ参照）

(1) 黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンの使用は認められません。

(2) 署名と押印について

- ①あなた（奨学生本人）、連帯保証人・保証人（人的保証制度選択者のみ）、本人以外の連絡先（機関保証制度選択者のみ）、（あなた（奨学生本人）が未成年者の場合）親権者（または未成年後見人）の欄は、各自が署名・押印（本人以外の連絡先は署名のみ）してください。同一の筆跡、同一の印の使用は認められません。



ポイント

- 親権者欄は父母ともに署名・押印が必要です。
- 印字が一方のみの場合は、学校に申し出てください（父母のいずれかがいない、もしくは未成年後見人が選任されている場合はこの限りではありません）。

②署名は本名を使用してください。

返還誓約書はスカラネット（予約採用の人は進学届）で入力した情報が印字されています。返還誓約書に通用字体が印字されている場合でも、本名（住民票や印鑑登録証明書に記載される氏名）で署名してください。



ポイント

住民票や印鑑登録証明書の氏名欄が、アルファベットで記載されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はそのどちらかで署名してください。

③印は朱肉で鮮明に押してください。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。

④続柄が「その他（ ）」と印字されている場合は、（ ）内に具体的な続柄を必ず記入してください（例：その他（はとこ））。

(3) 訂正方法について

①記入を誤った場合は、その人が訂正する必要があります。

②その項目（氏名、住所等の単位で）を二重線で消して、その人が使用した印を押し、その欄内に正しい事項を記入してください。各欄内での訂正が難しい場合は、学校に申し出てください。



ポイント

一度書いた文字の上から重ねて記入する「なぞり書き」や、書き誤った部分を削る、修正液を使う、上から紙を貼るなどによる訂正は認められません。

2-3. 連帯保証人・保証人の選任条件

(1) 連帯保証人

あなた（奨学生本人）と連帯して返還の責任を負う人です。原則として「父母」。次の条件すべてを満たす必要があります。

- ①あなた（奨学生本人）が未成年者の場合は、その親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）であること。

- ②あなた（奨学生本人）が成年者の場合は、その父母。父母がいない等の場合は、あなた（奨学生本人）の兄弟姉妹・おじ・おば等の4親等以内の親族であること。
- ③未成年者及び学生でないこと。
- ④あなた（奨学生本人）の配偶者（婚約者を含む）でないこと。
- ⑤債務整理中（破産等）でないこと。
- ⑥貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなた（奨学生本人）が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

(2) 保証人

あなた（奨学生本人）や連帯保証人が返還できなくなったときに、あなた（奨学生本人）に代わって返還する人です。原則として「おじ・おば・兄弟姉妹等」。次の条件すべてを満たす必要があります。

- ①あなた（奨学生本人）及び連帯保証人と別生計であること。
- ②あなた（奨学生本人）の父母を除く、おじ・おば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。
- ③返還誓約書の誓約日時点で65歳未満であること。また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で65歳未満であること。
- ④未成年者及び学生でないこと。
- ⑤あなた（奨学生本人）または連帯保証人の配偶者（婚約者を含む）でないこと。
- ⑥債務整理中（破産等）でないこと。
- ⑦貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなた（奨学生本人）が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

なお、連帯保証人の②、保証人の②③を満たさない場合に限り、貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる者に代えることができます。次の条件を満たす場合に限り、選任することができます。

以下の（ア）（イ）いずれかの条件を満たし、返還予定期間を通じて生活を維持し、貸与予定総額の返還を確実に保証することを示す、「返還保証書」（16ページ参照）及び資産等に関する証明書類の提出があること。

（ア）源泉徴収票 : (給与所得者) 年間収入 \geq 320万円

確定申告書（控）: (給与所得者以外) 年間所得 \geq 220万円

※年金収入は給与として取り扱います。

※給与所得者のうち給与収入以外の所得がある者については、年間所得金額（年間所得 \geq 220万円）により判定してください。

※直近の源泉徴収票、確定申告書（控）は直近の所得証明書に代えることができます。

（イ）預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等（評価額の分かるもの）

: 預貯金残高+評価額 \geq 貸与予定総額（返還誓約書に印字されている金額）

※（ア）（イ）複合の場合は、「返還保証書」（16ページ参照）の4.のⅢにより判定してください。

※預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等（評価額の分かるもの）は、返還誓約書に印字された日付から3か月前以降に発行されたものを添付してください。

2-4. 親権者・後見人

(1) 親権者

民法で定められた親権者のことです。奨学生本人が未成年の場合、通常は父母が親権者となります。父母のいずれかがいない場合は1人となります。

(2) 後見人

民法で定められた未成年後見人のことです。親権者がいない場合は法定代理人となる人を指します。

2-5. 返還誓約書に添付する書類

返還誓約書に添付しなければならない書類は次表の通りです。保証制度により異なります。なお、書類には個人番号（マイナンバー）は記載しないでください。

○返還誓約書に添付しなければならない書類

保証の種類	添付書類
人的保証	1. 奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」（コピー不可、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの） 2. 連帯保証人の「印鑑登録証明書」（コピー不可） 3. 保証人の「印鑑登録証明書」（コピー不可） 4. 連帯保証人の「収入に関する証明書類」（コピー可）
機関保証	1. 奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」（コピー不可、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの） 2. 「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書（機構・協会用）」（コピー不可）



ポイント

①住民票及び印鑑登録証明書は、返還誓約書に印字された日付（奨学金申込日）から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

②連帯保証人の「収入に関する証明書類」は、次のいずれかを提出してください（コピー可）。

○収入に関する証明書類（※提出時において最新の証明書類）

収入の状態・状況	証明書類	発行所
給与所得又は給与所得以外	所得証明書	市区町村の役場
給与所得（給料・賃金・役員報酬等）	源泉徴収票	勤務先
給与所得以外（自営業等）	確定申告書（控）[税務署の受付印があるもの] ※電子申告を行った場合は、「申告内容確認票」に「受付結果（受信通知:「メール詳細」画面）」または「即時通知」を添付	税務署
確定申告書（控）の提出が出来ない場合	納税証明書（その2）	税務署
年金（恩給・老齢年金・遺族年金等）	年金振込通知書 又は 年金額改定通知書	日本年金機構等
前年途中・当年に就職した場合	年収見込証明書	勤務先
生活保護受給者	保護決定（変更）通知	福祉事務所
上記の書類が提出できない場合	課税証明書 非課税証明書	市区町村の役場

③連帯保証人や保証人が海外赴任などで、一時的に国外居住となり、印鑑登録証明書や「収入に関する証明書類」を取得できない場合は、学校へ申し出てください。

④連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合は、上記書類の他に「返還保証書」（様式は16ページ参照）と資産等に関する証明書類を提出してください。

学校に提出する「返還誓約書」に必ず添付する書類（見本）

(1) 人的保証選択者（4点）

- ① 本人の住民票（市区町村で発行されたもの、コピー不可、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
※市区町村によって様式は異なります。

住 民 票 1/1

氏 名	生 年 月 日	性 別	続 柄	世 帯 主 名	住民となった年月日	
住 所					住民票 コード	省略
					平成 年 月 日 転入	平成 年 月 日 転出
本 籍				筆 頭 者		
前住所						
備 考						

この写しは、本人の住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日 公印

② 印鑑登録証明書（連帯保証人、コピー不可）

※市区町村によって様式は異なります。

印 影	住 所 番 方 番 地 方
	氏 名 年 月 日 生

これは、登録された印影と相違ないことを証明します。

年 月 日

③ 印鑑登録証明書（保証人、コピー不可）

※市区町村によって様式は異なります。

印 影	住 所 番 方 番 地 方
	氏 名 年 月 日 生

これは、登録された印影と相違ないことを証明します。

年 月 日

④ 収入に関する証明書類（連帯保証人、コピー可）

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 住 所 又 は 居 所 を 受 け る 者					氏 名	(受給者番号)			
						(フリガナ)			
						(役職名)			
種 別	支 払 金 額	給 与 所 得 控 除 後 の 金 額	所 得 控 除 の 額 の 合 計 額	源 泉 徴 収 税 額					
給 料 ・ 賞 与	内 百 万 千 円	百 万 千 円	百 万 千 円	内 百 万 千 円	百 万 千 円	千 円	円	千 円	円
控 除 対 象 配 偶 者 の 有 無	控 除 の 額	扶 養 親 族 の 数 (配 偶 者 を 除 く)		障 害 者 の 数 (本 人 を 除 く)		社 会 保 険 料 の 金 額	生 命 保 険 料 の 控 除 額	地 震 保 険 料 の 控 除 額	住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除 の 額
		特 定 老 人	そ の 他 特 別	そ の 他	そ の 他				
有 無	千 円	人 従 入 内	人 従 入 内	人 従 入 内	人 従 入 内	千 円	千 円	千 円	千 円
無 無									
(摘要) 住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除 可 能 額		円 国 民 年 金 保 険 料 等 の 金 額				円			
						配 偶 者 の 合 計 所 得		円	
						個 人 年 金 保 険 料 の 金 額		円	
						租 税 等 附 加 金 の 金 額		円	

(2) 機関保証選択者 (2点)

- ①本人の住民票 (市区町村で発行されたもの、コピー不可、個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの)
※市区町村によって様式は異なります。

住 民 票						1/1	
氏 名	生 年 月 日	性別	続 柄	世 帯 主 名	住民となった年月日		
					住民票 コード	省略	
住 所						平成 年 月 日 転入 平成 年 月 日 転出	
本 籍 前 住 所						筆 頭 者	
備 考							

この写しは、本人の住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

公印

- ②保証依頼書 (兼保証委託契約書) ・保証料支払依頼書
(記入方法、詳細は 14 ~ 15 ページをご覧ください)

(機構・協会用)

保証依頼書(兼保証委託契約書)

公益財団法人
日本国際教育支援協会理事長 殿

申込日 平成 28年 5月 1日
(返還予約書に印字された日付を記入)

私は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の奨学金の貸与を申し込むにあたり、機構に対するインターネットによる奨学金申込の入力内容又は奨学金申込書の記載内容並びに確認書の記載内容により申込みをする奨学金の貸与(返還)について保証することを裏面記載の保証委託約款に同意したうえで、公益財団法人日本国際教育支援協会に委託します。

また、本依頼書の記載事項が虚偽の内容によるものであった場合、機関保証への加入が無効となっても異議はありません。

本 人	学 校 名	日本学生支援大学	学 科	経済	奨 学 生 番 号	6 1 6 0 4 0 0 0 0 0 0	
	学校の種類	大学	専攻	経済	学籍番号	1 2 3 4 5 6	
人 ①	フリガナ	ショウガク タロウ	氏 名 (自署)	奨学 太郎	生 年 月 日	9 年 5 月 1 日	
	現住所	〒 162-8045 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号	0 3 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0	携帯電話	0 8 0 - 0 0 0 0 - 9 9 9 9	
	親権者・後見人	氏名(自署) 奨学 一郎 住所 〒 400-0000 山梨県甲府市甲府 1-2-3 電話番号 055 (0000) 0000 携帯電話 090 (0000) 9999	氏名(母自署) 奨学 春子 住所 〒 400-0000 山梨県甲府市甲府 1-2-3 電話番号 055 (0000) 0000 携帯電話 090 (9999) 0000	氏名(父・後見人) 奨学 一郎 住所 〒 400-0000 山梨県甲府市甲府 1-2-3 電話番号 055 (0000) 0000 携帯電話 090 (0000) 9999	氏名(母自署) 奨学 春子 住所 〒 400-0000 山梨県甲府市甲府 1-2-3 電話番号 055 (0000) 0000 携帯電話 090 (9999) 0000	生年月日 35 年 2 月 2 日	生年月日 37 年 3 月 3 日
	電話番号	0 3 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0	携帯電話	0 8 0 - 0 0 0 0 - 9 9 9 9	電話番号	0 5 5 (0 0 0 0) 0 0 0 0	携帯電話

保証料支払依頼書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

平成 28年 5月 1日
(返還予約書に印字された日付を記入)

上記保証依頼書による保証委託契約に基づいて、私が公益財団法人日本国際教育支援協会に支払うべき保証料については、奨学金の交付の際に貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構があらかじめ差し引いて支払うこととしてください。

本 人	氏 名 (必ず記入・自署)	奨学 太郎	現住所 (必ず記入)	〒 162-8045 東京都新宿区市谷本村町 10-7
	氏 名 (父・後見人)	奨学 一郎	住所	〒 400-0000 山梨県甲府市甲府 1-2-3
親 権 者	氏 名 (母)	奨学 春子	住所	〒 400-0000 山梨県甲府市甲府 1-2-3
	氏 名 (自署)	奨学 春子	住所	〒 400-0000 山梨県甲府市甲府 1-2-3

(注) 1. マス目の欄はすべて左詰めとしてください。
2. 本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者・後見人がそれぞれ自署・押印してください。
3. この保証依頼書及び保証料支払依頼書については、返還予約書と同時に学校に提出してください。

学 校 番 号	区 分
1 0 4 9 0 0 0 0	1604

(機構・協会用)

●保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書記入上の注意

- (1) 黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンの使用は認められません。
- (2) あなた（奨学生本人）及び親権者（後見人）欄は、必ず各自が必要事項を記入・署名し、返還誓約書と同様に印鑑は各自のもの（連帯保証人及び保証人の印は実印（添付する印鑑登録証明書と同一印））を使用し、朱肉で鮮明に押してください。不鮮明の場合は、再提出となります。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
- (3) 記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消して各自の印（押印欄と同じ印）を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。
- (4) 修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
- (5) 奨学生番号は必ず記入してください。
- (6) 住所欄は現在お住まいの住所（現住所）を記入してください（返還誓約書の本人住所は住民票に記載の住所であるため、一致しない場合がありますが、差し支えありません）。住所欄に「同上」と記入することは認められません。正しく記入してください。
- (7) その他、記入例及び保証依頼書欄外（注）を参照のうえ、正しく記入してください。
- (8) 記入・署名・押印後、「機構・協会用」を提出してください。

（左ページ解説）

- ①返還誓約書の借用金額欄右上に印字されている年月日（奨学生誓約年月日）を記入してください。
- ②あなた（奨学生本人）の記入・署名・押印は2箇所です（押印は同一の印を使用してください）。また、住所欄は現在お住まいの住所（現住所）を記入してください（上記（6）参照）。
- ③誓約日の時点で、あなた（奨学生本人）が未成年者（20歳未満）の場合は、親権者（後見人）の記入・署名・押印が必要です。親権者は、返還誓約書に記載されている人（親権者（1）、（2））と一致させ、（父、後見人）欄に父又は後見人が、（母）欄に母が記入・署名・押印してください。後見人とは、民法に定められている未成年後見人のことです。
- ④誤って記入してしまった場合は、訂正箇所を二重線で削除し、訂正・変更後の人物が押印した印を訂正印として二重線の上に押印し、署名・情報の記入をしてください。
訂正後に署名・情報を記入するスペースがないようであれば、新たな保証依頼書（兼保証委託契約書）を使用して書き直してください。

[様式 13]

(当該人物が①～⑧の注を確認のうえ、すべての項目を記入)

返 還 保 証 書

平成 年 月 日

(① 返還誓約書に印字された日付。変更届に添付する場合は変更届記入日)

私は、1. の「奨学生本人」が借用する、2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構学資金について、借用(返還)金額・返還回数・割賦金等(貸与中はすべて予定)を確認のうえ、4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還を確実に保証します。

氏 名

(② 当該人物の署名押印、印は実印)



生年月日

年 月 日生

奨学生本人との関係

(③ 当該人物の生年月日を記入)

(④ 続柄を記入)

1. 奨学生本人	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
	— —	年 月 日生

(⑤ 奨学生本人の氏名を記入)

(⑥ 奨学生番号を記入)

(⑦ 奨学生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧ 直近の資産等の状況が以下のⅠ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」欄に記入)

区 分	金 額	認定基準額 及び 証明書類 (すべてコピー可)
Ⅰ	万円 ※1万円未満は切り捨て	年間収入金額が320万円以上 ・源泉徴収票(直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) ・年金振込通知書、年金額改定通知書(支払金額のわかるもの、直近のもの) 等
		年間所得金額が220万円以上 ・確定申告書の控(税務署の受付印のあるもの、直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) 等
Ⅱ	万円 ※1万円未満は切り捨て	預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額)以上 ・預貯金残高証明書 ・固定資産評価証明書(評価額のわかるもの) ・取引残高報告書(評価額のわかるもの) 等 ※返還誓約書に印字された日付の3か月前以降に発行されたもの。変更届に添付する場合は、変更届記入日の3か月前以降に発行されたもの ※資産が共有名義の場合は、持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるもの(登記事項証明書(法務局で取得)など)
Ⅲ	万円 ※1万円未満は切り捨て	I の金額 + (II の金額 ÷ 16) ≥ (給与所得者の場合) 320万円以上 (給与所得者以外の場合) 220万円以上 ・金額を積算するすべての証明書類

※年金は給与として扱います。

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません(例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

●返還保証書の記入例

※この様式は、4 親等以内の親族でない人物を連帯保証人及び保証人に、65 歳以上の人物を保証人に選任する場合にのみ、返還誓約書に添付が必要です。

返還誓約書に印字された日付を記入してください。

保証人(もしくは連帯保証人)がすべての項目を記入してください。

[様式 13]
(当該人物が①～⑧の注を確認のうえ、すべての項目を記入)

全採用年度共通

保証人(もしくは連帯保証人)が自署、実印を押印し、「生年月日」と「奨学生本人との関係」が返還誓約書と一致するように記入してください。

返 還 保 証 書

平成 **28** 年 **5** 月 **1** 日

(① 返還誓約書に印字された日付。変更届に添付する場合は変更届記入日)

私は、1. の「奨学生本人」が借用する、2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構学資金について、借用(返還)金額・返還回数・割賦金等(貸与中はすべて予定)を確認のうえ、4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還を確実に保証します。

氏 名	奨学 五郎	実印 
	(2) 当該人物の署名押印、印は実印)	
生年月日	昭和 15 年 4 月 25 日生	奨学生本人との関係 祖父
	(3) 当該人物の生年月日を記入)	(4) 続柄を記入)

1. 奨学生本人	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
奨学 太郎	616 - 04 - 000000	平成 9 年 5 月 1 日生
(5) 奨学生本人の氏名を記入)	(6) 奨学生番号を記入)	(7) 奨学生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧ 直近の資産等の状況が以下の I ~ III のいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」欄に記入)

区 分	金 額	認定基準額 及び 証明書類 (すべてコピー可)
I 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	350 万円 ※1万円未満は切り捨て	年間収入金額が320万円以上
		・源泉徴収票(直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) ・年金振込通知書、年金額改定通知書(支払金額のわかるもの、直近のもの) 等
II 給与所得者以外の場合 (給与所得以外+給与所得の方も含む) ※年間所得金額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	年間所得金額が220万円以上
		・確定申告書の控(税務署の受付印のあるもの、直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) 等
III IとIIを組み合わせる場合	万円 ※1万円未満は切り捨て	預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額)以上
		・預貯金残高証明書 ・固定資産評価証明書(評価額のわかるもの) ・取引残高報告書(評価額のわかるもの) 等 ※返還誓約書に印字された日付の3か月前以降に発行されたもの。変更届に添付する場合は、変更届記入日の3か月前以降に発行されたもの ※資産が共有名義の場合は、持分割合等により該当事者名義の資産額が確認できるもの(登記事項証明書(法務局で取得)など)
		Iの金額+(IIの金額÷16) ≥ (給与所得者の場合)320万円以上 (給与所得者以外の場合)220万円以上
		・金額を積算するすべての証明書類

※年金は給与として扱います。
※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません(例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

「奨学生本人」の氏名、「奨学生番号」、「生年月日」が返還誓約書と一致するよう記入してください。

I ~ III のいずれかの基準を満たすことを証明書類で確認のうえ、金額を記入してください。基準を満たすことを示す証明書類を返還保証書に添付してください。

【記入例】第一種人的保証

●各自が署名・押印してください。

●奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

●貸与種別

- 第一種：無利息
- 第二種：利息付

●保証区分

- 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度
- 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度

●誓約年月日

・スカラネットで入力した誓約年月日を示します。

●借用金額

・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額を示します。

●奨学生本人

- ・奨学生番号：あなたの奨学生番号です。
- ・スカラネットで入力したあなたの情報が印字されています。
- ・氏名・住所が住民票と同じか確認してください。
- ・生年月日・性別が正しいか確認してください。

●署名

- ・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

●貸与の条件(予定)

- ・「貸与期間」、「貸与月数」、「貸与月額」及び「貸与額計」は、現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の内容が印字されています。
- ・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

●返還の条件(目安)

- ・貸与の条件(予定)で貸与を受けた場合の返還の条件(目安)が印字されています。
- ・返還総額は、本欄の「総支払額」の金額となります。

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

印税法第5条に依り印は必要ありません

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金を下記のとおりに借用いたします。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資金は、第一種奨学金（無利息）であり、連帯保証人および保証人の保証を受ける制度（人的保証）を選択しました。

平成 28 年 5 月 1 日

借用金額

¥ 2 4 4 8 0 0 0

奨学生番号

6 1 6 0 4 - 0 0 0 0 0 0

CD 7 001

住所

〒 162 - 8045
東京都新宿区市谷本村町 10-7

奨学生本人

電話番号 03-0000-XXXX

携帯電話番号 080-0000-9999

Eメール abcdefg@0000.ne.jp

氏名 (奨学 太郎)

フリガナ ショウタロウ

性別 男

署名 奨学 太郎

平成 9 年 5 月 1 日 生



※本人、連帯保証人（親権者（1））、保証人及び義仲者（2）欄に各自が署名・押印してください。
※連帯保証人及び保証人欄には実印（添付する印鑑証明書と同一印）を押印してください。

貸与の条件(予定)

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与総計
2016年 4月～ 2020年 3月	48 月	51000 円	2448000 円
年 月～ 年 月	月 月	円	円
年 月～ 年 月	月 月	円	円
年 月～ 年 月	月 月	円	円

在学校 日本学生支援大学 採用種別 予約
研究科 学術科 学部 学校

返還の条件(目安) 割賦方法について1又は2を選択して○で囲んでください。

返還方法	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還 1	毎月27日	180 回	13600 円	13600 円	13600 円
併用返還 2	月賦返還 1 毎月27日	180 回	6800 円	6800 円	6800 円
	半年一括分 毎年1・7月の27日	30 回	40800 円	40800 円	40800 円
月賦返還選択時の総支払額					2448000 円
併用返還選択時の総支払額					2448000 円

※本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名・押印してください。※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

学校での点検者印

研究科、学部・学科等あなたの所属を記入してください。

必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、○をしてください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して○をして下さい。

(同一筆跡・同一印は不可)

【提出用】

〔所得連動返還型無利子奨学金〕※裏面（項番 2 1）参照

連帯保証人親権者(1)	住所 〒 812 - 0025 福岡県福岡市博多区店屋町 4-1 電話番号 092-000-0000 氏名(奨学 一郎) 署名 奨学 一郎 勤務先 (株) 奨学機構 昭和 35 年 2 月 2 日生	実印 奨学 一郎
保証人	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29 電話番号 03-0000-1111 氏名(機構 明子) 署名 機構 明子 勤務先 (有) 機構商店 昭和 41 年 4 月 4 日生	実印 機構 明子
親権者(2)	住所 〒 812 - 0025 福岡県福岡市博多区店屋町 4-1 電話番号 092-000-0000 氏名(奨学 春子) 署名 奨学 春子 昭和 ** 年 ** 月 ** 日生	印 奨学
添付書類	住所 〒 - 電話番号 ***** 氏名 ***** 署名 ***** 昭和 ** 年 ** 月 ** 日生	印 *****

- 添付書類
1. 奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」(コピー不可)
 2. 連帯保証人の「印鑑証明書」(コピー不可)
 3. 連帯保証人の「収入に関する証明書」(コピー可) (例: 源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等)
 4. 保証人の「印鑑証明書」(コピー不可)

●署名

・印鑑登録証明書の表記のとおり署名してください(印鑑登録証明書が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名)。

●勤務先

・無職の場合は、印字されていません。無職のために空欄となっている場合は、訂正不要です。

(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンの使用は認められません。
 - ・印鑑は各自のもの(連帯保証人及び保証人の印は実印(添付する印鑑登録証明書と同一印))を使用し、朱肉で鮮明に押ししてください。不鮮明の場合は、再提出となります。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
 - ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消して各自の印(押印欄と同じ印)を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消して各自の印(押印欄と同じ印)を押し、再度正しい署名を行って下さい。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
 - ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
- ※訂正方法の詳細は【訂正例】26~27 ページを参照してください。

●連帯保証人

・スカラネットで入力した連帯保証人の情報が印字されています。
・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した連帯保証人兼親権者(1)(又は未成年後見人)の情報が印字されています。

●所得連動返還型無利子奨学金

第一種奨学金で「所得連動返還型無利子奨学金制度」の場合は、〔所得連動返還型無利子奨学金〕と印字されています。

●続柄

・「その他()」と印字されている場合は()の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。また、4親等以内の親族でない成人を連帯保証人・保証人に選任する場合は、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類が必要です。

●保証人

・スカラネットで入力した保証人の情報が印字されています。

●親権者(2)

・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(2)(親権者(1)以外の親権者)の情報が印字されています。

●添付書類

あなたが選任した連帯保証人及び保証人の続柄等により、必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。

※本ページの返還誓約書(見本)は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

【記入例】第二種人的保証

●各自が署名・押印してください。

●奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

●貸与種別

- 第一種：無利息
- 第二種：利息付

●保証区分

- 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度
- 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度

●誓約年月日

・スカラネットで入力した誓約年月日を示します。

●借金額

・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額を示します。

●奨学生本人

- ・奨学生番号：あなたの奨学生番号です。
- ・スカラネットで入力したあなたの情報が印字されています。
- ・氏名・住所が住民票と同じか確認してください。
- ・生年月日・性別が正しいか確認してください。

●署名

- ・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

●貸与の条件(予定)

- ・「貸与期間」、「貸与月数」、「貸与月額」及び「貸与額計」は、現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の内容が印字されています。
- ・「貸与額計」の金額に「*」がついているものは、第二種奨学金にあわせて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学金の金額です。
- ・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

●返還の条件(目安)

- ・貸与の条件(予定)で貸与を受けた場合の返還の条件(目安)が印字されています。
- ・返還総額は、本欄の「総支払い額」の金額となります。

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

印紙税法第5条に印紙は必要ありません

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金を下記のとおり借用いたします。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資金は、第二種奨学金（利息付）であり、連帯保証人および保証人の保証を受ける制度（人的保証）を選択しました。

平成 28 年 5 月 1 日

借金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生番号 81604-000000 CD 7 001

住所 〒162-8045 東京都新宿区市谷本村町 10-7

奨学生 電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 080-0000-9999

本人 Eメールアドレス abcdefg@0000.ne.jp

氏名(奨学 太郎) フリガナ ショウガク タロウ 性別 男

署名 奨学太郎 平成 9 年 5 月 1 日 生

※本人、連帯保証人（親権者（1））、保証人及び親権者（2）欄に各自が署名・押印してください。
※連帯保証人及び保証人欄には実印（添付する印鑑証明書と同一印）を押印してください。

貸与の条件(予定)

年	月	借与期間	借与月数	借与月額	借与額計
2016	4	2020	3	50000	2400000
年	月	年	月	円	円
年	月	年	月	円	円
年	月	年	月	円	円
年	月	年	月	円	円

在学 日本学生支援大学 採用種別 予約
学部 研究科 学部 学校

返還の条件(目安) 割賦方法について1又は2を選択して○で囲んでください。

返還方法	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
1 月賦返還	毎月27日	180回	16769円	16769円	16917円
併用返還	月賦返還選択時の総支払い額	(利子込み)		3018568円	
併用返還	月賦分 毎月27日	180回	8384円	8384円	8516円
併用返還	半年割分 毎年1・7月の27日	30回	50355円	50355円	50361円
併用返還	併用返還選択時の総支払い額	(利子込み)		3019908円	

選択された利率の算定方法：利率固定方式
注：利率が未確定のため、返還の方法(目安)は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利半分で計算した内容については、貸与終了後に送付される通知でご確認ください。

※本人が未成年者（20未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名・押印してください。
※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

学校での点検者印

研究科、学部・学科等あなたの所属を記入してください。

必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、○をしてください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して○をして下さい。

(同一筆跡・同一印は不可)

【提出用】

連帯保証人 親権者 (1)	住所 〒 812 - 0025 福岡県福岡市博多区店屋町 4 - 1 電話番号 092-000-0000 氏名 (奨学 一郎) 署名 奨学 一郎 勤務先 (株) 奨学機構	携帯電話番号 090-0000-9999 実印 奨学 一郎 続柄 父 昭和 35 年 2 月 2 日生
保証人	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4 - 5 - 29 電話番号 03-0000-1111 氏名 (機構 明子) 署名 機構 明子 勤務先 (有) 機構商店	携帯電話番号 090-9999-9999 実印 明子 機構 続柄 おば 昭和 41 年 4 月 4 日生
親権者 (2)	住所 〒 812 - 0025 福岡県福岡市博多区店屋町 4 - 1 電話番号 092-000-0000 氏名 (奨学 春子) 署名 奨学 春子	携帯電話番号 090-9999-0000 印 奨学 続柄 母 ** 年 ** 月 ** 日生
添付書類	住所 〒 - 電話番号 ***** 氏名 ***** 署名 *****	携帯電話番号 ***** 続柄 ** 年 ** 月 ** 日生

- 添付書類
1. 奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」(コピー不可)
 2. 連帯保証人の「印鑑証明書」(コピー不可)
 3. 連帯保証人の「収入に関する証明書」(コピー可) (例: 源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等)
 4. 保証人の「印鑑証明書」(コピー不可)

●署名

・印鑑登録証明書の表記のとおり署名してください(印鑑登録証明書が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名)。

●勤務先

・無職の場合は、印字されていません。無職のために空欄となっている場合は、訂正不要です。

(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンの使用は認められません。
 - ・印鑑は各自のもの(連帯保証人及び保証人の印は実印(添付する印鑑登録証明書と同一印))を使用し、朱肉で鮮明に押しってください。不鮮明の場合は、再提出となります。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
 - ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消して各自の印(押印欄と同じ印)を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消して各自の印(押印欄と同じ印)を押し、再度正しい署名を行ってください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
 - ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
- ※訂正方法の詳細は【訂正例】26~27ページを参照してください。

●連帯保証人

・スカラネットで入力した連帯保証人の情報が印字されています。
・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した連帯保証人兼親権者(1)(又は未成年後見人)の情報が印字されています。

●続柄

・「その他()」と印字されている場合は()の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。また、4親等以内の親族でない成人を連帯保証人・保証人に選任する場合は、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類が必要です。

●保証人

・スカラネットで入力した保証人の情報が印字されています。

●親権者(2)

・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(2)(親権者(1)以外の親権者)の情報が印字されています。

●添付書類

あなたが選任した連帯保証人及び保証人の続柄等により、必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。

※本ページの返還誓約書(見本)は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

【記入例】第一種機関保証

●各自が署名・押印してください。

第一部 貸与中の手続き

第二部 貸与終了後の返還

第三部 お知らせ

第四部 資料編

●奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

●貸与種別

- 第一種：無利息
- 第二種：利息付

●保証区分

- 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度
- 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度

●誓約年月日

・スカラネットで入力した誓約年月日を示します。

●借入金額

・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借入総額を示します。

●奨学生本人

- ・奨学生番号：あなたの奨学生番号です。
- ・スカラネットで入力したあなたの情報が印字されています。
- ・氏名・住所が住民票と同じか確認してください。
- ・生年月日・性別が正しいか確認してください。

●署名

- ・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

●貸与の条件(予定)

- ・「貸与期間」、「貸与月数」、「貸与月額」及び「貸与額計」は、現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の内容が印字されています。
- ・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

●返還の条件(目安)

- ・貸与の条件(予定)で貸与を受けた場合の返還の条件(目安)が印字されています。
- ・返還総額は、本欄の「総支払い額」の金額となります。

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

印紙税法第5条に印紙は必要ありません

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金を下記のとおりに借用いたします。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。
 なお、私が借用した学資金は、第一種奨学金（無利息）であり、保証機関の保証を受ける制度（機関保証）を選択しました。

平成 28 年 5 月 1 日

借入金額

¥ 2 4 4 8 0 0 0

奨学生番号 616-04-000000 CD7 001
 住所 〒162-8045 東京都新宿区市谷本村町 10-7
 奨学生本人 電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 080-0000-9999
 E-mail abcdefg@0000.ne.jp
 氏名 (奨学 太郎) カガナ ショウタロウ 性別 男
 署名 奨学 太郎 平成 9 年 5 月 1 日生

※本人、親権者(1)及び親権者(2)欄に各自が署名・押印してください。
 ※連絡先欄に署名してください。

貸与の条件(予定)

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与総計
2016年 4月～2020年 3月	48 月	51000 円	2448000 円
年 月～年 月	月 月	円	円
年 月～年 月	月 月	円	円
年 月～年 月	月 月	円	円

在学 日本学生支援大学 採用種別 予約
 研究科 学術科 学部 学術科 学校

返還の条件(目安) 割賦方法について1又は2を選択して○で囲んでください。

返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還1 毎月27日	180 回	13600 円	13600 円	13600 円
月賦返還選択時の総支払い額				2448000 円
併用返還2 月賦分 毎月27日	180 回	6800 円	6800 円	6800 円
半年一括分 毎年1・7月の27日	30 回	40800 円	40800 円	40800 円
併用返還選択時の総支払い額				2448000 円

※本人が未成年者(20才未満)の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名・押印してください。
 ※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

学校での点検者印

研究科、学部・学科等あなたの所属を記入してください。

必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、○をしてください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して○をして下さい。

(同一筆跡・同一印は不可) 「本人以外の連絡先」は押印不要。

【提出用】

親権者 (1)	住所 〒 812 - 0025 福岡県福岡市博多区店屋町 4 - 1	電話番号 092-000-0000 携帯電話番号 090-0000-9999	印
	氏名 (奨学 一郎) 署名 奨学 一郎 続柄 父	** 年 ** 月 ** 日生	奨学
親権者 (2)	住所 〒 812 - 0025 福岡県福岡市博多区店屋町 4 - 1	電話番号 092-000-0000 携帯電話番号 090-9999-0000	印
	氏名 (奨学 春子) 署名 奨学 春子 続柄 母	** 年 ** 月 ** 日生	奨学
本人以外の連絡先	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4 - 5 - 2 9	電話番号 03-0000-1111 携帯電話番号 080-9999-9999	印不要
	氏名 (機構 次郎) 署名 機構 次郎 続柄 おじ	昭和 47 年 1 月 1 日生	***
***	住所 〒 -	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****	***
***	氏名 *****	続柄	***
***	** 年 ** 月 ** 日生		***

添付書類

1. 奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」(コピー不可)
2. 保証依頼書(兼保証委託契約書)



学校番号	104900
区分	00
学部学科	2006
学籍 No	123456
	2016/07/01
	000001



(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンの使用は認められません。
 - ・印鑑は各自のものを使用し、朱肉で鮮明に押ししてください。不鮮明の場合は、再提出となります。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
 - ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消して各自の印(押印欄と同じ印)。「本人以外の連絡先」についてはその当人の印)を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消して各自の印(同上)を押し、再度正しい署名を行ってください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
 - ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
- ※訂正方法の詳細は【訂正例】26~27 ページを参照してください。

●親権者(1)

・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(1)(又は未成年後見人)の情報が印字されています。

●所得連動返還型無利子奨学金

第一種奨学金で「所得連動返還型無利子奨学金制度」の場合は、[所得連動返還型無利子奨学金]と印字されています。

●続柄

・「その他()」と印字されている場合は()の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。

●親権者(2)

・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(2)(親権者(1)以外の親権者)の情報が印字されています。

●「本人以外の連絡先」

- ・スカラネットで入力した本人以外の連絡先の人物の情報が印字されています。
- ・卒業後にあなたへ送付する重要な書類が届かないなど連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号を照会することがあります。
- ・あらかじめ連絡先となる人に役割をよく説明し、承諾を得てください。

●添付書類

・必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。

【記入例】第二種機関保証

●各自が署名・押印してください。

●奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

●貸与種別

- 第一種：無利息
- 第二種：利息付

●保証区分

- 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度
- 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度

●誓約年月日

・スカラネットで入力した誓約年月日を示します。

●借入金額

・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借入総額を示します。

●奨学生本人

- ・奨学生番号：あなたの奨学生番号です。
- ・スカラネットで入力したあなたの情報が印字されています。
- ・氏名・住所が住民票と同じか確認してください。
- ・生年月日・性別が正しいか確認してください。

●署名

- ・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

●貸与の条件(予定)

- ・「貸与期間」、「貸与月数」、「貸与月額」及び「貸与額計」は、現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の内容が印字されています。
- ・「貸与額計」の金額に「*」がついているものは、第二種奨学金にあわせて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学金の金額です。
- ・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

●返還の条件(目安)

- ・貸与の条件(予定)で貸与を受けた場合の返還の条件(目安)が印字されています。
- ・返還総額は、本欄の「総支払い額」の金額となります。

【第二種機関保証】

印紙税法第5条に紙は必要ありません

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金を下記のとおりに借用いたします。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。
なお、私が借用した学資金は、第二種奨学金（利息付）であり、保証機関の保証を受ける制度（機関保証）を選択しました。

平成 28 年 5 月 1 日

借入金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生番号 81604-000000 CD7 001
住所 〒162-8045 東京都新宿区市谷本村町 10-7
奨学生本人 電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 (080-0000)-9999
E-mail abcdefg@0000.ne.jp
氏名 (奨学 太郎) カガナ ショウタロウ 性別 男
署名 奨学 太郎 平成 9 年 5 月 1 日生

※本人、親権者（1）及び親権者（2）欄に各自が署名・押印してください。
※連絡先欄に署名してください。

貸与の条件(予定)

年	月	年	月	貸与月数	貸与月額	貸与額計
2016	4	2020	3	48	50000 円	2400000 円
年	月	年	月	月	円	円
年	月	年	月	月	円	円
年	月	年	月	月	円	円

在学 日本学生支援大学 採用種別 予約
学部 学部 学科 学校

返還の条件(目安) 割賦方法について1又は2を選択して○で囲んでください。

返還方法	返還期日	返回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
1 月賦返還	毎月27日	180回	16769 円	16769 円	16917 円
併用返還	月賦返還選択時の総支払い額	(利息込み)			3018568 円
併用返還	月賦分 毎月27日	180回	8384 円	8384 円	8516 円
併用返還	半年一括分 毎年1・7月の27日	30回	50355 円	50355 円	50361 円
併用返還	併用返還選択時の総支払い額	(利息込み)			3019908 円

選択された利率の算定方法：利率固定方式
注：利率が未確定のため、返還の方法（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了後に送付される通知でご確認ください。

※本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名・押印してください。
※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

学校での点検者印

研究科、学部・学科等あなたの所属を記入してください。

必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、○をしてください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して○をして下さい。

(同一筆跡・同一印は不可) 「本人以外の連絡先」は押印不要。

【提出用】

親権者 (1)	住所 〒 812 - 0025 福岡県福岡市博多区店屋町 4-1	電話番号 092-000-0000 氏名 (奨学 一郎)	携帯電話番号 090-0000-9999 氏名 (奨学 一郎)	続柄 父	印
	*****記入不要*****				
親権者 (2)	住所 〒 812 - 0025 福岡県福岡市博多区店屋町 4-1	電話番号 092-000-0000 氏名 (奨学 春子)	携帯電話番号 090-9999-0000 氏名 (奨学 春子)	続柄 母	印
	*****記入不要*****				
本人 以外の 連絡先	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29	電話番号 03-0000-1111 氏名 (機構 次郎)	携帯電話番号 080-9999-9999 氏名 (機構 次郎)	続柄 おじ	印不要
	*****記入不要*****				
添付書類	住所 〒 - -	電話番号 *****	携帯電話番号 *****	続柄 *****	*****
	*****記入不要*****				

●親権者(1)
・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(1)(又は未成年後見人)の情報が印字されています。

●続柄
・「その他()」と印字されている場合は()の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。

●親権者(2)
・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(2)(親権者(1)以外の親権者)の情報が印字されています。

●「本人以外の連絡先」
・スカラネットで入力した本人以外の連絡先の人物の情報が印字されています。
・卒業後にあなたへ送付する重要な書類が届かないなど連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号を照会することがあります。
・あらかじめ連絡先となる人に役割をよく説明し、承諾を得て下さい。

●添付書類
・必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。

- 添付書類
1. 奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」(コピー不可)
 2. 保証依頼書(兼保証委託契約書)

学校番号	104900
区 分	00
学部学科	2006
学 籍 号	123456
	2016/07/01
	000001



(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンの使用は認められません。
 - ・印鑑は各自のものを使用し、朱肉で鮮明に押ししてください。不鮮明の場合は、再提出となります。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
 - ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消して各自の印(押印欄と同じ印)。「本人以外の連絡先」についてはその当人の印)を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消して各自の印(同上)を押し、再度正しい署名を行って下さい。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
 - ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
- ※訂正方法の詳細は【訂正例】26~27ページを参照してください。

※本ページの返還誓約書(見本)は、奨学生のしおり作成時点のもので、ご了承ください。

第一部 貸与中の手続き

第一部 貸与終了後の返還

第二部 お知らせ

第四部 資料編

【訂正例】

●署名・押印・印字の訂正方法について

【奨学生情報】

保証区分：人的保証
 印字氏名
 奨学生：奨学 太郎
 連帯保証人：奨学 一郎
 ・親権者(1)
 保証人：機構 明子
 親権者(2)：奨学 春子

【訂正内容】

- (Q1) 奨学生本人に改氏名があった場合のように訂正すればよいでしょうか。
- (Q2) 連帯保証人・親権者(1)欄に誤って親権者(2)「奨学春子」が署名・押印してしまいました。どのように訂正すればよいでしょうか。
- (Q3) 押印が不鮮明になってしまいました。またその印と押印し直した印が重なってしまいました。どのように訂正すればよいでしょうか。
- (Q4) 保証人欄に誤って別人(機構一男)が署名してしまいました。印字されている本来の保証人とは姓が同じです。どのように訂正すればよいでしょうか。
- (Q5) 申込時に勤務先の電話番号を誤って入力してしまいました。どのように訂正すればよいでしょうか。
- (Q6) 親権者(2)の押印欄に奨学生本人の印と同一の印を押印してしまいました。どのように訂正すればよいでしょうか。

Q1の訂正方法

- ・返還誓約書に印字されている訂正する部分を二重線で削除し、押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印し、正しい氏名を記入してください。
 - ・改氏名後(訂正後)の氏名で署名・押印してください。
 - ・「改氏名届(所定の用紙)」を学校から受け取り、記入後に学校に提出してください。
- ※改氏名・フリガナ訂正は、届出金融機関で振込口座の改氏名・訂正の手続きも必要になり、同時に行わない場合は氏名不一致で振込ができない場合がありますので注意が必要です。

【第二種人的保証】

印紙税法第5条により印紙は必要ありません

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
 私は、独立行政法人日本学生支援機構学資金を下記の通り借用いたします。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。また、裏面の「個人情報同意事項」を承認し、同意します。

なお、私が借用した学資金は、第二種奨学金(利息付)であり、連帯保証人および保証人の保証を受ける制度(人的保証)を選択しました。

平成 28 年 5 月 1 日

借入金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生 本人	奨学生番号	816-04-000000	CD 7 001
	住所 〒162-8045	東京都新宿区市谷本村町 10-7	
	電話番号 03-0000-0000	携帯電話番号 080-0000-9999	
	Eメールアドレス abcdefg@0000.ne.jp		
氏名 (奨学 太郎)	フリガナ ショウガク タロウ	性別 男	印
署名	奨学 太郎	平成 9 年 5 月 1 日生	(奨学)

※本人、連帯保証人(親権者(1))、保証人及び親権者(2)欄に各自が署名・押印してください。
 ※連帯保証人及び保証人欄には実印(添付する印鑑証明書と同一印)を押印してください。

返 還 誓 約 書

(兼個人情報取扱いに関する同意書)

【第二種人的保証】

印紙税法第5条により印紙は必要ありません

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
 私は、独立行政法人日本学生支援機構学資金を下記の通り借用いたします。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。また、裏面の「個人情報同意事項」を承認し、同意します。

なお、私が借用した学資金は、第二種奨学金(利息付)であり、連帯保証人および保証人の保証を受ける制度(人的保証)を選択しました。

平成 28 年 5 月 1 日

借入金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生 本人	奨学生番号	816-04-000000	CD 7 001
	住所 〒162-8045	東京都新宿区市谷本村町 10-7	
	電話番号 03-0000-0000	携帯電話番号 080-0000-9999	
	Eメールアドレス abcdefg@0000.ne.jp		
氏名 (奨学 太郎) 市谷 太郎	フリガナ ショウガク タロウ	性別 男	印
署名	市谷 太郎	平成 9 年 5 月 1 日生	(市谷)

※本人、連帯保証人(親権者(1))、保証人及び親権者(2)欄に各自が署名・押印してください。
 ※連帯保証人及び保証人欄には実印(添付する印鑑証明書と同一印)を押印してください。

【提出用】

連帯保証人 親権者 (1)	住所 〒 812 - 0025 福岡県福岡市博多区店屋町 4-1	電話番号 092-000-0000	携帯電話番号 090-0000-9999	実印
	氏名 (奨学 一郎) フリガナ ショウガク イチロウ ② 奨学 春子 ② 続柄 父 ③ 昭和 35 年 2 月 2 日生	勤務先 奨学一郎 ① (株) 奨学機構 電話番号 092-0000-1111	実印 	
保証人	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29	電話番号	携帯電話番号 090-9999-9999	実印
	氏名 (機構 明子) フリガナ キコウ アキコ 機構 明子 続柄 おば 昭和 41 年 4 月 1 日生	勤務先 機構明子 (有) 機構商店 電話番号 090-0000-8888	実印 	
親権者 (2)	住所 〒 812 - 0025 福岡県福岡市博多区店屋町 4-1	電話番号	携帯電話番号	印
	氏名 (奨学 春子) フリガナ ショウガク ハルコ 署名 奨学 春子 続柄 母 **年**月 **日生	実印 		
*** *** *** *** ***	住所 〒 - *****	電話番号 *****	携帯電話番号 *****	***
*** *** ***	氏名 ***** フリガナ 署名 ***** 続柄 ***** **年**月 **日生			***

添付書類

1. 奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」(コピー不可)
2. 連帯保証人の「印鑑証明書」(コピー不可)
3. 連帯保証人の「収入に関する証明書」(コピー可)(例: 源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等)
4. 保証人の「印鑑証明書」(コピー不可)

『返還誓約書記載事項訂正届』(所定の用紙)は学校で受け取り、必ず返還誓約書と一緒に提出してください。

選任していた人物によって返還誓約書を提出することが困難になった場合は、提出期限までに直ちに学校へ申し出てください。

Q2の訂正方法

[署名の訂正]
・二重線で削除し、訂正・変更後の人物が押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印してください。
・署名可能な欄内に再度署名してください。
①の箇所に署名が困難でしたら②③の順で署名可能な箇所に再度署名してください。
[押印の訂正]
・誤って署名した人物の印を二重線で削除し、その直近で、かつ、当該者欄内に訂正・変更した人物の印を押印してください。

Q3の訂正方法

・いずれも二重線で削除し、その直近で、かつ、当該者欄内に押印してください。

Q4の訂正方法

・姓が同じでも署名の訂正は全て訂正してください。
・以下の例は誤った訂正例です。具体的には署名が名前の部分しか訂正されていません。また、訂正後の人物が訂正印を押すべきところ、訂正前の人物が訂正印を押しています。

【誤った訂正例】

機構 明子

Q5の訂正方法

[印字の訂正]
・返還誓約書に印字されている訂正部分を二重線で削除し、押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印し、正しい情報を記入してください。正しい情報を登録するため、『返還誓約書記載事項訂正届』(所定の用紙)にも必要事項を記入し、返還誓約書に添付してください。

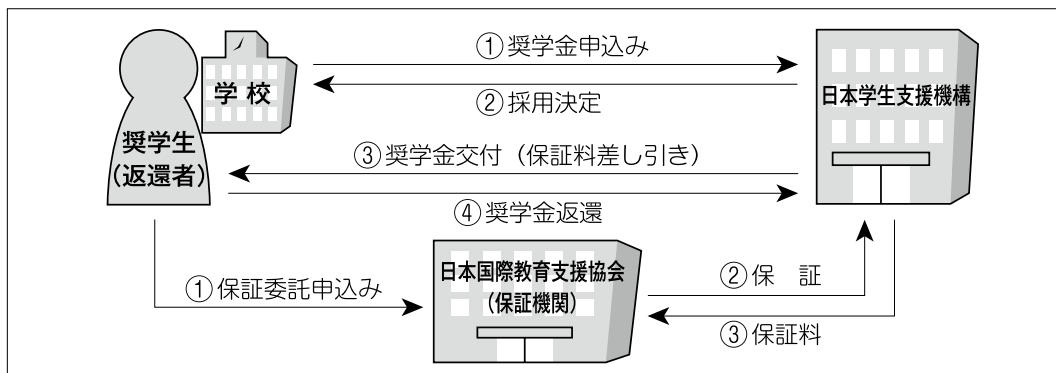
Q6の訂正方法

・奨学生本人の印を二重線で削除し、その直近で、かつ、当該者欄内に親権者(2)の印を押印してください。

3. 機関保証制度の仕組み

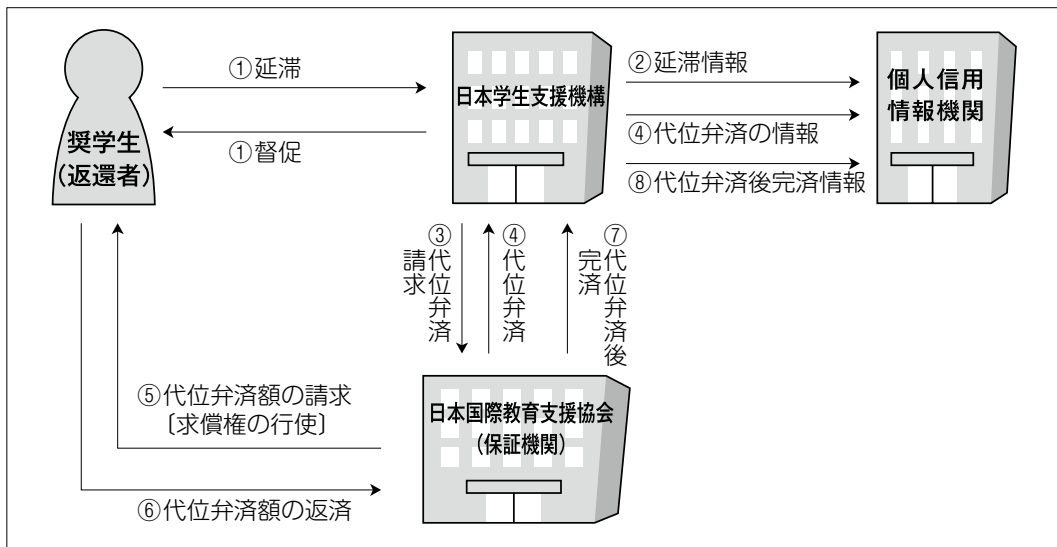
- 機関保証制度とは、本機構が指定する保証機関の連帯保証を受ける制度です。なお、保証機関に保証料の支払いが必要です。
- 機関保証制度加入者は、連帯保証人及び保証人は不要です。
- あなたが奨学金の返還を一定期間延滞した場合、あなたに代わって保証機関が機構に対して返済をします。その後、保証機関があなたにその分の返済を請求します。
- 保証料を支払っているから返還しなくても構わないということではありません。

3-1. 保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで



- ①あなたが本機構に奨学金を申し込みます。
同時に保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「協会」といいます）に対し保証委託を申し込みます。
- ②保証機関（協会）が債務の保証をし、本機構が採用決定をします。
なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）」の提出が必要です。
- ③本機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料を差し引き、あなたの口座に振り込みます。
※奨学金から差し引いた保証料は、本機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。
- ④貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。本機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。

3-2. 奨学金の返還を延滞した場合

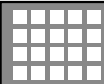


- ①あなたが奨学金の返還を一定期間延滞した場合、本機構はあなたに対し返還の督促を行います。
- ②延滞3か月以上となった場合、あなたの個人情報（延滞情報）が個人情報機関に登録されます。
- ③さらに延滞が続いた場合、本機構は保証機関（協会）に対し、あなたの奨学金の返還残額（元金、利息、延滞金の合計額）を請求します。〔代位弁済請求〕
- ④保証機関（協会）があなたの奨学金の返還残額を本機構に支払います（保証機関（協会）は、本機構が持っていたあなたへの債権を取得します）。〔代位弁済〕
また、あなたの個人情報（代位弁済の情報）が個人情報機関に登録されます。
- ⑤保証機関（協会）があなたに対し、本機構に支払った額（代位弁済額）を一括して請求します。〔求償権の行使〕
- ⑥あなたは保証機関（協会）に対し、代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10%（平成28年1月現在）の遅延損害金が課されます。返済に応じない場合、法的手続（財産、給与の差し押さえ等）が執られます。
- ⑦あなたが保証機関（協会）に代位弁済額を完済した場合、保証機関（協会）は代位弁済後の完済情報を本機構に提供します（代位弁済実行後5年以内）。
- ⑧本機構からの提供によりあなたの個人情報（代位弁済後完済情報）が個人情報機関に登録されます（代位弁済実行後5年以内）。



ポイント

保証機関（協会）からの返済の督促に応じない場合、法的措置（財産・給与の差し押さえ等）が執られます。



4. 奨学金の交付

- 奨学金は、あなた名義の口座に原則、11日に振り込みます。ただし、4月と5月は、それぞれ21日と16日に振り込みます。
- 振込日が、金融機関の休業日（土曜、日曜、祝日）にあたる場合は、その前営業日となります。
- 機関保証制度選択者は、貸与額から保証料を差し引いた金額を振り込みます。

○奨学金振込予定表

4月分	4月21日	8月分	8月10日	12月分	12月11日
5月分	5月16日	9月分	9月11日	1月分	1月11日
6月分	6月11日	10月分	10月11日	2月分	2月10日
7月分	7月11日	11月分	11月11日	3月分	3月11日



ポイント

- 貸与終了となる年度の3月分は2月分と合わせて2月10日に振り込まれます。

4-1. 奨学金の振込み

本機構や金融機関からの通知はありません。毎月の振込みが確実に行われているか、通帳に記帳して必ず確認してください。

もし不明な点が生じたときは、すぐに学校に問い合わせてください。



ポイント

- 採用時の初回振り込み等で、複数月分がまとめて振り込まれることがあります。

4-2. 振込口座の変更

(1) 変更方法

学校の担当者から「奨学金振込口座変更届」(所定の用紙)を受け取り、必要事項を記入の上、提出してください。

(2) 取扱い金融機関

ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合(一部を除く)の本支店で、かつ奨学生本人名義の普通預金口座または通常貯金口座に限ります。なお、各金融機関の貯蓄預金口座や、インターネット支店は使用できません。



平成 28 年 4 月現在、信託銀行・新生銀行・あおぞら銀行・新銀行東京・農業協同組合・外資系銀行・ネットバンク・コンビニ銀行の取扱いはありません。

4-3. 機関保証料

(1) 保証料の支払方法

機関保証制度に加入した場合、奨学金の貸与月額から保証料が差し引かれます。保証料は、本機構があなたに代わり保証機関(協会)に支払います。

また、月額変更や貸与期間変更を反映した月より、貸与額に対応した保証料が適用されます。

(2) 保証料月額の確認方法

保証料月額は、奨学生証の枠外下段に記載されています(6 ページ参照)。

目安となる「機関保証制度の保証料(目安)」は 79 ~ 82 ページを参照してください。

5. 奨学金の貸与月額の変更等

- 家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮して月額を選択してください。
- 本機構ホームページに掲載されている奨学金の貸与額及び返還額等の試算ができる「奨学金貸与・返還シミュレーション」を活用してください。

5-1. 奨学金の貸与月額の変更

(1) 奨学金の貸与月額

貸与月額については、77ページを参照してください。なお、表の一番右の列の金額を低月額と言います。

(2) 第一種奨学金の月額変更（増額・減額）

第一種奨学金は次の月額変更ができます。

①通学形態に変更がない場合

あなたの通学形態の範囲内でのみ月額を変更することができます。

②通学形態に変更がある場合

(ア) 自宅通学から自宅外通学への変更

自宅外通学の月額を希望する場合は、学校に申し出て「第一種奨学金貸与月額変更願（届）（増額）」（所定の用紙）を提出してください。審査のうえ自宅外通学の基準に該当していれば、自宅外通学の月額に変更します。

(イ) 自宅外通学から自宅通学への変更

必ず減額する必要があります。速やかに「第一種奨学金貸与月額変更願（届）（減額）」を提出してください。転居した翌月（月の初日の場合はその月）から自宅通学の月額に減額します。

③本人の選択による変更

低月額に変更する場合は、学校に申し出て「第一種奨学金貸与月額変更願（届）（減額）」を提出してください。

(3) 第二種奨学金の月額変更（増額・減額）

第二種奨学金は、必要が生じたときに月額の変更ができます。学校に申し出て「第二種奨学金貸与月額変更願（届）（増額・減額）」を提出してください。

ただし、短期間に増額や減額を繰り返すことや、一時的な理由によるものは認められません。学生生活上継続して必要とする場合に限りしますので、計画的に貸与を受けるようにしてください。

(4) 貸与月額の増額

連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。

(5) 保証料

貸与月額の増減により、保証料が変更となります。（79～82 ページ「3. 機関保証制度の保証料（目安）参照）



月額に増額して貸与される奨学金について（第二種奨学金）

- ①私立大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に在学する者について、下記の大学の貸与月額のほかに、医学・歯学課程においては16万円（下の表の12万円との差額の4万円が増額分です）、薬学・獣医学課程においては14万円（2万円が増額分です）の貸与月額を選択することができます。
- ②法科大学院の法学を履修する課程に在学する者について、下記の大学院の貸与月額のほかに19万円、22万円（それぞれ4万円と7万円が増額分です）の貸与月額を選択することができます。
- ③入学時特別増額貸与奨学金（10万円、20万円、30万円、40万円、50万円）の対象は、大学・短期大学・大学院（修士・博士前期・専門職、博士・博士後期）、専修学校専門課程の第1学年（編入学生は編入学年）及び高等専門学校の第4、5学年への編入学生及び専攻科・別科の第1学年となります。ただし、入学時特別増額貸与奨学金の振込みは、入学時一度だけに限ります。

○第二種奨学金貸与月額

大学学部・短期大学・高等専門学校(第4学年以上) 専修学校(専門課程)	3万円、5万円、8万円、10万円、12万円
大 学 院	5万円、8万円、10万円、13万円、15万円

5-2. 併用貸与

第一種奨学金と第二種奨学金両方の貸与を受けることを「併用貸与」といいます。併用貸与を希望する場合は学校へ相談してください。ただし、第一種奨学金の学力基準を満たしていることに加えて、年収・所得額の上限が第一種奨学金よりさらに低い家計基準が適用されます。なお、併用貸与を受けた場合は、貸与総額及び毎月の返還額が多額となりますので、将来の返還のことも十分に考慮して選択してください。



- 併用貸与を希望する人については、将来返還する際の負担を考慮して、適切な貸与月額を選択するよう、学校担当者による面談等指導を受けることがあります。
- 高等専門学校の第1学年から第3学年までの在学学生は、第二種奨学金の貸与を受けられませんので、併用貸与を申し込むことはできません。

5-3. 緊急採用・応急採用

(1) 緊急採用・応急採用とは

家計が急変したり、災害にあつたりした場合に、貸与できる奨学金です。家計支持者が失職、破産、事故、病気もしくは死亡等又は震災、風水害、火災、その他の災害により奨学金を緊急に必要とする場合は、随時申込みを受け付けていますので学校に相談してください。

(2) 申込み

- ①家計の急変事由が発生してから、12か月以内に申し込む必要があります。
- ②緊急採用は第一種奨学金（無利息）、応急採用は第二種奨学金（利息付）となります。
- ③すでに第一種奨学金を貸与中の人は応急採用を、第二種奨学金を貸与中の人は緊急採用を申し込むことができます。この場合、併用貸与となりますので、留意点として前記5-2.「併用貸与」を参照してください。

(3) 貸与期間

- ①緊急採用の貸与期間は、原則として事由が発生した月以降であなたが希望する月から採用年度末までとなります。緊急採用奨学金の継続を希望する場合は、学校に相談のうえ、所定の手続きをとってください（43ページ参照）。
- ②応急採用の貸与期間は、採用年度の4月以降であなたが希望する月から標準修業年限の終了月までとなります。
- ③採用年度よりも前に家計の急変が起こった場合、緊急・応急採用とも、入学した月を限度として家計の急変事由が発生した月まで遡ることができます。
- ④休学、留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）、留学に相当する間を貸与始期とすることはできません。

5-4. 他の団体や自治体等の奨学金との重複貸与

本機構は、原則として他の団体や自治体等の奨学金との重複貸与を禁止していませんが、他の団体では重複貸与を禁じている場合もあります（重複の可否についてはその団体に確認してください）。そのような場合には、あなたがどちらの奨学金を受けるか判断してください。

6. 貸与中の異動

- 異動とは、奨学生の身分に何らかの変動があったことをいいます。
- 異動の主なものには、改氏名・住所変更・休止・退学・辞退等があります。事由ごとに所定の用紙がありますので、学校に申し出て、用紙を受け取り提出してください。
- 退学・辞退したときは、必ず振替口座（61 ページ参照）への加入手続きをしてください。
- 貸与月額の増額、貸与期間の延長等の場合は連帯保証人及び保証人が所定の用紙に各自の署名、各自の実印を使用しての押印を行い、印鑑登録証明書を添付してください（人的保証制度選択者のみ）。

6-1. 改氏名・住所変更・連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先の変更

(1) 改氏名

住民票の表記のとおりでの氏名の届け出が必要であるため、氏名を変更したときは、「改氏名届」（所定の用紙）を学校に提出してください。なお、改名が伴う場合は、公的証明書が必要となります。詳細については、学校に確認してください。

併せて奨学金を受け取っているあなたの口座の名義変更も必要です。届け出がない場合は、奨学金の振込みができなくなります。

(2) 住所変更

採用時に本機構に届け出た住民票の住所から住民票登録住所を変更した場合（貸与終了後は現住所を変更した場合）は、学校に申し出て、手続きをしてください。

①奨学金貸与中

「住所変更届」（所定の用紙）を学校に提出してください。

②貸与終了後

スカラネット・パーソナル又は、「返還のてびき」（貸与終了時に配付）に掲載している「転居・改氏名・勤務先（変更）届」にて届け出てください。

連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の住所が変更された場合も同様です。

※ 電話番号、携帯電話番号、勤務先のみの変更の場合は貸与終了後に行ってください。

(3) 連帯保証人・保証人の変更（人的保証制度選択者のみ）

返還誓約書提出後に変更を希望する場合は、「連帯保証人・保証人等変更届」（所定の用紙）及び必要な添付書類（新連帯保証人の印鑑登録証明書・収入に関する証明書類、新保証人の印鑑登録証明書）を学校に提出してください。

①選任条件において不適格な者は認められません。9 ページの「連帯保証人・保証人の選任条件」を参照のうえ、必ず変更予定の新連帯保証人又は新保証人に了承を得たうえで変更を届け出てください。また、10 ページを参照のうえ、必要に応じて「返還保証書」及び資産等に関する証明書類も併せて提出してください。

②新しい連帯保証人又は保証人を立てることができない場合、機関保証に変更する手続きが必要です（45 ページ参照）。

(4) 本人以外の連絡先の変更（機関保証制度選択者のみ）

返還誓約書提出後に変更を希望する場合は、「連帯保証人・保証人等変更届」（所定の用紙）を学校に提出してください。

6-2. 休止

(1) 休止

休学（1か月以上の長期欠席を含む）した場合は、奨学金の交付は中止されます。これを休止といいます。必ず、休止の「異動願（届）」を学校に提出してください。なお、あなたの都合（休学等の事実はないが、今月のみ貸与は不要等）による奨学金の中断はできません。また、休学し奨学生の資格が中断した後に、あなたの口座に振り込まれた奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

(2) 長期にわたる休止

- ① 休止が2年（大学院奨学生で本機構が特に認めたときは3年）以内に終わった場合は、次項で説明する「復活」の手続きをすることにより、奨学金の交付が再開されることがあります。
- ② 休止が2年（大学院奨学生で本機構が特に認めたときは3年）を超える場合は、奨学生の資格を失います。休止と停止が連続して2年を超える場合も同様です。辞退の「異動願（届）」を提出してください。また、学校の指示に従い、振替用口座への加入手続きをおこなってください。なお、引き続き在学する場合は在学猶予の手続きをしてください。

6-3. 奨学金交付の復活

(1) 復活

休止が2年（大学院奨学生で本機構が特に認めたときは3年）以内に終わり、復活の「異動願（届）」の提出があったときは、奨学金の交付を復活することがあります。

(2) 休止後の復活

復活の「異動願（届）」を速やかに学校に提出してください。本機構で審査し、復活が可能であれば交付が再開されます。交付の再開時期については、学校に問い合わせてください。

6-4. 退学・辞退

(1) 退学

在学中にあなたの都合や授業料未納などによって学籍を失うことを退学といいます。退学する場合は、速やかに学校に申し出て、退学の「異動願（届）」を提出してください。退学の「異動願（届）」の提出が遅れると、延滞の原因となります。

(2) 辞退

在学中に奨学金が不要となり、その旨を届け出ることを辞退といいます。辞退する場合は、速やかに学校に申し出て、辞退の「異動願（届）」を提出してください。

(3) 退学・辞退後の手続き

退学・辞退した場合、いずれも奨学生としての資格はなくなります。本機構より「貸与奨学金返還確認票」が発行されますので、内容を確認してください。また、学校の指示に従い、振替用口座への加入手続きをおこなってください。なお、辞退した場合で、引き続き在学する場合は、在学猶予の手続きをしてください。退学して他の学校に引き続き在学する場合は、新たに入学した学校で、在学猶予の手続きをしてください。

なお、住所等に変更がある場合には、スカラネット・パーソナル又は「返還のてびき」（貸与終了時に配付）に掲載している「転居・改氏名・勤務先（変更）届」にて届け出てください。

(4) 退学・辞退した場合の返還時期

貸与終了（辞退した場合で引き続き在学し、在学猶予の手続きをした場合は、在学猶予期間終了）月の7か月後の27日から返還が開始されます。



ポイント

第二種奨学金については、在学猶予の手続きにより返還期限が猶予されている期間は、利息は付きません。在学しているにも関わらず在学猶予の手続きをしない場合は、返還が開始されます。

6-5. 退学等の後に振り込まれた奨学金の取扱い

(1) 返金の手続きについて

退学等で奨学生の資格がなくなった場合は、速やかに学校に申し出て、手続きをしてください。奨学生の資格がなくなった後にあなたの口座に振り込まれた奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

(2) 返金方法について

返金する必要が生じた場合は、学校で「奨学金返戻用振込用紙」（所定の用紙）を受け取り、返金すべき金額を学校に確認してください。返金額、奨学生番号、氏名等必要事項を記入して、返金額とともに金融機関の窓口へ提出してください。振込先金融機関を正しく指定している場合、振込手数料は無料です（「奨学金返戻用振込用紙」裏面参照）。なお、インターネットバンキングやATMからの振込みは本人確認ができない場合があるうえ、金融機関所定の振込手数料がかかります。

機関保証制度選択者の返金額は、貸与額から保証料を差し引いた実際に振り込まれた額です。1円単位となりますので注意してください。

6-6. 転学する時の手続き

退学又は卒業せずに他の学校の相当学年へ移動することを転学といいます（同一学種の学校間（例えばA大学学部からB大学学部への転出）に限ります）。

(1) 転学後、継続して貸与を希望する場合

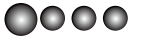
今まで在学していた学校及び転学先の学校両方の学校長が認めれば可能です。

ただし、第一種奨学金の場合、貸与期間は転学後の学校の標準修業年限から、転学前の学校ですでに貸与を受けた期間を除いた期間となります。

(2) 転学後、継続して貸与を希望する場合の手続き

転学前に転出校に申し出て「転学奨学金継続願」（所定の用紙）を提出してください。転学先の学校から本機構への提出期限は、転学後3か月以内です。

転学により貸与総額が増える場合は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。



6-7. 転学部（科）する時の手続き

在学する学校において、他の学部・学科・学群・課程に移ることや昼夜間部の別を変更することを転学部（科）といいます。

転学部（科）後、「転学部（科）届」（所定の用紙）を速やかに学校に提出することにより、引き続き奨学金の貸与を受けることができます。

ただし、第一種奨学金の場合、貸与期間は転学部（科）後の標準修業年限から、転学部（科）前にすでに貸与を受けた期間を除いた期間となります。

また、転学部（科）により貸与総額が増える場合は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用するの押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。

6-8. 編入学時の手続き

編入学には、退学又は卒業後に引き続き同一学種（大学学部→大学学部、大学院→大学院、短期大学→短期大学）の他の学校の修業年限の中途へ編入学する場合と、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）を卒業又は修了後に大学の修業年限の中途へ編入学する場合とがあります。



ポイント

大学院の編入学で奨学金の継続が認められる場合があるのは、同一課程への編入学となります。詳しくは在学している学校へお問い合わせください。

(1) 現在在学している大学を2年次終了時に退学し、他大学の2年次以上に編入学する場合

今まで在学していた学校及び編入学先の学校両方の学校長が貸与の継続を認めれば、引き続き奨学金の貸与を受けることができます。編入学前に転出校に申し出て「編入学奨学金継続願（編入学の1）」（所定の用紙）を提出してください。編入学先の学校から本機構への提出期限は編入学後3か月以内です。

なお、第一種奨学金の場合、貸与期間は、編入学した学校の標準修業年限から編入学前の学校ですでに貸与を受けた期間を除いた期間となります。また、編入学により貸与総額が増える場合は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用し、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。

①（事例）第一種奨学金の場合の貸与期間

第一種奨学金は、すでに2年間貸与を受けていますので、標準修業年限4年の場合はあと2年間、標準修業年限6年の場合はあと4年間貸与を受けることができます。また、通学形態の変更により自宅外月額を受けていた人が自宅通学に変更となる場合（第一種奨学金で設置者（国立・公立・私立）が変わる場合も）、必ず「奨学金貸与月額変更願（届）」（所定の用紙）を提出してください。

②（事例）第二種奨学金の場合の貸与期間

第二種奨学金については、最短で卒業する予定期まで貸与を受けることができます。

(2) 短期大学等（※）で奨学金を受けて卒業又は修了後、4年制大学の2年次以上に編入学する場合

第二種奨学金であれば、継続して貸与を受けることができます（下表を参照）。編入学した大学に申し出て「編入学奨学金継続願（編入学の2）」（所定の用紙）と「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」等必要な書類を編入学後3か月以内に提出してください。なお、継続できる奨学金は、貸与終了後1年以内のものに限ります。

① 貸与期間

編入学した大学の定める編入学生の卒業に必要な修業年限の終期までです。したがって、編入学した大学の規定により、2年次に編入した場合も、その学年から最短で卒業する予定期まで貸与を受けることができます。

② 「奨学生証」の交付及び「返還誓約書」の提出

編入学した場合、あらためて奨学生番号が付与され、「奨学生証」および「返還誓約書」が新たに交付されます。「返還誓約書」は学校が定めた期限までに提出してください。正しく提出されないと奨学金を全額返金したうえで、採用取消になります。

※「短期大学等」には、短期大学のほか、高等専門学校、専修学校専門課程を含みます。

○卒業又は修了後に編入学した場合の貸与の可否

編入学後に貸与を希望する奨学金の種類	第一種	第二種
編入学前の奨学金の種類		
第一種	× (継続はできません) ※編入学後の学校で第一種の新規申込は可能です。	○ (継続できます) ※奨学金の種類は第一種から第二種に変更されます。
第二種		○ (継続できます)

6-9. 貸与期間延長（第二種奨学金のみ）

（1）貸与期間の延長

在学学校長が特に認めるときは、貸与終期から1年の範囲内で貸与期間の延長を申請することができます（第二種奨学金のみ）。

①延長できる事由

卒業延期の事由が下記（ア）～（エ）の場合に限ります。

（ア）留学による場合

（イ）病気療養による場合

（ウ）ボランティア活動による場合

（エ）被災（災害に起因する特殊事情を含む）による場合

②延長を希望する場合

貸与期間が終了する前に「第二種奨学金貸与期間延長願」（所定の用紙）を学校に提出してください。また、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。提出期限等は、学校に確認してください。

（2）貸与期間延長後の休止

第二種奨学金貸与期間延長後に休学・留学等により休止した場合、復活を認めることがあります。貸与終期の延長はありません。延長後の貸与終期までに復学しない場合は辞退の手続きをしてください。

6-10. 緊急採用者の奨学金継続（第一種奨学金のみ）

(1) 緊急採用（第一種）の奨学金継続

緊急採用（第一種）で採用された奨学生の貸与終期は採用年度末です。ただし、家計状況が好転しないなどの理由で引き続き緊急採用（第一種）奨学金を必要とする場合は、毎年継続を申請し承認されなければなりません。毎年承認された場合は、標準修業年限の終期まで貸与を継続することができます。

貸与の継続を希望する場合は、「奨学金継続に係る申告書」（所定の用紙）及び「緊急採用（第一種）奨学金継続願」（所定の用紙）を学校に提出してください。また、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。

(2) 緊急採用（第一種）の奨学金継続後（貸与中）の休止

緊急採用（第一種）奨学金継続後に休学・留学等により休止した場合、当年度中のみ復活を認めることがあります。貸与終期の延長はありません。当年度中に復学しない場合は辞退の手続きをしてください。

6-11. 奨学金貸与中に留学する時の手続き

(1) 現在貸与を受けている奨学金の留学中の取り扱い

現在貸与を受けている奨学金の種類によって以下のように取り扱いが異なります。

①第一種奨学金の貸与を受けている人

(ア) 継続貸与

「留学奨学金継続願」（所定の用紙）を在学している学校を通じて提出することにより、継続貸与ができる場合があります。継続貸与を希望しない場合は、「休止」又は「辞退」の手続きをしてください。

ただし、留学経費の出所によって「留学奨学金継続願」の提出の要否が異なります。詳しくは学校に問い合わせてください。

(イ) 「留学時特別増額貸与奨学金」及び「第二種奨学金（短期留学）」

「留学奨学金継続願」（所定の用紙）を提出した人については、「第二種奨学金（短期留学）」の「留学時特別増額貸与奨学金」（10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか）のみの貸与を申請することができます。

また、同時に第二種奨学金（短期留学）月額貸与を申請することもできます。

②第二種奨学金の貸与を受けている人

(ア) 継続貸与

「留学奨学金継続願」(所定の用紙)を在学している学校を通じて提出することにより、今、貸与を受けている第二種奨学金の継続貸与ができる場合があります。継続貸与を希望しない場合は、「休止」又は「辞退」の手続きをしてください。

ただし、留学経費の出所によって「留学奨学金継続願」の提出の要否が異なります。詳しくは学校に問い合わせてください。

(イ) 「留学時特別増額貸与奨学金」及び「第二種奨学金(短期留学)」

「留学時特別増額貸与奨学金」(10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか)の貸与を希望する場合は、貸与中の第二種奨学金を「休止」又は「辞退」し、第二種奨学金(短期留学)を申請する必要があります。

ただし、留学時特別増額貸与奨学金のみの貸与を受けることはできません。

(2) 留学希望者への奨学金

留学の時に利用できる奨学金制度は、以下のような制度があります。

- ①国内の学校を卒業後に、海外の大学等に進学する場合「第二種奨学金(海外)」があります。「入学時特別増額貸与奨学金」(10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか)の申請もできます。詳しいことは在学している学校又は出身校に問い合わせてください。
- ②国内の学校に在籍中に、海外の大学等へ短期留学をする場合「第二種奨学金(短期留学)」があります。「留学時特別増額貸与奨学金」(10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか)の申請もできます。詳しいことは在学している学校に問い合わせてください。



ポイント

- 留学する場合は、必ず在学している学校に申し出て所定の手続き(「休止」「辞退」「継続」のいずれか)を行ってください。
- 本機構が実施する海外留学支援制度(大学院学位取得型・協定派遣)及び官民協働海外留学支援制度の受給期間は、「留学奨学金継続願」(所定の用紙)を提出せずに貸与の継続ができます。

6-12. 保証制度の変更

(1) 「人的保証」から「機関保証」への変更

連帯保証人又は保証人に死亡等やむを得ない事由が発生し、保証ができなくなった時は、機関保証への変更ができます。学校に必要書類を提出してください。

①変更手続きの時期

在学している学校に相談してください。

②保証料の一括振込

保証機関（協会）の規定に基づいた額を一括で振り込むことになります。所定の期限までに保証料の支払いがないときは、奨学金の貸与が受けられなくなる場合があります。

(2) 「機関保証」から「人的保証」への変更

機関保証から人的保証への変更はできません。



ポイント

すでに貸与を経過した月数や期間によっては機関保証へ変更するために振り込む保証料が多額になることがあります。当初の連帯保証人及び保証人を選任できなくなった場合などは、速やかに学校へ申し出るようにしてください。

(参考)

平成 28 年 4 月に第二種奨学生に採用され、月額 12 万円、48 か月の貸与を受けた人（貸与総額 576 万円）が、貸与終了時に機関保証へ変更する場合に振り込む保証料は、貸与利率を上限の 3.0% と仮定して計算した場合、33 万 6 千円程度になります。

7. 貸与額通知書

- 「貸与額通知書」(47 ページ参照) は毎年 12 月～2 月頃にお渡しします。
- 「貸与額通知書」には、前年度の「貸与額通知書」でお知らせした期間の次の振込日(新規に採用された場合は貸与開始時期)から直近の振込日までの期間の奨学金貸与総額の明細が記載されています。
- 必ず内容を確認し、内容に不明な点があれば、速やかに学校に申し出てください。
- あなたが人的保証制度選択者の場合は、必ず、連帯保証人及び保証人にも確認してもらってください。
- あなたが未成年の場合は、必ず、親権者(父母等)又は未成年後見人にも確認してもらってください。

適格認定とは、奨学生にとって、1 年間の学生生活や修学状況等を振り返り、自己点検することで、奨学生としての自覚を再認識する重要な機会です。

また、奨学金の必要性や貸与月額を改めて判断することで、貸与終了後の返還について考える重要な機会でもあります。

「貸与額通知書」をもとに、奨学金の申込時の内容で、順調に奨学金の貸与を受けているのか、また、貸与予定総額はいくらか、今の月額は適切かなどを確認してください。

また、将来の返還について、あなたの計画や見通しを改めて考える機会としてください。



貸与額通知書

(参考)

2016年11月12日

貸与額通知書(第一種)

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を下記のとおり貸与しています。確認してください。なお、本通知書の内容を連帯保証人・保証人〔人的保証制度選択者〕・親権者（後見人）にお知らせください。

氏名 育英 花子
 奨学生番号 61604999999
 学籍(学生証)番号 009510
 学校名 支援大学 法学部

独立行政法人
 日本学生支援機構理事長

記

1. 現在の貸与額 432,000円
 2. 貸与の始期～貸与の終期(予定) 2016年4月～2020年3月
 3. 現在の貸与月額 54,000円
 4. 貸与の始期から終期までの貸与額(予定) 2,592,000円
 5. 振込明細(前回までにお知らせした振込額を除いています。)

振込日	振込額	備考
2016年 5月16日	108,000円	
2016年 6月10日	54,000円	
2016年 7月11日	54,000円	
2016年 8月10日	54,000円	
2016年 9月 9日	54,000円	
2016年10月11日	54,000円	
2016年11月11日	54,000円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

次回振込予定額 2016年12月9日 54,000円

本通知書は 2016年11月11日 振込後で作成してあります。

(注) 機関保証制度加入者の振込額には保証料が含まれています。

※本ページの「貸与額通知書」は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

8. 奨学金継続願

- 奨学生は、来年度の奨学金継続希望の有無を、毎年1回、本機構に提出（インターネット入力（以下、「入力」といいます））しなければなりません。
- 「奨学金継続願」提出（入力）時には、「奨学金継続願」提出（入力）までの直近1年間のあなたの収支状況を報告してもらいます（49ページ参照）。
- 「奨学金継続願」を提出（入力）後、学校は適格基準に基づき、継続の可否を判断します。学校の適格認定の結果によっては、来年度の貸与が継続できない場合もあります。

8-1. 「奨学金継続願」の提出（入力）

(1) 「奨学金継続願」の提出（入力）方法

「奨学金継続願」はインターネットを通じて本機構へ提出します。74ページ「3. スカラネット・パーソナル」に記載の新規登録・ログイン手順にしたがって早めにスカラネット・パーソナルに登録してください。

「奨学金継続願」は以下（2）のとおり学校の定めた期間内にスカラネット・パーソナルから「奨学金継続願」の画面にアクセスし、「奨学金の継続を希望します」を選択するとともに、その他の必要事項を入力します。詳細な入力方法については、学校に問い合わせてください。

(2) 「奨学金継続願」の提出（入力）期間

提出（入力）期間は学校が定めています。



詳細な入力方法については、「貸与額通知書」の交付時にお知らせします。

8-2. 「奨学金継続願」を提出（入力）しない場合

学校が定めた期限までにインターネットを通じて提出（入力）しない場合は、廃止となり奨学生の資格を失います。速やかに貸与終了時の手続きをおこなってください。なお、引き続き在学する場合は在学猶予の手続きをしてください。

特別な事情により、どうしても学校が定めた期限までに「奨学金継続願」を提出（入力）できないと予想される場合には、前もって学校に申し出てください。

8-3. 奨学金の継続を希望しない場合

奨学金の継続を希望する場合と同様に、スカラネット・パーソナルから「奨学金継続願」の画面にアクセスし、「奨学金の継続を希望しません」を選択し、学校が定めた期限までに提出（入力）すると、4月以降の奨学金は辞退となります。

辞退後は、速やかに貸与終了時の手続きをおこなってください。なお、引き続き在学する場合は在学猶予の手続きをしてください。

8-4. 経済状況の報告

貸与を受けている奨学金の月額が適切か判断する目安とするため、「奨学金継続願」の入力時に直近 1 年間の収支状況を報告してもらいます。

支出に比べて収入が一定額以上に多いときには、適切な貸与月額を選択するよう、学校担当者から面接等で指導を受けることになります。

将来の返還を意識して貸与月額を選択するようにしてください。また、奨学金を含め毎月の収支についてよく認識したうえで学生生活を送ってください。

(参考) 平成 27 年度の適格認定では、直近 1 年間の収支状況について、次の内容を報告してもらいました。これを参考に、日頃から自分の収支を記録する習慣を身に付けるようにしてください。

なお、報告する内容については追加等が生じることがあります。

大学学部・短期大学・高等専門学校・専修学校	
あなたの 1 年間の<収入>	あなたの 1 年間の<支出>
①家庭からの給付 ②日本学生支援機構の奨学金 ③日本学生支援機構以外の奨学金 ④アルバイト等収入 ⑤その他	①学費 ②修学費 ③家賃（家族と同居していない者のみ） ④食費（家族と同居している者は外食費用） ⑤通信費（家族と同居していない者は光熱水料通信費） ⑥機関保証制度の保証料（機関保証制度加入者のみ） ⑦その他

大 学 院	
あなたの 1 年間の<収入>	あなたの 1 年間の<支出>
①アルバイト等収入 ②配偶者の定職収入 ③日本学生支援機構の奨学金 ④日本学生支援機構以外の奨学金 ⑤父母等からの給付 ⑥その他	①学費 ②修学費 ③家賃（父母と同居していない者のみ） ④食費（父母と同居している者は外食費用） ⑤通信費（父母と同居していない者は光熱水料通信費） ⑥機関保証制度の保証料（機関保証制度加入者のみ） ⑦その他

9. 適格認定

- 学校は、奨学生の皆さんの学修状況や生活状況から、奨学生として採用された後も引き続き適格性を有しているか否か等を確認し、学業成績等に応じて奨学金継続にかかる必要な措置をとります。この認定を「適格認定」といいます。
- 「適格認定」の結果によっては、奨学金の貸与が廃止されたり、停止されたりすることがあります。

9-1. 適格認定による奨学金の継続

(1) 適格認定とは

あなたが提出（入力）した「奨学金継続願」の内容と平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が適格基準に基づき奨学金継続の可否等を判断します。これを「適格認定」といい、「廃止」「停止」「警告」「継続」の区分に応じて行われます。

したがって、「奨学金継続願」を提出（入力）しても必ず継続して貸与されるとは限りません。

(2) 適格認定の4つの基準

①人物について

生活全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返還義務が伴うことを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。

②健康について

今後とも引き続き修学に耐え得るものと認められること。

③学業について

修業年限で確実に卒業（修了）できる見込みがあること。なお、卒業（修了）延期が確定した人又は卒業（修了）延期の可能性が極めて高い人等は、適格認定において奨学金は原則「廃止」となります。

④経済状況について

修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。



ポイント

当年度の修業単位（科目）数が皆無の人又は極めて少ない人も、奨学金は原則「廃止」となります。

(3) 適格認定の区分

適格認定は、次の区分に応じて行われます。

- ①廃止……奨学金の交付を取り止めます（奨学生の資格を失います）。
- ②停止……1年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止します。ただし、停止の事由が継続している場合は、当該停止期間を経過後1年を限度として学校長が定める期間、停止を延長します。なお、「停止」からの復活については、51 ページ9-2を参照してください。
- ③警告……（ア）奨学金の交付を継続します。
（イ）学業成績が回復しない場合は、次回の適格認定時以後に奨学金の交付を停止又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導します。
- ④継続……奨学金の交付を継続します。

(4) 「廃止」「停止」の処置を受けた場合

「廃止」「停止」の場合は、4月以降の奨学金は振り込まれません。

9-2. 適格認定で停止されている人の奨学金交付の復活

適格認定で奨学金の交付が停止されている人の奨学金の交付を再開する手続きは、以下の流れとなります。

- (1) 停止期間満了時の学校が定める期限までに、交付の再開を願い出る「奨学生学修状況届」（所定の用紙）を提出してください。
- (2) 学校が交付を再開することが適当であると認定した場合、奨学金の交付を復活することがあります。
※奨学金の交付が停止されている事由（学業不振等）を解消することが必要です。



ポイント

- 「学校処分」を理由として奨学金の交付を停止されていた人が「復活」する場合は、貸与期間の終期を延長することはできません。
- 奨学金の交付が停止された期間（休止された期間も含む）が2年を超える場合は、奨学生の資格を失います。

9-3. 適格認定で「停止」「警告」と認定された人の「処置通知」等

(1) 「処置通知」「処置内容について」

「停止」「警告」のいずれかの処置となった人は、学業成績向上に向けて、自らが受けた処置内容を自覚し、学業に精励することがこれまで以上に強く望まれます。学校から配付される「処置通知」及び「処置内容について」の内容を理解したうえで、学業に精励してください。

(2) 「適格認定処置確認書」

「停止」又は「警告」の処置者については、処置内容を理解し、学業に精励することを確認したうえで「適格認定処置確認書」（所定の用紙）に署名・押印し、学校に提出することが必要です。



ポイント

- 適格認定が適切でなかったことが判明した場合は、認定時に遡って「廃止」又は「停止」に処置を変更します。
- 遡って処置の変更をされた場合は、その遡った期間に振り込まれた奨学金を速やかに返金しなければなりません。

10. 第二種奨学金に係る利率の算定方法の選択制

- 第二種奨学金の利率の算定方法は、①「利率固定方式」と②「利率見直し方式」があり、申し込む際にいずれか一方を選択します。
- 実際の利率及び割賦金は貸与終了後に、本機構より「第二種奨学金の返還条件等通知および口座振替（リレー口座）加入通知」で通知します。
- いずれの方式も基本月額に係る利率は、年 3.0%が上限です。奨学金貸与中、在学猶予中及び返還期限猶予中は、無利息です。

10-1. 利率算定方法選択制

(1) 「利率固定方式」と「利率見直し方式」

利率は、奨学金の申込み時に選択した「利率の算定方法」に基づいて算定されます。奨学金貸与中に「利率の算定方法」の変更を届け出た場合は、最後に届け出た「利率の算定方法」に基づいて算定されます。それぞれの方式の詳細は、以下のとおりです。

○「利率固定方式」と「利率見直し方式」について

①「利率固定方式」	<p>貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財投（固定利率の財投）の利率が返還完了まで適用されます（財投の借入以外に債券を発行したときは、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します）。</p> <p><u>将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。</u></p>
②「利率見直し方式」	<p>貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財投（5年利率見直しの財投）の利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごとに財投の利率が適用されます（いずれの場合も、財投の借入以外に債券を発行したときは、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します）。</p> <p><u>将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。</u></p> <p><u>一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。</u></p>

(2) 基本月額に係る利率

年度末の貸与終了者の基本月額に係る利率は次のページの表のとおりです。
なお、詳しくは、本機構ホームページを確認してください。

○第二種奨学金の貸与利率

	区 分	利率固定方式	利率見直し方式
貸与終了年月	平成 24 年 3 月	1.17%	0.40%
	平成 25 年 3 月	1.08%	0.20%
	平成 26 年 3 月	0.82%	0.20%
	平成 27 年 3 月	0.63%	0.10%
	平成 28 年 3 月	未定	未定
	平成 29 年 3 月	未定	未定
	平成 30 年 3 月	未定	未定
	平成 31 年 3 月	未定	未定

10-2. 増額貸与利率の算定方法

- ①私立大学の医学・歯学・薬学又は獣医学を履修する課程に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合
- ②法科大学院に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合
- ③入学時特別増額貸与奨学金を受けた場合

上記①～③の貸与利率は、基本月額に係る利率と増額月額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」といいます）を加重平均して決定されます。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりです。

基本月額に係る利率：「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定されます（年3.0%が上限です）。

増 額 貸 与 利 率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率となります。

10-3. 「利率の算定方法」の変更手続き

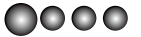
(1) 変更申請期間

貸与期間が終了する年度の一定期間前まで変更できますが、その期限は年度によって異なります。詳しくは学校へ確認してください。

(2) 変更方法

「第二種奨学金『利率の算定方法』変更届」（所定の用紙）を学校を通じて提出してください。人的保証制度選択者は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印による押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です。

なお、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合は、貸与が終了する月の前月までに学校を通じて変更の手続きをしてください。



(3) 「利率の算定方法」を変更できない場合

- ①振込保留中、休・停止中
- ②「人的保証から機関保証への変更」の手続き中
- ③貸与終了後
- ④第一種奨学金のみと入学時特別増額貸与奨学金で採用された場合の入学時特別増額貸与奨学金

※原則として入学時特別増額貸与奨学金は初回振込時に全額振り込まれ、利率及び「利率の算定方法」がその時点で確定するためです。第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金を申し込んだ人の場合は変更できません。

11. 今後の進学

- 学校を卒業後、引き続き進学し、奨学金を受けたい場合は、改めて申し込みをしてください。また、本機構の奨学金を取り扱っているかどうか、事前に確認してください。
- 在学中に返還期限の猶予を希望する場合は、進学先で在学猶予の手続きをしてください。

11-1. 採用方法

(1) 在学採用

進学後に奨学金を借りる手続きをすることを、「在学採用」といいます。手続きは、進学先の学校で受け付けます。実施時期などは、進学先の学校にお問い合わせください。



ポイント

専修学校専門課程の学校の中には、日本学生支援機構の奨学金を取り扱っていない学校がありますので、必ず進学予定の学校にお問い合わせください。

(2) 予約採用（大学院への進学の場合）

進学前に奨学金を借りる手続きをすることを、「予約採用」といいます。手続きは、進学先の大学院で受け付けます。



ポイント

予約採用を実施しない大学院もありますので、必ず進学先にお問い合わせください。

11-2. 貸与期間

過去に本機構の奨学金の貸与を受けた人が同一学種（課程）で、新たに、同じ貸与種別の奨学金（第一種奨学金または第二種奨学金）を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合があります。

なお、所定の要件を満たす場合に限り、第一種奨学金は、手続きにより全ての学種（課程）を通じて1回限り、第二種奨学金は、各々の学種（課程）において1回限り、現に在学する学校の標準修業年限に達するまで再貸与を受けることができます。詳細については、学校にお問い合わせください。

11-3. 在学猶予

貸与終了後に引き続き進学（又は在学）し、卒業まで返還期限の猶予を希望する場合は、速やかに在学先で在学猶予の手続きをしてください。在籍期間は返還期限が猶予されます。ただし、在学猶予を受けることができない学校の場合は、別途願い出る必要があります。詳細については、学校にお問い合わせください。

12. 特に優れた業績による返還免除

- 本制度は、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた人として本機構が認定した場合には、貸与終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。
- 各大学院において、教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績について、学内選考委員会が総合的に評価することにより返還免除候補者の推薦の選考が行われます。
- 返還免除候補者の免除認定は、本機構における学識経験者を含む委員で構成する業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て行います。

12-1. 制度

(1) 大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた人として本機構が認定した場合には、貸与終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学院を置く大学の学長が学内選考委員会の審議（外国の大学院で貸与を受けた「海外大学院学位取得型」学生においては、機構に設置される委員会の審議）に基づき推薦する人について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行われます。

(2) 対象者

- ①平成 16 年度以降の大学院第一種奨学金採用者で、当該年度中に貸与終了する人。
- ②必ずしも課程修了は要件とはしませんが、貸与終了時に在学している課程で特に優れた業績を挙げたことが必要です。また、平成 27 年度以降、各大学の判断により、大学院入試の結果等に基づき、大学院博士課程に進学し、第一種奨学金の貸与を受ける学生（「海外大学院学位取得型」及び「海外協定派遣」は対象外）においては、奨学生採用時（予約採用においては予約採用候補時）に返還免除の内定を受けることができる制度を導入しました。

なお、返還免除の認定は、上記 (2) ①の対象者を含め、59 ページ「12-4. 認定」により認定されます。詳しくは、大学にお問い合わせください。



ポイント 返還免除の内定を受ける者として適当でないと認められた場合は、返還免除の内定が取り消されます。

12-2. 具体的な評価項目

各大学院において、課程の趣旨・目的や学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮し、大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績のそれぞれにつき、本機構の奨学規程に基づき具体的な評価項目を設定し、学内選考委員会がこれに沿って総合的に評価することにより免除候補者の推薦の選考が行われます。

(大学における推薦方法)

学内選考委員会が令第8条第2項の調査審議において候補者として推薦すべき者を選考する際は、選考に係る学生の、当該大学院における教育研究活動等に関する次表左欄に掲げる業績及び当該大学院における専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する同欄の業績について、同表右欄に定める基準に基づき各大学院が設定する具体的な評価項目により、総合的に評価して行うものとする。ただし、次条第5項の規定に基づき返還免除を行う者として内定を受けた者（同項ただし書により当該内定が失効している者を除く。）については、候補者として推薦すべき者として選考するものとする。

業績の種類	機構が定める評価基準
省令第36条第1号に定める「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること
省令第36条第2号に定める「大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究の成果」	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること
省令第36条第3号に定める「大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果」	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること
省令第36条第4号に定める「著書、データベースその他の著作物（省令第36条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）」	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等を除く。）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること
省令第36条第5号に定める「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること
省令第36条第6号に定める「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること
省令第36条第7号に定める「研究又は教育に係る補助業務の実績」	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること
省令第36条第8号に定める「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること
省令第36条第9号に定める「スポーツの競技会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること
省令第36条第10号に定める「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること
省令第36条第11号に定める「その他機構が定める業績」	大学院博士課程において、第19条第2項又は第21条第1項の事由に該当することなく修業年限内で課程を修了すること。ただし、修業年限の終期より前に貸与期間が終了となる場合は、修了する見込みであること

(奨学規程 第47条第3項)

12-3. 返還免除の願い出

- (1) 貸与が終了する年度に大学が設定する応募期間中に願い出てください。
貸与が終了した年度の翌年度以降に願い出ることはできません。辞退・退学等の異動により貸与終了する場合は、「異動願（届）」を提出のうえ、応募期間中に願い出てください。特に年度末間近の辞退・退学等の異動については、大学の指示に従って手続期限に十分注意してください。
- (2) 返還免除を希望する人は、大学の指示に従って「業績優秀者返還免除申請書」（所定の用紙）を大学に提出してください。添付資料として特に優れた業績を証明する資料が必要となります。
- (3) 貸与終了時に、振替用口座（リレー口座）への加入手続きを必ず行ってください。
- (4) 外国の大学院で貸与を受けた「海外大学院学位取得型」の人は、国内連絡先へ送付される募集要項等を確認し、申請に必要な書類を全て揃えたうえで、募集要項等に記載している本機構返還免除課宛に簡易書留などにより郵送してください。

12-4. 認定

(1) 本機構の認定

- ①返還免除者の認定は、学識経験者を含む委員で構成する業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て行います。
- ②全額免除、一部（半額）免除の認定は、各大学院ごとに課程別に推薦された奨学生に付された順位の上位 1 / 3 以内の者を全額免除とし、それ以外の者を一部（半額）免除とすることを基本としますが、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定されない場合があります。

(2) 認定結果通知

業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定後、各大学および推薦された各奨学生に通知します。

海外大学院学位取得型の人は、国内連絡先に通知します。

12-5. その他

(1) 年度途中で貸与が終了する人へ

当該年度の早い時期に辞退・退学等により貸与が終了する人については、免除の認定結果が出る前に返還期日が到来することがあります。返還免除を希望する人は、認定結果が確定するまでの間、振替用口座（リレー口座）から返還が始まらないよう、返還期日が到来する前に「奨学金返還期限猶予願」（「返還のてびき」（貸与終了時に配付）に掲載）を「業績優秀者返還免除申請書」の写し等と併せて大学に提出してください。提出により貸与が終了した月の翌年度の9月末日までの期間、返還期限を猶予します。

海外大学院学位取得型の人は、「奨学金返還期限猶予願」を59ページ「12-3. 返還免除の願い出（4）」の募集要項等に記載している本機構返還免除課宛に簡易書留などにより郵送してください。提出により貸与が終了した月の翌年度の9月末日までの期間、返還期限を猶予します。

なお、貸与終了後も引き続き在学する人は、在学猶予の手続きをしてください。

特に優れた業績による返還免除について、詳しくは大学にお問い合わせください。

(2) 一部免除の認定を受けた場合

59ページ「12-4. 認定（1）」により一部免除の認定を受けた人は、借用金額から免除額を差し引いた金額で返還が開始されます。

(3) 機関保証制度を選択した場合の保証料について

機関保証制度を利用されている人への保証料を返還する時期は、全額免除または一部免除（半額免除）の認定により異なります。

全額免除の認定を受けた場合、特に優れた業績による返還免除の認定通知を受領した時から約2か月後に返還します。

一部免除の認定を受けた場合、残額を返還後に返還完了通知を受領した時から約2か月後に返還します。

いずれの場合も、機関保証業務実施機関である公益財団法人日本国際教育支援協会から、振替用口座（リレー口座）へ振り込む予定です。

13. 貸与終了時の手続き

- 「貸与奨学金返還確認票」と「口座振替（リレー口座）加入申込書」を受けとってください。
- 「貸与奨学金返還確認票」の印字内容を確認してください。
- 奨学生全員が振替用口座に加入する必要があります。
- 口座振替加入申込書の「預・貯金者控」のコピーを学校へ提出してください。

13-1. 貸与奨学金返還確認票

(1) 内容の確認

貸与終了時に交付する貸与奨学金返還確認票（以下、「返還確認票」といいます）には奨学金の貸与や返還に係る情報が印字されています。

人的保証制度選択者は連帯保証人及び保証人に、機関保証制度選択者の場合は本人以外の連絡先として届け出ている方にも必ず確認してもらってください。

(2) 内容の変更・人物の変更

「返還確認票」の印字内容に変更や追加がある場合や、連帯保証人又は保証人、本人以外の連絡先（機関保証）の人物を変更する場合は、すぐに学校に申し出てください。

13-2. 振替用口座（リレー口座）

(1) 振替用口座について

奨学金の返還は、口座振替（引落し）により行います。

奨学生が卒業後に返還するお金が後輩の奨学金として直ちに利用されていくことから、本機構では返還に使用する口座を「リレー口座」と呼んでいます。

(2) 振替用口座への加入手続

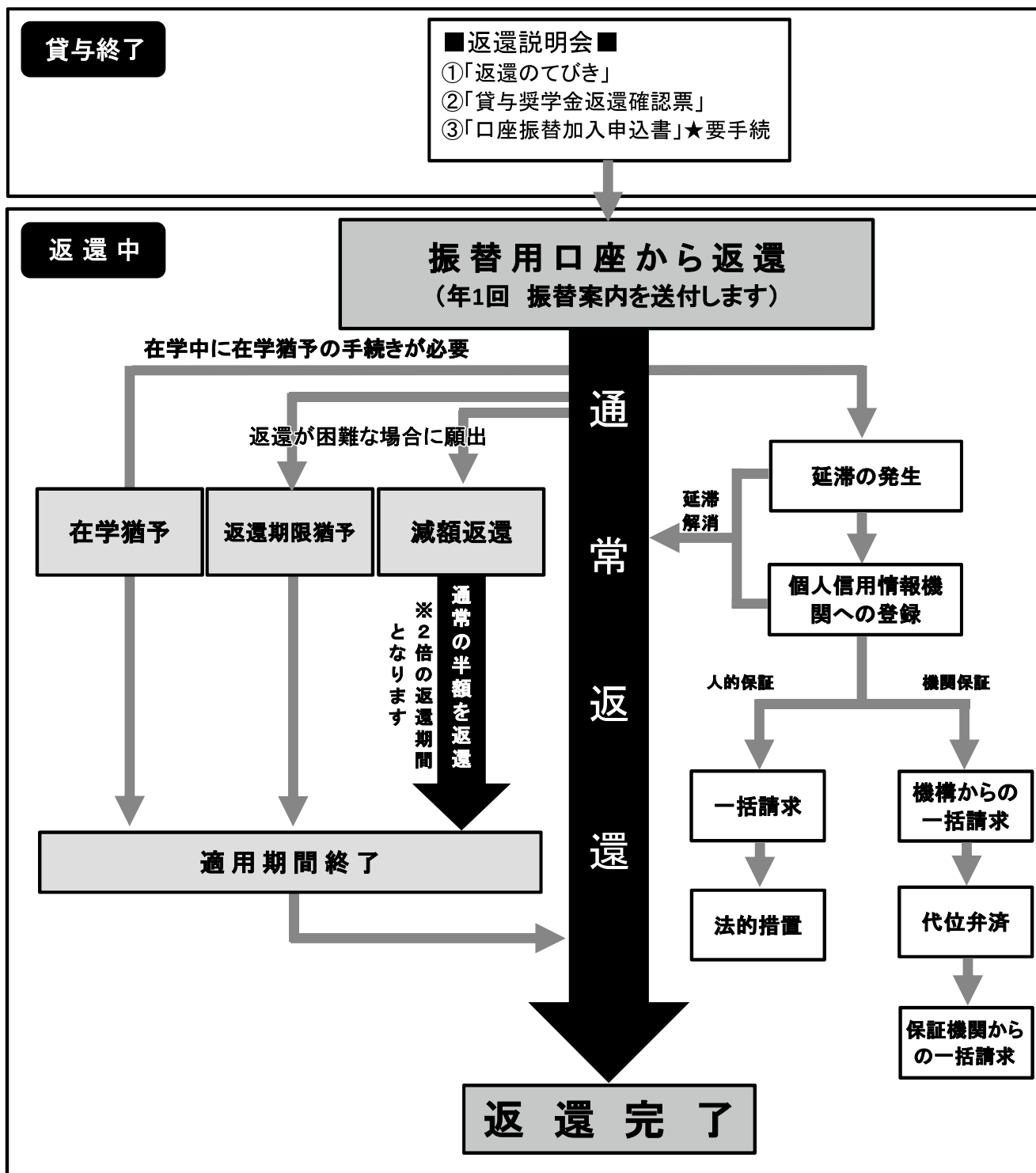
金融機関の窓口へ「口座振替（リレー口座）加入申込書」を提出してください。また、学校が指定する期日までに口座振替加入申込書の「預・貯金者控」のコピーを学校へ提出してください。



奨学金の振込口座から、返還を希望する場合でも、必ず加入手続が必要です。

第二部 貸与終了後の返還

図解 2 <貸与終了から返還完了まで>





1. 奨学金の返還

- 貸与終了の翌月から数えて7か月後から返還が始まります。
- 3月貸与終了または、3月末に在学猶予期限が終了した場合は、10月から返還が始まります。
- 月賦返還の場合は、毎月27日に引き落とします。
- 月賦・半年賦併用返還の場合は、毎月27日に月賦分を、1月と7月の27日に半年賦分を引き落とします。なお、1月と7月の返還額は、その他の月の7倍になります。
- 返還が困難になった場合は、必ず、本機構に連絡し、相談してください。

1-1. 奨学金の返還方法及び返還例

(1) 奨学金の返還方法

奨学金の返還は、金融機関の口座からの振替（引落し）により行います。本機構では口座振替による返還方法及び返還に使用する口座を「リレー口座」と呼んでいます。

①振替用口座の加入手続き

貸与終了時に配られる「返還のてびき」に挿し込まれている「口座振替（リレー口座）加入申込書」を金融機関窓口にて持参して手続きをしてください。

【取扱金融機関】

ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合

②返還方法

「月賦」と「月賦・半年賦併用」のどちらかを返還誓約書提出時に選択しています。

(2) 奨学金の返還開始時期

返還は、貸与終了の翌月から数えて7か月目に始まります（3月に貸与終了した場合は10月です）。

「月賦」の場合は毎月27日に引き落とすことになります。

「月賦・半年賦併用」の場合は毎月27日に月賦分を、1月と7月の27日に半年賦分を引き落とすことになります。

(3) 月々の奨学金返還額

64～66ページの返還例を参考にしてください。なお、返還金の全部または一部を繰上返還することもできます。

本機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」（76ページ参照）で、返還額等の試算をすることができます。

説明 1 第一種奨学金の場合の主な返還例

【返還例 1-1】高等専門学校

貸与月数 60 か月（貸与始期 4 月・第 4 学年以降増額）

区 分		貸与月額 1, 2, 3 学年	貸与月額 4, 5 学年	返還総額	月賦返還額	返還回数 (期間)
国公立	自 宅	21,000 円	45,000 円	1,836,000 円	10,928 円	168 回 (14 年)
	自宅外	22,500 円	51,000 円	2,034,000 円	12,107 円	168 回 (14 年)
私 立	自 宅	32,000 円	53,000 円	2,424,000 円	13,466 円	180 回 (15 年)
	自宅外	35,000 円	60,000 円	2,700,000 円	15,000 円	180 回 (15 年)
国公立	自宅・自宅外	10,000 円	30,000 円	1,080,000 円	7,500 円	144 回 (12 年)

【返還例 1-2】短期大学及び専修学校専門課程（2 年課程）

貸与月数 24 か月（貸与始期 4 月）

区 分		貸与月額	返還総額	月賦返還額	返還回数 (期間)
国公立	自 宅	45,000 円	1,080,000 円	7,500 円	144 回 (12 年)
	自宅外	51,000 円	1,224,000 円	8,500 円	144 回 (12 年)
私 立	自 宅	53,000 円	1,272,000 円	8,833 円	144 回 (12 年)
	自宅外	60,000 円	1,440,000 円	9,230 円	156 回 (13 年)
国公立	自宅・自宅外	30,000 円	720,000 円	6,666 円	108 回 (9 年)

【返還例 1-3】大学学部

貸与月数 48 か月（貸与始期 4 月）

区 分		貸与月額	返還総額	月賦返還額	返還回数 (期間)
国公立	自 宅	45,000 円	2,160,000 円	12,857 円	168 回 (14 年)
	自宅外	51,000 円	2,448,000 円	13,600 円	180 回 (15 年)
私 立	自 宅	54,000 円	2,592,000 円	14,400 円	180 回 (15 年)
	自宅外	64,000 円	3,072,000 円	14,222 円	216 回 (18 年)
国公立	自宅・自宅外	30,000 円	1,440,000 円	9,230 円	156 回 (13 年)

【返還例 1-4】大学院

貸与月数 修士課程 24 か月、博士課程 36 か月（貸与始期 4 月）

区 分		貸与月額	返還総額	月賦返還額	返還回数 (期間)
修士課程		50,000 円	1,200,000 円	8,333 円	144 回 (12 年)
		88,000 円	2,112,000 円	12,571 円	168 回 (14 年)
博士課程		80,000 円	2,880,000 円	15,000 円	192 回 (16 年)
		122,000 円	4,392,000 円	18,300 円	240 回 (20 年)

説明 2 第二種奨学金の場合の返還例

- ①《参考》利率 0.63%（増額部分の貸与利率 0.83%）は、平成 27 年 3 月末貸与終了者の利率（利率固定方式）で貸与されたものと仮定して計算しています。
- ②利率 3.0%は、上限である貸与利率で、増額部分の貸与利率は 3.2%で貸与されたものと仮定して計算しています。
- ③返還総額には、利息を含んでいます。また、貸与終了から返還開始までの間の利息も含まれています。
- ④返還回数に月賦返還額を乗じても、端数調整の関係で、返還総額にならない場合があります。
- ⑤「利率見直し方式」を選択した場合は、おおむね 5 年ごとに利率が見直され、月賦返還額が増減します。

【返還例 2-1】

短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（2 年課程）の場合

貸与月額 (円)	貸与月数 (月)	貸与総額 (円)	《参考》利率 0.63%の場合		利率 3.0%（上限）の場合		返還回数 (回)	返還年数 (年)
			返還総額 (元金 + 利息)	月賦返還額	返還総額 (元金 + 利息)	月賦返還額		
30,000	24 か月	720,000	742,967	6,879	833,004	7,713	108	9
50,000	24 か月	1,200,000	1,249,883	8,679	1,448,002	10,055	144	12
80,000	24 か月	1,920,000	2,006,061	12,859	2,349,227	15,059	156	13
100,000	24 か月	2,400,000	2,523,141	14,017	3,018,568	16,769	180	15
120,000	24 か月	2,880,000	3,037,153	15,818	3,672,102	19,125	192	16

【返還例 2-2】

大学学部、専修学校専門課程（4 年課程）の場合

貸与月額 (円)	貸与月数 (月)	貸与総額 (円)	《参考》利率 0.63%の場合		利率 3.0%（上限）の場合		返還回数 (回)	返還年数 (年)
			返還総額 (元金 + 利息)	月賦返還額	返還総額 (元金 + 利息)	月賦返還額		
30,000	48 か月	1,440,000	1,504,529	9,644	1,761,917	11,293	156	13
50,000	48 か月	2,400,000	2,523,141	14,017	3,018,568	16,769	180	15
80,000	48 か月	3,840,000	4,099,753	17,082	5,167,586	21,531	240	20
100,000	48 か月	4,800,000	5,124,730	21,352	6,459,510	26,914	240	20
120,000	48 か月	5,760,000	6,149,683	25,624	7,751,445	32,297	240	20

【返還例 2-3】

大学院の場合

貸与月額 (円)	貸与月数 (月)	貸与総額 (円)	《参考》利率 0.63% の場合		利率 3.0% (上限) の場合		返還回数 (回)	返還年数 (年)
			返還総額 (元金 + 利息)	月賦返還額	返還総額 (元金 + 利息)	月賦返還額		
50,000	24 か月	1,200,000	1,249,883	8,679	1,448,002	10,055	144	12
	36 か月	1,800,000	1,880,672	12,055	2,202,404	14,117	156	13
	48 か月	2,400,000	2,523,141	14,017	3,018,568	16,769	180	15
	60 か月	3,000,000	3,173,474	15,556	3,877,457	19,007	204	17
80,000	24 か月	1,920,000	2,006,061	12,859	2,349,227	15,059	156	13
	36 か月	2,880,000	3,037,153	15,818	3,672,102	19,125	192	16
	48 か月	3,840,000	4,099,753	17,082	5,167,586	21,531	240	20
	60 か月	4,800,000	5,124,730	21,352	6,459,510	26,914	240	20
100,000	24 か月	2,400,000	2,523,141	14,017	3,018,568	16,769	180	15
	36 か月	3,600,000	3,843,511	16,014	4,844,592	20,185	240	20
	48 か月	4,800,000	5,124,730	21,352	6,459,510	26,914	240	20
	60 か月	6,000,000	6,405,937	26,691	8,074,435	33,642	240	20
130,000	24 か月	3,120,000	3,310,607	15,326	4,087,467	18,923	216	18
	36 か月	4,680,000	4,996,604	20,819	6,297,973	26,242	240	20
	48 か月	6,240,000	6,662,177	27,759	8,397,410	34,988	240	20
	60 か月	7,800,000	8,327,748	34,699	10,496,771	43,736	240	20
150,000	24 か月	3,600,000	3,843,511	16,014	4,844,592	20,185	240	20
	36 か月	5,400,000	5,765,326	24,022	7,266,917	30,279	240	20
	48 か月	7,200,000	7,687,147	32,029	9,689,270	40,372	240	20
	60 か月	9,000,000	9,608,965	40,036	12,111,680	50,464	240	20

【返還例 2-4】

私立大学の医・歯・薬・獣医学で最高月額 12 万円を選択した人が増額貸与を受けた場合

貸与月額 (円)	貸与月数 (月)	貸与総額 (円)	《参考》利率 0.63% の場合		利率 3.0% (上限) の場合		返還回数 (回)	返還年数 (年)
			返還総額 (元金 + 利息)	月賦返還額	返還総額 (元金 + 利息)	月賦返還額		
医・歯学課程 160,000 円 (40,000 円増)	72 か月	11,520,000	12,362,680	51,511	15,575,066	64,896	240	20
獣医学課程 薬学課程 6 年制 140,000 円 (20,000 円増)	72 か月	10,080,000	10,793,615	44,973	13,601,135	56,671	240	20
薬学課程 4 年制 140,000 円 (20,000 円増)	48 か月	6,720,000	7,195,696	29,982	9,067,342	37,781	240	20

【返還例 2-5】

法科大学院で最高月額 15 万円を選択した人が増額貸与を受けた場合

貸与月額 (円)	貸与月数 (月)	貸与総額 (円)	《参考》利率 0.63% の場合		利率 3.0% (上限) の場合		返還回数 (回)	返還年数 (年)
			返還総額 (元金 + 利息)	月賦返還額	返還総額 (元金 + 利息)	月賦返還額		
190,000 (40,000 円増)	24 か月	4,560,000	4,889,547	20,372	6,160,586	25,668	240	20
	36 か月	6,840,000	7,334,364	30,559	9,240,909	38,503	240	20
220,000 (70,000 円増)	24 か月	5,280,000	5,674,079	23,641	7,147,526	29,781	240	20
	36 か月	7,920,000	8,511,177	35,463	10,721,397	44,672	240	20

1-2. 繰上返還

(1) 繰上返還の申込み

借りた奨学金の全額もしくは一部を繰上返還することができます。一部繰上返還をした場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。希望するときは、以下のいずれかの方法で申込みをしてください。

- ①スカラネット・パーソナルで申し込む。
- ②奨学金返還相談センター（ナビダイヤル）に電話して申し込む。
- ③「繰上返還申込書」（「返還のてびき」（貸与終了時に配付））を郵送又は F A X で送信し申し込む。

(2) 繰上返還時の利息

第二種奨学金を繰上返還した場合は、その繰上にあたる期間の利息はかかりません。ただし、繰上返還をしても、据置期間利息はかかります。



ポイント

「据置期間利息」とは、返還が据え置かれている期間に賦課される利息のことです。

(3) 支払い済み保証料の返戻

次の①又は②のどちらかに該当する場合は保証機関から支払われた保証料の一部をお返しする場合があります。

- ①全額繰上返還又は一部繰上返還をして返還期間が短縮されて返還完了となったとき。
- ②本機構において返還免除の適用を受けて返還完了となったとき。



ポイント

支払い済み保証料の振込先（返戻先）は原則として奨学金振込口座又は振替用口座です。

1-3. 返還が困難になった場合

返還が困難になった場合は以下の様な制度があります。いずれの場合も、必ず本機構に連絡し相談してください。仮に延滞となっても早期に解消することが大切です。決して放置しないで本機構に相談してください。

(1) 減額返還

奨学生本人が、災害・傷病・経済困難・失業等の事情により、返還誓約書等で定めた割賦金の返還は困難ではあるが減額すれば返還できる場合、1回あたりの割賦額を1/2に減額して2倍の期間で返還（6か月分の割賦金を12か月で返還）することができます（最長10年間適用可能）。

(2) 返還期限猶予

奨学生本人が、災害・傷病・経済困難・失業等の事情により返還が困難になった場合は、返還期限の猶予を願い出ることができます（事由により適用年数に制限があります）。

(3) 返還免除

死亡、精神もしくは身体の障害のため返還が困難になったときは、願い出により返還残額の全部又は一部の返還を免除されることがあります。

1-4. 返還金の延滞

(1) 延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞となった割賦金（第二種奨学金に賦課される利息は除く、元金のみ）に対し、年（365日あたり）5%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。

(2) 返還の督促

延滞すると、連帯保証人や保証人へ延滞していることをお知らせしたり、支払いを請求したりすることにもなります。

(3) 個人情報情報機関への登録

3か月以上の延滞者は、個人情報情報機関に延滞者として登録され、返還完了まで情報が更新されます。また、返還完了後も5年間は情報が登録されています。新たに返還が開始となる方は、返還開始後6か月経過後に延滞3か月以上になった場合登録の対象となります（70ページ「2. 個人情報情報機関の利用」参照）。

(4) 法的手続き

人的保証制度選択者が長期に渡って延滞が解消されない場合、期限の利益を剥奪し裁判所へ支払督促の申立てを行う等、法的手続きをとることがあります。

(5) 代位弁済

機関保証制度選択者の場合、本機構からの督促に応じないと、一定期間の督促後、保証機関（協会）に保証債務の弁済（代位弁済）を請求し、以後保証機関（協会）からあなたに督促することになります（29ページ「3-2. 奨学金の返還を延滞した場合」参照）。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」あるいは「延滞しても構わない」といった誤った考えを持たないようにしてください。

**自覚を持って、返還につとめてください。
返還は、あなた自身が責任を持って行うものです。**

2. 個人信用情報機関の利用

- 本機構では、延滞者への各種ローン等の過剰貸付を抑制し、多重債務化への移行を防止するため、個人信用情報機関を利用しています。
- 返還開始後6か月経過後に延滞3か月以上の場合に登録の対象となります。
- 個人信用情報機関に一度延滞者として、情報が登録されると延滞中はもちろんのこと、延滞を解消しても、一般のクレジットカードと同様に、約束どおり返還している人の情報として登録され続け、返還完了の5年後に削除されます。
- 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

(1) 個人信用情報機関とは

会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（各種ローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。会員（銀行等）が申込者に対して貸し付け等を行うかどうかを適切に判断し、円滑な審査の実施と過剰融資の防止を目的に設立されました。

【補足説明】

平成20年6月に奨学金の返還促進に関する有識者会議が取りまとめた「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」において、返還開始後一定の時期における延滞者について、当該延滞者の情報を個人信用情報機関に登録することにより、延滞者への各種ローン等の過剰貸付を抑制し、多重債務化への移行を防止することは、教育的な観点から極めて有意義なことであるとの提言がなされました。本機構は、3か月以上の延滞者に限って、その情報を個人信用情報機関へ登録することとして、平成20年11月に全国銀行個人信用情報センターに加盟し、平成22年4月から個人信用情報機関への情報提供を始めました。

本制度を活用することに伴い、平成21年度以降、本機構の奨学生として採用されるには、「個人信用情報の取扱いに関する同意書」（以下、「同意書」とします）の提出が必須となりました。平成22年度以降採用の方は「確認書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）」が「同意書」を兼ねています。

※一般的に各種ローンの契約やクレジットカードを作成する際に登録されますが、本機構の奨学金事業は教育事業であることから、3か月以上の延滞者に限って登録することとしています。したがって、「同意書」を提出された方全員が、直ちに登録されるわけではありません。

(2) 個人情報情報機関に個人情報を登録する条件

新たに返還が開始となる方は、返還開始後 6 か月経過時点で延滞 3 か月以上の場合に登録の対象になります。登録の判定は返還開始から 6 か月が経過してから、毎月行われます。

(3) 個人情報情報機関に登録される内容

本人の個人情報として氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先等が登録されます。また、契約の情報として貸与額、最終返還期日等、その他に延滞、代位弁済、完済等の返還状況も登録されます。

(4) 個人情報情報機関に登録された場合の不利益

個人情報情報機関に延滞者として登録されると、その情報を参照した金融機関等がその人を「経済的信用が低い」と判断することがあります。それによって、クレジットカードが発行されなかったり、利用が止められたりすることがあります。

そのため、各種料金（公共料金や携帯電話等）の引き落とし、ショッピング（インターネットを含む）やキャッシング等ができなくなる場合があります。また、自動車ローン及び住宅ローン等の各種ローンが組めなくなる場合もあります。

(5) 個人情報情報機関に登録された情報の登録期間

一度登録された情報は、延滞中はもちろんのこと、延滞を解消しても約束どおり返済している人の情報として登録され続け、返還完了の 5 年後に削除されます。

個人情報情報機関に登録されると…

延滞!

奨学金の返還において、延滞が3か月以上となった場合、個人情報情報機関に延滞者として登録され、返還完了まで情報が更新されます。

クレジットカードの利用が制限されたり…



住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

住宅ローン
申込書



「個人信用情報の取扱いに関する同意書」の【同意条項】

【同意条項】

(個人信用情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

又、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間 左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関

- ・全国銀行個人信用情報センター <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

②同機関と提携する個人信用情報機関

- ・(株)日本信用情報機構 <http://www.jicc.co.jp/>
- ・(株)シー・アイ・シー <http://www.cic.co.jp/>

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

第三部 お知らせ

1. JASSO支援金

自然災害等により居住する住宅に半壊以上等の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続できるよう、JASSO 支援金の支給を行っています。

(1) 申請資格 ※次の全てに該当する人

- 本機構奨学金の貸与対象校・課程に在学中（外国人留学生を含む）
- 居住する住宅が半壊以上、または自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続
- 学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める人

(2) 支給額 10万円 ※ 返還不要

(3) 申請および推薦

所定の申請書類により在学学校を通じて申請してください。学校が申請書類を確認のうえ推薦します。

2. 優秀学生顕彰（JASSO Students of the Year）

経済的理由により修学に困難がありつつも、優れた業績を挙げた学生・生徒に対して、これを奨励・支援し、21世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的として、優秀学生顕彰を行っています。

(1) 応募方法

募集は、在学している学校を通じて行いますので、学校で示された締切日に従い応募してください。

(2) 奨励金

大賞：50万円 優秀賞：30万円 奨励賞：10万円

(3) 主な受賞例（平成27年度）

学術分野	〔癌細胞研究〕がんの細胞生物学的研究
文化・芸術分野	〔現代美術〕第18回岡本太郎現代芸術賞特別賞受賞（史上最年少）、トーキョーワンダーウォール公募2015入選
スポーツ分野	〔水泳〕第15回世界水泳選手権 400m個人メドレー 優勝
社会貢献分野	〔観光客誘致活動〕山梨県に観光客を誘致するための情報発信やイベントの企画活動を実施
産業イノベーション・ベンチャー分野	〔お手伝い型ホームステイプラン〕「お手伝い型ホームステイ」をビジネスプランとして提案 起業家支援財団・第8期奨学生に合格
国際交流分野	〔日本ミャンマー学生会議設立〕史上初の日本ミャンマー学生会議（通称IDFC）を代表として設立

「JASSO 支援金」「優秀学生顕彰」の詳細については、本機構ホームページをご覧ください。

3. スカラネット・パーソナル

(1) スカラネット・パーソナル（以下「スカラネットPS」といいます）とは

あなたの奨学金に関する情報の閲覧や各種届出等、様々な手続きを行うことができる本機構のインターネットシステムです。

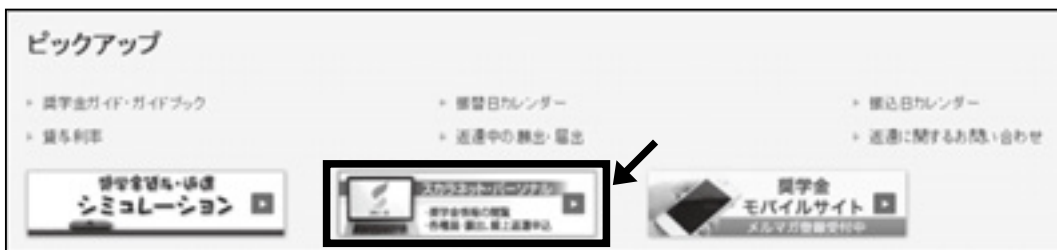
なお、「奨学金継続願」の提出（入力）についても、スカラネットPSを通じて行いますので、必ず「奨学金継続願」の提出期間までに登録を済ませておいてください。

(2) スカラネットPSにアクセスするには

以下の①又は②のいずれかの方法でアクセスしてください。

- ①本機構ホームページの奨学金ページ「ピックアップ」にあるバナーをクリックする。

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/>



- ②スカラネットPSのURLを直接入力する。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

(3) スカラネットPSの新規登録・ログイン手順

はじめにユーザID及びパスワードの新規登録が必要です。はじめて利用する人は、以下の手順に従い、新規登録の手続きを行ってください。

- ①「スカラネット・パーソナル（スカラネットPS）へようこそ」（スカラネットPSトップページ）の画面の「ログイン・新規登録」ボタンをクリックしてください。新規ウィンドウでログイン画面が表示されます。



- ②ログイン画面の「新規登録」ボタンをクリックしてください。スカラネットPS確認情報入力画面が表示されます。



- ③確認情報入力画面では本機構があなたを確認するために必要な情報を入力します。奨学生番号、生年月日、性別、氏名（カナ）、振込口座の口座情報等を入力し、「送信」ボタンをクリックしてください。

入力内容に不明な点がある場合は、左下のリンク先（[こちら](#)）から「スカラネットPS確認情報入力ガイド」を参照してください。



送信ボタン

- ④入力した情報が本機構に登録されている項目内容と一致した場合は、ユーザID・パスワード設定画面が表示されます。ユーザID・パスワード・メールアドレスを画面の説明に従って登録してください。（[ユーザID・パスワードの管理について]には特に注意してください）「送信」ボタンをクリックすると、登録完了のメッセージが表示されます。これで登録は完了です。ログインするには、「ログイン画面へ」ボタンからログイン画面に戻り、登録したユーザID・パスワードを使ってログインしてください。



送信ボタン



ログイン画面へボタン



スカラネットPSの活用

- ①あなたの奨学金情報を閲覧・確認することができます。
 - ア. 貸与中の人
 - ・奨学生番号、貸与期間、貸与月額、貸与総額（予定）、振込口座情報 等
 - イ. 返還中の人
 - ・奨学生番号、返還総額（元金）、返還残回数、返還残額（元金）、現在請求額、振替口座情報、名義人氏名 等
- ②転居・改姓・勤務先（変更）届の提出ができます。
- ③繰上返還の申込みができます。
- ④在学猶予願・在学猶予期間短縮願の提出ができます。
- ⑤奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願の作成・印刷ができます。

4. 奨学金貸与・返還シミュレーション

(1) 奨学金貸与・返還シミュレーションとは

貸与月額等の条件を設定することで、奨学金の貸与期間が終了した後の返還総額や返還回数等についての試算を行うことができるシステムです。

登録等の手続きも必要なく、条件を設定するだけで簡単に試算が行えます。

(2) 奨学金貸与・返還シミュレーションにアクセスするには

以下の①又は②のいずれかの方法でアクセスしてください。

①本機構ホームページの奨学金ページ「ピックアップ」にあるバナーをクリックする。

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/>



②奨学金貸与・返還シミュレーションの URL を直接入力する。

<http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>



(3) 奨学金貸与・返還シミュレーションの活用

「簡易シミュレーション」と「詳細シミュレーション」があり、いずれかを選択し、目的に応じた試算を行うことができます。

第四部 資料編

1. 平成28年度 貸与月額一覧表

○第一種奨学金貸与金額

(単位：円)

区 分	学年 年次	入学年度	国・公立		私 立		自 宅	
			自 宅	自宅外	自 宅	自宅外	自 宅	自宅外
専修学校	専門課程	1～5	2016～2012年 (平成28～24年)	45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
	専攻科	1～2	2016～2015年 (平成28～27年)	45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
高等専門学校		1～3	2016～2014年 (平成28～26年)	21,000	22,500	32,000	35,000	10,000
		4～5	2013～2012年 (平成25～24年)	45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
	専攻科	1～2	2016～2015年 (平成28～27年)	45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
短期大学		1～3	2016～2014年 (平成28～26年)	45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
	専攻科・別科	1～2	2016～2015年 (平成28～27年)	45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
大 学		1～6	2016～2011年 (平成28～23年)	45,000	51,000	54,000	64,000	30,000
	専攻科・別科	1～2	2016～2015年 (平成28～27年)	45,000	51,000	54,000	64,000	30,000
大学院	修士・博士前期 専門職大学院	1～3	2016～2014年 (平成28～26年)	88,000				50,000
	博士・博士後期 博士医・歯・獣医・薬学(※)	1～4	2016～2013年 (平成28～25年)	122,000				80,000
通信教育 (大学・専修学校専門課程)	通年スクーリング (大学)				54,000	64,000	30,000	
	夏季または冬季スクーリング				88,000			
	放送大学 (第一学期または第二学期)				88,000			

※6年制薬学部に基礎を置く薬学系大学院博士課程(4年制)については、「博士医・歯・獣医・薬学」の金額が適用されます。

○第二種奨学金貸与月額と利率(平成28年度採用者の場合)

- (1) 高等専門学校(第4・5学年)、短期大学、大学、専修学校専門課程及び通信教育については、3万円・5万円・8万円・10万円・12万円から、大学院修士課程、博士前期課程、専門職大学院、博士後期課程、博士医・歯・獣医・薬学課程については、5万円・8万円・10万円・13万円・15万円からの選択制です。
- (2) 私立大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に在学するものについて、(1)の大学の貸与月額のほかに、医学・歯学課程においては16万円、薬学・獣医学の課程においては14万円の貸与月額を選択することができます。
- (3) 法科大学院の法学を履修する課程に在学するものについて、(1)の大学院の貸与月額のほかに19万円・22万円の貸与月額を選択することができます。
- (4) 利率は、①利率固定方式(貸与終了時に決定する利率で最後まで返還)、②利率見直し方式(貸与終了後おおむね5年毎に見直される利率で返還)より選択します。借用期間終了の翌月から利息が計算されます(在学猶予期間・返還期限猶予期間及び減額返還により延長させた返還期間は無利息)。ただし、(2)または(3)の貸与月額のうち、(2)においては12万円、(3)においては15万円を超える部分の利率は、採用時に適用される独立行政法人日本学生支援機構法施行令及びその他の規程により定められます。

2. 機関保証制度の「保証委託約款」

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人情報取扱に関する同意書）、確認書兼個人情報取扱に関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、当該加入時における最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められ

た場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に同じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。

(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。

(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間

(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願い出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人情報取扱に関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

(注) 本紙は平成28年1月現在で作成してありますが、関係規定等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、ご承知おき下さい。

3. 機関保証制度の保証料（目安）

機関保証制度を選択された方へ

- ①この保証料は、基本月額に係る貸与利率については 3.0%、増額部分の利率は 3.2% で貸与された場合の目安です。
- ②入学時特別増額分の保証料は、入学時特別増額貸与奨学金が交付されるときに 1 回払いとなります。
- ③例として入学時特別増額 30 万円又は 50 万円を選択した場合を掲載しています。

(1) 第一種奨学金

区分		貸与月額 (円)	貸与期間 (月)	貸与総額 (円)	返還回数 (月)	保証料月額 (円)		
専修学校 専門課程 (1年制)	国・公立	自宅	45,000	12	540,000	108	1,261	
		自宅外	51,000	12	612,000	96	1,284	
	私立	自宅	53,000	12	636,000	108	1,485	
		自宅外	60,000	12	720,000	108	1,681	
国・公・私立	自宅・自宅外	30,000	12	360,000	108	840		
短期大学 専修学校 専門課程 (2年制)	国・公立	自宅	45,000	24	1,080,000	144	1,606	
		自宅外	51,000	24	1,224,000	144	1,820	
	私立	自宅	53,000	24	1,272,000	144	1,892	
		自宅外	60,000	24	1,440,000	156	2,297	
国・公・私立	自宅・自宅外	30,000	24	720,000	108	828		
短期大学 専修学校 専門課程 (3年制)	国・公立	自宅	45,000	36	1,620,000	156	1,697	
		自宅外	51,000	36	1,836,000	168	2,051	
	私立	自宅	53,000	36	1,908,000	156	1,999	
		自宅外	60,000	36	2,160,000	168	2,413	
国・公・私立	自宅・自宅外	30,000	36	1,080,000	144	1,054		
高等専門 学校	国・公立	1～3年	自宅	21,000	36	756,000	168	716
			4～5年	45,000	24	1,080,000		1,862
		1～3年	自宅外	22,500	36	810,000	168	767
			4～5年	51,000	24	1,224,000		2,462
	私立	1～3年	自宅	32,000	36	1,152,000	180	1,170
			4～5年	53,000	24	1,272,000		2,558
		1～3年	自宅外	35,000	36	1,260,000	180	1,448
			4～5年	60,000	24	1,440,000		3,159
	国・公・ 私立	1～3年	自宅・自宅外	10,000	36	360,000	144	290
				30,000	24	720,000		1,097
	大学	国・公立	自宅	45,000	48	2,160,000	168	1,782
			自宅外	51,000	48	2,448,000	180	2,143
私立		自宅	54,000	48	2,592,000	180	2,269	
		自宅外	64,000	48	3,072,000	216	3,137	
国・公・私立	自宅・自宅外	30,000	48	1,440,000	156	1,114		
大学院	修士・博士前期課程・ 専門職大学院の課程（2年課程）		88,000	24	2,112,000	168	3,593	
	専門職大学院の課程（3年課程）		50,000	24	1,200,000	144	1,785	
	博士・博士後期課程	88,000	36	3,168,000	216	4,380		
		50,000	36	1,800,000	156	1,886		
	博士医・歯・獣医学課程	122,000	36	4,392,000	240	6,623		
		80,000	36	2,880,000	192	3,607		
	122,000		48	5,856,000	240	6,523		
	80,000		48	3,840,000	240	4,277		
大学 専攻科 ・別科	国・公立	自宅	45,000	12	540,000	108	1,261	
		自宅外	51,000	12	612,000	96	1,284	
	私立	自宅	54,000	12	648,000	108	1,513	
		自宅外	64,000	12	768,000	108	1,793	
国・公・私立	自宅・自宅外	30,000	12	360,000	108	840		
短期大学 専攻科 ・別科	国・公立	自宅	45,000	12	540,000	108	1,261	
		自宅外	51,000	12	612,000	96	1,284	
	私立	自宅	53,000	12	636,000	108	1,485	
		自宅外	60,000	12	720,000	108	1,681	
国・公・私立	自宅・自宅外	30,000	12	360,000	108	840		

(注) 高等専門学校の 4～5 年の貸与月額は、平成 27 年度に 1 年生となった学生が 4・5 年生に進級した場合の月額です。

(2) 第一種奨学金に併せた入学時特別増額貸与奨学金

区 分	貸与額(円)	貸与期間(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料額(円)
入学時特別増額貸与奨学金	100,000	1	100,000	36	1,038
	200,000	1	200,000	72	4,036
	300,000	1	300,000	84	7,017
	400,000	1	400,000	120	13,124
	500,000	1	500,000	120	16,405

(3) 第二種奨学金

区 分	貸与月額(円)	貸与期間(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料額(円)
短期大学・専修学校専門課程 高等専門学校(4・5年)	30,000	24	720,000	108	863
	50,000		1,200,000	144	1,884
	80,000		1,920,000	156	3,247
	100,000		2,400,000	180	4,630
	120,000		2,880,000	192	5,893
短 期 大 学	30,000	36	1,080,000	144	1,113
	50,000		1,800,000	156	1,999
	80,000		2,880,000	192	3,869
	100,000		3,600,000	240	5,911
	120,000		4,320,000	240	7,093
大 学	30,000	48	1,440,000	156	1,181
	50,000		2,400,000	180	2,246
	80,000		3,840,000	240	4,657
	100,000		4,800,000	240	5,822
	120,000		5,760,000	240	6,986
	140,000 (12+2万)	48	6,720,000	240	8,156
		72	10,080,000	240	7,910
160,000 (12+4万)	72	11,520,000	240	9,044	
大学等専攻科・別科 専修学校専門課程	30,000	12	360,000	108	876
	50,000		600,000	120	1,613
	80,000		960,000	120	2,580
	100,000		1,200,000	144	3,826
	120,000		1,440,000	156	4,945
大 学 院	50,000	24	1,200,000	144	1,884
		36	1,800,000	156	1,999
		48	2,400,000	180	2,246
		60	3,000,000	204	2,478
	80,000	24	1,920,000	156	3,247
		36	2,880,000	192	3,869
		48	3,840,000	240	4,657
		60	4,800,000	240	4,586
	100,000	24	2,400,000	180	4,630
		36	3,600,000	240	5,911
		48	4,800,000	240	5,822
		60	6,000,000	240	5,733
	130,000	24	3,120,000	216	7,101
		36	4,680,000	240	7,684
		48	6,240,000	240	7,568
		60	7,800,000	240	7,452
	150,000	24	3,600,000	240	9,001
		36	5,400,000	240	8,866
		48	7,200,000	240	8,733
		60	9,000,000	240	8,599
	190,000 (15+4万)	24	4,560,000	240	11,415
		36	6,840,000	240	11,244
	220,000 (15+7万)	24	5,280,000	240	13,226
		36	7,920,000	240	13,026

(4-1) 第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金 (30 万円)

区分	入学時特別増額貸与額 (円)	貸与月額 (円)	貸与期間 (月)	貸与総額 (円)	返還回数 (月)	保証料月額 (円)	入学時特別増額分保証料額 (円)
短期大学・専修学校専門課程・高等専門学校 (4・5 年)	300,000	30,000	24	1,020,000	132	1,043	10,434
		50,000		1,500,000	156	2,031	12,186
		80,000		2,220,000	168	3,479	13,047
		100,000		2,700,000	180	4,632	13,896
		120,000		3,180,000	216	6,558	16,395
短期大学	300,000	30,000	36	1,380,000	144	1,114	11,145
		50,000		2,100,000	180	2,281	13,689
		80,000		3,180,000	216	4,306	16,149
		100,000		3,900,000	240	5,913	17,739
		120,000		4,620,000	240	7,095	17,739
大学	300,000	30,000	48	1,740,000	156	1,182	11,820
		50,000		2,700,000	180	2,247	13,482
		80,000		4,140,000	240	4,659	17,472
		100,000		5,100,000	240	5,823	17,469
		120,000		6,060,000	240	6,987	17,469
		140,000 (12+2 万)	48	7,020,000	240	8,157	17,481
		72	10,380,000	240	7,911	16,953	
160,000 (12+4 万)	72	11,820,000	240	9,046	16,962		
大学等専攻科・別科専修学校専門課程	300,000	30,000	12	660,000	108	877	8,775
		50,000		900,000	132	1,766	10,596
		80,000		1,260,000	144	3,063	11,487
		100,000		1,500,000	156	4,124	12,372
		120,000		1,740,000	156	4,948	12,372
大学院	300,000	50,000	24	1,500,000	156	2,031	12,186
			36	2,100,000	180	2,281	13,689
			48	2,700,000	180	2,247	13,482
			60	3,300,000	228	2,740	16,440
		80,000	24	2,220,000	168	3,479	13,047
			36	3,180,000	216	4,306	16,149
			48	4,140,000	240	4,659	17,472
			60	5,100,000	240	4,588	17,205
		100,000	24	2,700,000	180	4,632	13,896
			36	3,900,000	240	5,913	17,739
			48	5,100,000	240	5,823	17,469
			60	6,300,000	240	5,735	17,205
		130,000	24	3,420,000	240	7,805	18,012
			36	4,980,000	240	7,686	17,739
			48	6,540,000	240	7,569	17,469
			60	8,100,000	240	7,454	17,202
		150,000	24	3,900,000	240	9,006	18,012
			36	5,700,000	240	8,869	17,739
			48	7,500,000	240	8,734	17,469
			60	9,300,000	240	8,601	17,202
190,000 (15+4 万)	24	4,860,000	240	11,419	18,030		
	36	7,140,000	240	11,246	17,757		
220,000 (15+7 万)	24	5,580,000	240	13,228	18,039		
	36	8,220,000	240	13,028	17,766		

(4-2) 第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金 (50万円)

区分	入学時特別増額貸与額(円)	貸与月額(円)	貸与期間(月)	貸与総額(円)	返済回数(月)	保証料月額(円)	入学時特別増額分保証料額(円)
短期大学・専修学校専門課程・高等専門学校(4・5年)	500,000	30,000	24	1,220,000	144	1,132	18,870
		50,000		1,700,000	168	2,176	21,760
		80,000		2,420,000	180	3,707	23,170
		100,000		2,900,000	204	5,193	25,965
		120,000		3,380,000	228	6,885	28,690
短期大学	500,000	30,000	36	1,580,000	156	1,200	20,015
		50,000		2,300,000	180	2,282	22,825
		80,000		3,380,000	228	4,521	28,260
		100,000		4,100,000	240	5,915	29,575
		120,000		4,820,000	240	7,096	29,570
大学	500,000	30,000	48	1,940,000	156	1,182	19,705
		50,000		2,900,000	204	2,518	25,185
		80,000		4,340,000	240	4,660	29,125
		100,000		5,300,000	240	5,825	29,125
		120,000		6,260,000	240	6,988	29,120
		140,000(12+2万)	48	7,220,000	240	8,159	29,140
			72	10,580,000	240	7,911	28,255
		160,000(12+4万)	72	12,020,000	240	9,046	28,270
大学等専攻科・別科専修学校専門課程	500,000	30,000	12	860,000	120	969	16,160
		50,000		1,100,000	144	1,916	19,160
		80,000		1,460,000	156	3,300	20,630
		100,000		1,700,000	168	4,418	22,090
		120,000		1,940,000	156	4,950	20,625
大学院	500,000	50,000	24	1,700,000	168	2,176	21,760
			36	2,300,000	180	2,282	22,825
			48	2,900,000	204	2,518	25,185
			60	3,500,000	240	2,868	28,685
		80,000	24	2,420,000	180	3,707	23,170
			36	3,380,000	228	4,521	28,260
			48	4,340,000	240	4,660	29,125
			60	5,300,000	240	4,588	28,680
		100,000	24	2,900,000	204	5,193	25,965
			36	4,100,000	240	5,915	29,575
			48	5,300,000	240	5,825	29,125
			60	6,500,000	240	5,735	28,675
		130,000	24	3,620,000	240	7,807	30,030
			36	5,180,000	240	7,688	29,570
			48	6,740,000	240	7,571	29,120
			60	8,300,000	240	7,455	28,675
		150,000	24	4,100,000	240	9,007	30,025
			36	5,900,000	240	8,871	29,570
			48	7,700,000	240	8,736	29,120
			60	9,500,000	240	8,602	28,675
		190,000(15+4万)	24	5,060,000	240	11,420	30,055
			36	7,340,000	240	11,246	29,595
		220,000(15+7万)	24	5,780,000	240	13,228	30,065
			36	8,420,000	240	13,028	29,610

◇掲載しているものは本しおり作成時点のもので抜粋です。最新のもの及び全文については本機構ホームページ(<http://www.jasso.go.jp/jigyoukeikaku/index.html>)等をご確認ください。

4. 関係規程

独立行政法人日本学生支援機構法（抜粋）

（平成十五年六月十八日法律第九十四号）
（改正 同 26 年 6 月 13 日同第 67 号）

（機構の目的）

第 3 条

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第 13 条

- 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。
 - 二 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。
 - 三 外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。
 - 四 我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。
 - 五 外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。
 - 六 外国人留学生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。
 - 七 留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。
 - 八 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
 - 九 学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。
 - 十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第三号の施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。

（学資の貸与）

第 14 条

- 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金（以下「学資金」という。）は、無利息の学資金（以下「第一種学資金」という。）及び利息付きの学資金（以下「第二種学資金」という。）とする。
- 2 第一種学資金は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。
 - 3 第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。
 - 4 第一種学資金の額並びに第二種学資金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資金の種類ごとに政令で定めるところによる。

- 5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であって第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資金に併せて前二項の規定による第二種学資金を貸与することができる。

- 6 前各項に定めるもののほか、学資金の貸与に関し必要な事項は、政令で定める。
- （返還の条件等）

第 15 条

学資金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。

- 2 機構は、学資金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資金を返還することが困難となったとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。
- 3 機構は、学資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資金を返還することができなくなったときは、政令で定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第 16 条

機構は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

独立行政法人日本学生支援機構法施行令（抜粋）

（平成 16 年 1 月 7 日政令第 2 号）

（改正 同 27 年 5 月 15 日同第 231 号）

（第一種学資金の額）

- 第 1 条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第 14 条第 1 項の第一種学資金（以下単に「第一種学資金」という。）の月額を、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

区分		月額
大 学	地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。以下この表において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成 15 年度法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人をいう。以下この表において同じ。）が設置する大学	自宅通学のとき 30,000 円又は 45,000 円
		自宅外通学のとき 30,000 円又は 51,000 円
	私立の大学	学部 自宅通学のとき 30,000 円又は 54,000 円
		短期大学 自宅通学のとき 30,000 円又は 64,000 円 自宅外通学のとき 30,000 円又は 53,000 円
	大学院	修士課程及び専門職大学院の課程 50,000 円又は 88,000 円
		博士課程 80,000 円又は 122,000 円
高 等 専 門 学 校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学法人が設置する高等専門学校	第 1 学年から第 3 学年まで 自宅通学のとき 10,000 円又は 21,000 円 自宅外通学のとき 10,000 円又は 22,500 円
		第 4 学年から第 5 学年 自宅通学のとき 30,000 円又は 45,000 円 自宅外通学のとき 30,000 円又は 51,000 円
	私立の高等専門学校	第 1 学年から第 3 学年まで 自宅通学のとき 10,000 円又は 32,000 円 自宅外通学のとき 10,000 円又は 35,000 円
		第 4 学年から第 5 学年 自宅通学のとき 30,000 円又は 53,000 円 自宅外通学のとき 30,000 円又は 60,000 円
	専 修 学 校	国、地方公共団体及び国立大学法人が設置する専修学校の専門課程 自宅通学のとき 30,000 円又は 45,000 円 自宅外通学のとき 30,000 円又は 53,000 円
		私立の専修学校の専門課程 自宅通学のとき 30,000 円又は 53,000 円 自宅外通学のとき 30,000 円又は 60,000 円

- 備考
- 一 「大学」には、別科（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術（第五号において「特定技術」という。）の教授を目的とするもので文部科学省令で定めるもの（次号において「特定別科」という。）を除く。）を含まない（第六条を除き、以下同じ。）。
 - 二 「学部」には、専攻科及び特定別科を含む。
 - 三 「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。
 - 四 「第四学年及び第五学年」には、専攻科を含む（次条第一項第三号において同じ。）。
 - 五 「専門課程」は、特定技術の教授を目的とする専門課程で文部科学省令で定めるものに限る。
 - 六 「自宅通学のとき」とは、その生計を主として維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう。
 - 七 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう。

2 大学又は専修学校（前項の表備考第5号に規定する専門課程に限る。次条第1項第4号において同じ。）において通信による教育を受ける者のうち、教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他文部科学省令で定める者に対する第一種学資金の月額については、前項の表大学の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、年当たりの合計額が88,000円を超えない額の範囲内で学校等の種別及び通学形態の別を考慮して独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の定める額とする。

（第二種学資金の貸与並びにその額及び利率）

第2条 法第14条第1項の第二種学資金（以下単に「第二種学資金」という。）の月額は、次の各号に掲げる学校に在学する者（通信による教育を受ける者を除く。）については、それぞれ当該各号に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とし、その利率は、年3パーセントとする。

- (1) 大学 30,000円, 50,000円, 80,000円, 100,000円又は120,000円
- (2) 大学院 50,000円, 80,000円, 100,000円, 130,000円又は150,000円
- (3) 高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。） 30,000円, 50,000円, 80,000円, 100,000円又は120,000円
- (4) 専修学校 30,000円, 50,000円, 80,000円, 100,000円又は120,000円

2 私立の大学の医学、歯学、薬学若しくは獣医学を履修する課程又は法科大学院（専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下この項において同じ。）の法学を履修する課程に在学する者に対する第二種学資金については、前項の規定にかかわらず、その月額を、次の表の上欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（機構の定める額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択する額）とすることができるものとし、その場合における利率は、年当たり同表の下欄に掲げる算式により算定した利率とする。

区分	月額	利率（パーセント）
私立の大学の医学又は歯学を履修する課程	120,000円を超え160,000円以内で機構の定める額	$\frac{A \times 3 + (B - A) \times r}{B}$
私立の大学の薬学又は獣医学を履修する課程	120,000円を超え140,000円以内で機構の定める額	
法科大学院の法学を履修する課程	150,000円を超え220,000円以内で機構の定める額	
備考 この表の下欄に掲げる算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする		
A 私立の大学の医学又は歯学を履修する課程及び薬学又は獣医学を履修する課程にあっては120,000円、法科大学院の法学を履修する課程にあっては150,000円		
B この表の中欄の機構の定める額（その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択した額）		
r 年3パーセントを超える利率で機構の定める利率に相当する数		

3 第1項各号に掲げる学校（以下この項及び次条第1項において「貸与対象校」という。）に在学する者が当該貸与対象校に入学した月又は当該貸与対象校（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定により設置されたものに限る。同条第1項において「貸与対象日本校」という。）に在学する者が外国の大学若しくは大学院に留学した月に貸与される第二種学資金の月額については、前2項の規定にかかわらず、第1項の場合にあっては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択する額に、前項の場合にあっては同項の表の中欄に掲げる機構の定める額（その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択する額）に、それぞれ100,000円, 200,000円, 300,000円, 400,000円又は500,000円（貸与を受ける学生又は生徒が当該入学をした月に当該留学をした場合においては、100,000円, 200,000円, 300,000円, 400,000円, 500,000円, 600,000円, 700,000円, 800,000円, 900,000円又は1,000,000円）のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額を加えた額とすることができるものとし、その場合における利率は、年当たり次の算式により算定した利率とする。

$$\text{利率（パーセント）} = \frac{C \times 3 + (D - C) \times r}{D}$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- C 第1項の場合にあっては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択した額、前項の場合にあっては同項の表の備考に規定するAの額
- D 第1項の場合にあっては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択した額に、前項の場合にあっては同項の表の中欄に

掲げる機構の定める額（その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択した額）に、それぞれ貸与を受ける学生又は生徒がこの項の規定により選択した額を加えた額
r 年3パーセントを超える利率で機構の定める利率に相当する数（第一種学資金に併せて貸与する第二種学資金の額及び利率）

第3条 法第14条第5項の規定により第一種学資金に併せて貸与する第二種学資金については、月額第二種学資金（貸与対象校に在学する者に対し、機構の定める期間において毎月貸与する第二種学資金をいう。次項において同じ。）又は一時金額第二種学資金（貸与対象校に入学した者に対しその入学の際に一時金として貸与する第二種学資金及び貸与対象日本校に在学する者に対しその者が外国の大学又は大学院に留学する際に一時金として貸与する第二種学資金をいう。第3項において同じ。）のうち、貸与を受ける学生又は生徒が機構の定めるところにより選択するいずれか一の第二種学資金とする。

- 2 月額第二種学資金の額及び利率については、前条の規定の例による。
- 3 一時金額第二種学資金の額は、100,000円, 200,000円, 300,000円, 400,000円又は500,000円（貸与を受ける学生又は生徒が当該入学をした月に当該留学をした場合においては、100,000円, 200,000円, 300,000円, 400,000円, 500,000円, 600,000円, 700,000円, 800,000円, 900,000円又は1,000,000円）のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とし、その利率は、年3パーセントを超える利率で機構の定める利率とする。

（第二種学資金の利息の特例）

第4条 前2条の規定にかかわらず、第二種学資金は、その貸与を受けている間並びに法第15条第2項の規定によりその返還の期限を猶予される場合における同項及び第6条に規定する事由がある間は無利息とする。

2 次条第3項の規定による学資金の返還の期限及び返還の方法の変更が行われる場合には、当該変更の時以後の期間に係る第二種学資金の利率は、前2条の規定にかかわらず、これらの規定による利率以下の利率で文部科学大臣の認可を受けて機構の定めるところにより算定した利率とする。

（返還の期限等）

第5条 法第14条第1項の学資金（以下単に「学資金」という。）の返還の期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内で機構の定める期日とし、その返還は、年賦、半年賦、月賦その他の機構の定める割賦の方法によるものとする。ただし、学資金の貸与を受けた者は、いつでも繰上返還をすることができる。

- 2 第二種学資金についての前項の規定による年賦、半年賦、月賦その他の割賦による返還は、元利均等返還の方法によるものとする。
- 3 機構が、災害、傷病その他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由により学資金を返還することが困難となった者について、文部科学大臣の認可を受けて定める基準に従って、割賦金の減額及び支払回数の変更その他の学資金の返還の期限及び返還の方法の変更を行う場合には、第1項中「20年」とあるのは、「文部科学大臣の認可を受けて機構の定める20年以上の期間」とし、前項の規定は、適用しない。

4 学資金の貸与を受けた者が、支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、前3項の規定にかかわらず、その者は、機構の請求に基づき、その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。（返還期限の猶予）

第6条 法第15条第2項の政令で定める事由は、大学、大学院若しくは高等専門学校又は専修学校の第1条第1項の表備考第5号に規定する専門課程に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があることとする。

（死亡等による返還免除）

第7条 死亡した者又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した者については、その学資金の返還未済額の全部又は一部を免除することができる。

- 2 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者については、その学資金の返還未済額の一部の返還を免除することができる。
- 3 機構は、前2項の規定による学資金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。（特に優れた業績による返還免除）

第8条 大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した

ものには、貸与期間終了の時において、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 前項の認定は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生のうち、当該大学院を置く大学の学長が、学内選考委員会（機構に対して同項の認定を受ける候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する機関として文部科学省令で定めるところにより当該大学に設置されるものをいう。）の議に基づき推薦する者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行うものとする。
- 機構は、前項に規定するもののほか、第 1 項の規定による学資金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

附則

（第二種学資金の利率の特例）

- 第 2 条** 第二種学資金に係る第 2 条及び第 3 条第 3 項の規定の適用については、当分の間、第 2 条第 1 項中「年 3 パーセント」とあるのは「年 3 パーセント（法第 19 条第 1 項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本学生支援債券の利率を加重平均する方法であって文部科学省令で定めるもののうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択した方法により算定した利率が年 3 パーセント未満の場合にあつては、当該利率）」と、同条第 2 項の表利率の欄中「3」とあるのは「附則第 2 条第 1 項の規定により読み替えられた前項に規定する利率（パーセント）に相当する数」と、同表備考中「年 3 パーセント」とあるのは「附則第 2 条第 1 項の規定により読み替えられた前項に規定する利率」と、同条第 3 項に掲げる算式中「3」とあるのは「附則第 2 条第 1 項の規定により読み替えられた第 1 項に規定する利率（パーセント）に相当する数」と、同項の備考中「年 3 パーセント」とあるのは「附則第 2 条第 1 項の規定により読み替えられた第 1 項に規定する利率」と、第 3 条第 3 項中「年 3 パーセント」とあるのは「附則第 2 条第 1 項の規定により読み替えられた前条第 1 項に規定する利率」とする。
- 文部科学大臣は、前項の規定により読み替えられた第 2 条第 1 項に規定する文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（抜粋）

（平成 16 年 3 月 31 日文部科学省令第 23 号）

（改正 同 27 年 5 月 15 日同第 25 号）

（保証人）

- 第 25 条** 機構は、法第 14 条第 1 項の学資金（以下単に「学資金」という。）の貸与を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、保証人を立てさせるものとする。

（割賦金の返還の通知）

- 第 26 条** 機構は、6 月以内にその返還期日が到来することとなる割賦金（令第 5 条第 1 項に規定する割賦の方法により学資金を返還する場合における各返還期日ごとの返還分をいう。以下同じ。）を返還する義務を有する要返還者（学資金の貸与を受け、当該学資金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。）に対しては、あらかじめ当該割賦金の額及び返還期日並びにその支払方法等を通ずるものとする。

- 前項の規定による通知は、機構が必要と認めるときは、要返還者の連帯保証人（保証人のうち要返還者と連帯して債務を負担する者（自然人に限る。）をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

（割賦金の返還の督促等）

- 第 27 条** 機構は、割賦金の返還を延滞している要返還者に対しては、少なくとも 6 月ごとに当該要返還者が延滞している割賦金の額及びその支払方法等を示して返還を督促するものとする。

- 前項の規定による督促は、機構が必要と認めるときは、要返還者の連帯保証人に対して行うものとする。

- 機構は、前 2 項の規定により要返還者又はその連帯保証人に対し割賦金の返還を督促する場合には、次に返還期日が到来することとなる割賦金の額及び返還期日並びにその支払方法等を併せて通知することができる。この場合においては、当該割賦金に係る前条の規定による通知を要しない。

（保証人に対する請求）

- 第 28 条** 機構は、前条に規定する督促によっては割賦金の返還を確保することが困難であると認めるときは、要返還者の連帯保証人以外の保証人に対し、当該要返還者が返還を延滞している割賦金の額及びその支払方法等を示して返還を請求するものとする。

とする。

（割賦金に係る延滞金）

- 第 29 条** 機構は、前 2 条の規定による督促又は請求を行う場合には、次項の規定により計算した額の延滞金の納入を併せて督促し又は請求するものとする。

- 機構が割賦金の返還を延滞している要返還者に賦課する延滞金の額は、機構の定めるところにより、当該延滞している割賦金（利息を除く。）の額につき年 5 パーセントの割合で計算した金額とする。ただし、要返還者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められるときは、これを減免することができる。

（割賦金の返還の強制）

- 第 30 条** 機構は、割賦金の返還を延滞している要返還者等（要返還者又はその保証人（自然人に限る。）をいう。以下同じ。）が前 3 条の規定による督促又は請求を受けてもその延滞している割賦金を返還しないときその他特別の必要があると認めるときは、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 7 編に定める手続により割賦金の返還を確保するものとする。

- 機構は、前項の規定によっても割賦金の返還を確保することができないときその他学資金の適正な回収を図るため必要があると認めるときは、民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）その他強制執行の手続に関する法令に定める手続により割賦金の返還を確保するものとする。

（返還未済額の全部の返還の強制等）

- 第 31 条** 前条の規定は、返還未済額の全部の返還（令第 5 条第 4 項の規定による学資金の返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、前条第 1 項中「前 3 条の規定による督促又は請求を受けてもその延滞している割賦金を返還しないとき」とあるのは「機構の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないとき」と、「割賦金の返還」とあるのは「返還未済額の全部の返還」と、同条第 2 項中「割賦金の返還」とあるのは「返還未済額の全部の返還」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 機構は、要返還者等が機構の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、機構の定めるところにより、当該延滞している返還未済額（利息を除く。）の全部の額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞金を請求するものとする。ただし、要返還者が返還未済額の全部の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められるときは、これを減免することができる。

（学資金回収業務の委託）

- 第 32 条** 機構は、要返還者の同意を得、かつ、その者に係る割賦金の支払方法についての特約を付した上で、当該要返還者を使用する者に対し、当該要返還者に係る学資金の回収業務の一部を委託することができる。この場合において、当該要返還者に係る学資金の回収に関しては、第 26 条から前条までの規定によらないものとする。

- 機構は、前項の規定により学資金の回収業務の一部を委託する場合には、当該委託に係る業務に関し、受託者と次に掲げる事項について取り決めなければならない。

(1) 要返還者の名簿の作成及び変更に関する事項

(2) 受託者が行う学資金の回収業務の方法

(3) 受託者が回収した学資金の管理及び機構に対する引渡しの方法

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、学資金の回収業務の委託に関し必要な事項

（大学の別科及び専修学校の課程）

- 第 33 条** 令第 1 条第 1 項の表備考第 1 号に規定する文部科学省令で定める別科は、助産師、視能訓練士、臨床工学士、調理師、製菓衛生師若しくは養護教諭の養成を行うもの又は畜産、園芸、外国語、音楽若しくは美術に関する別科で職業に必要な技術の教授を目的とするものとする。

- 令第 1 条第 1 項の表備考第 5 号に規定する文部科学省令で定める専門課程は、工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係若しくは商業実務関係の分野に属する専修学校の学科又は服飾、デザイン、写真、外国語、音楽若しくは美術に関する専修学校の学科であつて、その授業が年 2 回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているものとする。

（令第 1 条第 2 項の文部科学省令で定める者）

- 第 34 条** 令第 1 条第 2 項の文部科学省令で定める者は、放送大学学術法（平成 14 年法律第 156 号）第 3 条に規定する放送大学学園が設置する放送大学に在学する者とする。

(学内選考委員会)

第35条 令第8条第2項に規定する学内選考委員会(以下「委員会」という。)は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、委員会が定める者
- (3) その他委員会が定めるところにより学長が指名する者
- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 委員会は、令第8条第2項の調査審議を行うに当たっては、法第16条の返還の免除を受けようとする大学院の学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮しなければならない。
- 5 この条に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。(専攻分野に関する業績)

第36条 令第8条第2項の文部科学省令で定める業績は、次の各号に掲げる業績とする。

- (1) 学位論文その他の研究論文
- (2) 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条に定める特定の課題についての研究の成果
- (3) 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果
- (4) 著書、データベースその他の著作物(第1号及び第2号に掲げるものを除く。)
- (5) 発明
- (6) 授業科目の成績
- (7) 研究又は教育に係る補助業務の実績
- (8) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- (9) スポーツの競技会における成績
- (10) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
- (11) その他機構が定める業績
(特に優れた業績による返還免除の数)

第37条 法第16条の規定により機構がその第一種学資金の全部又は一部の返還を免除することができる者の数は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生であって、当該免除をしようとする日の属する年度に貸与期間が終了する者の数の100分の30以下とするものとする。

附則

(第二種学資金の特例的な利率を定める方法)

第5条 令附則第2条第1項の規定により読み替えられた同令第2条第1項の法第19条第1項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本学生支援債券の利率を加重平均する方法であって文部科学省令で定めるものは、利率固定方式(第二種学資金の返還の期限が到来するまでの間(当該第二種学資金の貸与を受けている間及び法第15条第2項の規定により返還の期限を猶予されている期間を除く。)、貸与期間終了の際に算定した利率とする貸与に係る利率を決定する方式をいう。))又は利率見直し方式(第二種学資金の返還の期限が到来するまでの間(当該第二種学資金の貸与を受けている間及び法第15条第2項の規定により返還の期限を猶予されている期間を除く。))、おおむね5年ごとに見直した利率とする貸与に係る利率を決定する方式をいう。))に従って、次の算式により算定する方法とする。

$$R = (R1 \times A + R2 \times B) \div (A + B)$$

この式においてR、R1、R2、A及びBは、それぞれ次の値を表すものとする。

R 当該第二種学資金に係る利率(パーセント)

R1 当該第二種学資金の貸与を受けた者が返還すべき額(利息及び延滞金を除く。以下この条において同じ。)に相当する費用に充てるために機構が法第19条第1項の規定によりした財政融資資金からの借入金の利率に相当する数(当該費用に充てた財政融資資金からの借入れが2回以上あるときは、それぞれの財政融資資金からの借入金の利率を、それぞれの財政融資資金からの借入金の総額のうち当該費用に充てた額により加重平均した利率に相当する数、貸与期間の終了前に当該費用に充てるための財政融資資金からの借入れがなかったときは、貸与期間の終了した月の翌1日において財政融資資金から借入金をするとしたならば当該借入金について定められるべき利率に相当する数)

R2 機構が法第19条第1項の規定により発行した日本学生支援債券(以下この条において「債券」という。)のうち当該第二種学資金の貸与を受けた者が返還すべき額又はその残額に相当する費用に充てたものの利率に相当する数(当該費用に充てた債券の発行が2回以上あるときは、それぞれの債券の利率を、

それぞれの債券の総額のうち当該費用に充てる額により加重平均した利率に相当する数)

- A 当該第二種学資金の貸与を受けた者が返還すべき額に相当する費用に充てるために機構が法第19条第1項の規定によりした財政融資資金からの借入金の額又はその償還残額
- B 機構が法第19条第1項の規定により発行した債券の総額のうち当該第二種学資金の貸与を受けた者が返還すべき額又はその残額に相当する費用に充てた資金の額

業務方法書(抜粋)

(平成16年4月1日文部科学大臣認可)

(平成28年1月4日文部科学大臣変更認可)

第2章 学資の貸与その他必要な援助に関する事項

第1節 奨学金の貸与を受けるための資格、条件等

(学資の貸与を受ける者の資格)

第3条 機構は法第13条第1項第1号の業務として、法、独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号。以下「令」という。))及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成16年文部科学省令第23号。以下「省令」という。))の定めるところにより、大学等(大学(大学院を除く。以下同じ。))、大学院、高等専門学校及び専修学校の専門課程をいう。以下同じ。))に在学する優れた学生等(大学、大学院及び高等専門学校に在学並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。))であって経済的理由により修学に困難があるものと認められたものに対して、学資の貸与を行うものとする。

(学資の貸与)

- 第4条** 機構が貸与する学資を奨学金、奨学金を受ける者を奨学生といい、奨学生のうち、無利息の奨学金(以下「第一種奨学金」という。))を受ける者を第一種奨学生、利息付きの奨学金(以下「第二種奨学金」という。))を受ける者を第二種奨学生という。
- 2 第一種奨学金は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、省令第21条に定める基準及び方法に従い、特に優れた学生等であって経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。
- 3 第二種奨学金は、前項の規定による認定を受けた者以外の者のうち、省令第22条に定める基準及び方法に従い、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。
- 4 省令第23条に定める基準及び方法に従い、第一種奨学金の貸与を受けることによってもなおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第一種奨学金に併せて第二種奨学金を貸与することができるものとする。
- 5 第一種奨学金(大学院で貸与を受けるものを除く。))のうち、経済的理由により特に著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与する奨学金を所得連動返還型第一種奨学金という。
- 6 前項の認定は、当該奨学金の貸与を受ける者の生計を維持する者(父及び母又はこれに代わって生計を維持する者をいう。以下同じ。))の所得が給与所得のみの場合にあっては年間収入金額が300万円以下(給与所得以外の所得がある場合にあっては1年間の総収入金額から必要な経費を控除した金額(以下「年間所得金額」という。))が200万円以下)である場合に行うこととし、特別の事情がある場合は、別表第4の定めるところに従い、当該年間収入金額又は年間所得金額から特別控除額を控除した金額を年間収入金額又は年間所得金額とみなすものとする。

第2節 奨学金の額等

(第一種奨学金の通信教育に係る額)

第5条 令第1条第2項の規定に基づき機構の定める額は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者 その者が教員に面接して授業を受ける期間につき88,000円
- (2) 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第3条に規定する放送大学学園が設置する放送大学に在学する者で教員に面接して授業を受けるもの 年当たり88,000円
(第二種奨学金に係る額及び利率)

第6条 令第2条第2項の機構の定める額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 私立の大学の医学又は歯学を履修する課程の項の機構の定める額 160,000 円
- (2) 私立の大学の薬学又は獣医学を履修する課程の項の機構の定める額 140,000 円
- (3) 法科大学院の法学を履修する課程の項の機構の定める額 190,000 円又は 220,000 円
- 2 令附則第 2 条第 1 項の規定により読み替えられた令第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに第 3 条第 3 項における機構の定める利率は、次の各号に掲げる場合について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 法第 19 条第 1 項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本学生支援債券の利率を加重平均する方法であって文部科学省令で定めるもののうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択した方法により算定した利率（以下、「基本利率」という。）が年 2.9 パーセント以下の場合 当該利率に 0.2 パーセントを上乗せした利率
 - (2) 基本利率が年 2.9 パーセントを超え年 3.1 パーセント以下の場合 年 3.1 パーセントの利率
 - (3) 基本利率が年 3.1 パーセントを超える場合 当該利率

第 3 節 奨学生の選考等

（奨学金の貸与に係る保証契約）

- 第 10 条** 奨学生は、法人（機構が指定する一の法人（以下「保証機関」という。）に限る。以下この項において同じ。）又は自然人 2 人（大学に相当する外国の学校（以下「外国の大学」という。）に入学して第二種奨学金の貸与を受ける者又は大学院に相当する外国の学校（以下「外国の大学院」という。）に入学して奨学金の貸与を受ける者）又は、保証機関及び自然人 2 人）を保証人に立てることを要するものとする。
- 2 前項の保証機関又は自然人の保証人 1 人（外国の大学に入学して第二種奨学金の貸与を受ける者又は外国の大学院に入学して奨学金の貸与を受ける者）については、保証機関及び自然人の保証人 1 人）は、連帯保証人（奨学生と連帯して債務を負担する者をいう。以下同じ。）とする。
 - 3 連帯保証人となる自然人は、貸与を受けようとする者が未成年者の場合にあつては、その保護者（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 818 条に規定する親権を行う者又は第 839 条に規定する未成年後見人をいう。以下同じ。）とし、成年者の場合にあつては、原則として、父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者とする。
 - 4 第 1 項の規定により保証人となる自然人のうち第 2 項に定める連帯保証人以外の自然人は、独立の生計を営む者であつて、原則として奨学生の父母以外の 4 親等以内の親族とする。

第 4 節 奨学金の申込等

（奨学生の申込み及び推薦）

- 第 11 条** 奨学金の貸与を受けようとする者は、当該奨学金に係る遵守事項に同意する旨を表示した確認書、個人信用情報の取扱いに関する同意書その他機構の理事長（以下単に「理事長」という。）が定める書類（以下「確認書等」という。）を次の各号の区分に応じ、学校の長又は理事長に提出し、かつ、インターネットを通じて奨学金の申込みに係る所定の事項（以下「申込データ」という。）を機構に送信するものとする。ただし、機構が特に認める場合には、インターネットを通じて申込データを機構に送信することに代えて、奨学金申込書を、次の各号の区分に応じ、学校の長又は理事長に提出するものとする。
- (1) 現に学校に在学している者（第 4 号から第 6 号までに掲げる者を除く。） 在学する学校の長（以下「在学学校の長」という。）
 - (2) 現に学校に在学していない者（次号から第 6 号までに掲げる者を除く。） 卒業した学校の長
 - (3) 認定試験合格者（高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号。以下「試験規則」という。）第 8 条第 1 項に規定する認定試験合格者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規則（昭和 26 年文部省令第 13 号。以下「旧規程」という。）第 8 条第 1 項に規定する資格検定合格者を含む。）をいう。以下同じ。）若しくは認定試験科目合格者（試験規則第 8 条第 2 項に規定する認定試験科目合格者（旧規程第 8 条第 2 項に規定する資格検定科目合格者を含む。）で機構の定める基準に該当するものをいう。別記 13 を除き、以下同じ。）又は認定試験出願者（奨学金申込書を提出する年度に認定試験合格者となることを目的として試験規則第 7 条に規定する受験手続を終えた者をい

う。以下同じ。）（第 1 号に該当する者であつて奨学金申込書を在学学校の長に提出する者を除く。） 理事長

- (4) 大学院に入学したとき奨学金の貸与を受けようとする者入学しようとする大学院を置く学校の長
 - (5) 外国の大学に入学したとき奨学金の貸与を受けようとする者のうち高等専門学校（第 4 学年、第 5 学年及び専攻科を除く。）の学生又は高等専門学校の第 3 学年の課程を修了した者（高等専門学校を卒業見込みの者又は卒業した者を除く。） 理事長
 - (6) 外国の大学院に入学したとき奨学金の貸与を受けようとする者のうち外国の大学の学生又は外国の大学を卒業した者 理事長
- 2 前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の場合にあつては、機構は、申込データを当該各号に掲げる学校の長に提供するものとする。
 - 3 省令第 21 条から第 23 条までの規定に基づく学校の学長又は校長の推薦（省令第 22 条第 1 項第 3 号ロに掲げる者のうち、第 1 項第 5 号に該当する者の推薦を除く。）は、第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる者について、第 3 条に規定する奨学生としての資格を審査の上、適格と認める者について、申込データ又は奨学金申込書に学習成績等所定の事項を記録又は記載し、機構に送信又は提出することにより行うものとする。
 - 4 省令第 22 条第 1 項第 3 号ロに掲げる者のうち、第 1 項第 5 号に該当する者の校長の推薦については、別に定める推薦書を理事長に提出することにより行うものとする。
 - 5 第 1 項第 6 号に該当する者の第 8 条第 4 項の推薦については、別に定める推薦書を理事長に提出することにより行うものとする。

第 5 節 奨学金の貸与期間等

（奨学金の貸与期間）

- 第 14 条** 奨学金を貸与することのできる期間は、次の各号に該当する者について、それぞれ当該各号の定めるところによる。
- (1) 第一種奨学金の貸与を受ける者（次号から第 4 号までに該当する者を除く。） 貸与の始期は機構が採用を決定したときとし、貸与の終期は奨学生の在学する学校の修業年限の終期とする。ただし、貸与の始期は当該年度の 4 月までを限度として当該年度の始期まで遡ることができる。
 - (2) その者の生計を維持する者のうち、父若しくは母又はこれに代わって生計を維持するものの失職、破産、事故、病気、死亡等若しくは震災、風水害、火災その他の災害等又は学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより、家計が急変し、その事由が発生した月から 12 月を超えない期間内に、緊急に奨学金の貸与が必要となった者（以下「緊急採用の必要な者」という。）のうち第一種奨学金の貸与を受けるもの 貸与の始期は機構が採用を決定したときとし、貸与の終期は機構が採用を決定した年度の末とする。ただし、貸与の始期は奨学生が在学する学校に入学した月を限度としてその事由が発生した月まで遡ることができることとし、貸与の終期は、貸与を受ける年度の末においてもなお第一種奨学金を必要とすることが認められ、機構の定める期間内に願ひ出た場合は、翌年度の末とし、奨学生の在学する学校の修業年限を限度として延長できる。
 - (3) 外国の大学院に入学したとき第一種奨学金の貸与を受ける者 貸与の始期は大学院学位取得型による支給開始月とし、貸与の終期は大学院学位取得型による支給終了月とする。
 - (4) 外国の学校等に留学するため第一種奨学金の貸与を受ける者 貸与の始期は協定派遣による支給開始月とし、貸与の終期は協定派遣による支給終了月とし、貸与期間は 3 月以上 1 年以内とする。
 - (5) 第 1 号から第 4 号までに該当する者のうち、過去において、機構が定める学校の区分において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で第一種奨学金の貸与を受けたことがあるもの 奨学金を貸与することのできる期間は、過去に貸与を受けた期間と通算して、現に在学する学校の修業年限（修業年限を定めない学校にあつては、貸与を受ける者が卒業に必要な最短期間。以下この号において同じ。）に達するまでの期間を限度とする。ただし、機構が特に必要と認めるときは、全ての学校の区分を通じて一の貸与契約に限らず、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間、第一種奨学金の貸与を受けることが

できる。

- (6) 第二種奨学金の貸与を受ける者（次号に該当する者を除く。）貸与の始期は機構が採用を決定したときとし、貸与の終期は奨学生の在学する学校の修業年限の終期とする。ただし、貸与の始期は当該年度の4月までを限度として当該学年の始期まで遡ることができる（緊急採用の必要な者は奨学生が在学する学校に入学した月を限度として家計急変の事由が発生した月まで遡ることができる）こととし、貸与の終期は在学学校長が特に必要と認めるときは、1年以内の範囲内で、その期間を延長することができる。
- (7) 外国の大学又は外国の大学院に留学するため第二種奨学金の貸与を受ける者 貸与の始期は留学開始月、貸与の終期は留学終了月とし、貸与期間は3月以上1年以内とする。ただし、学位取得のために1年以上の留学期間を必要とし、令第2条第1項各号に掲げる学校（学校教育法の規定により設置されたものに限る。）がその学位を認める場合の当該貸与期間は、3月以上2年以内とする。

（奨学金の交付）

第15条 奨学金（一時金額第二種奨学金を除く。）は、毎月1月分ずつ交付することを常例とする。

（奨学金の交付の取りやめ）

第16条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合は、奨学金の交付を取りやめる。

- (1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。
 - (2) 学習成績又は性行が不良となったとき。
 - (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
 - (4) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
 - (5) 第11条の所定の事項について故意に記録若しくは記入せず、又は虚偽の記録若しくは記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
 - (6) 第10条第1項の規定に基づき立てた保証人が存在しなくなったとき。
 - (7) その他第3条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。
- 2 前項第6号の場合にあつては、奨学金の交付を取りやめるに先立ち原則として、奨学生に対して一定の期間を定めて保証人を立てるのに必要な措置を講ずることを求めるものとし、当該期間については、奨学金の交付を保留するものとする。
- 3 奨学生は、いつでも奨学金を辞退することができる。

（返還誓約書）

第17条 奨学生は、採用にあたって、貸与される奨学金の全額について、返還誓約書（借用証書）、個人情報情報の取扱いに関する同意書その他理事長が定める書類を在学学校長（外国の大学又は外国の大学院に入学して奨学金の貸与を受けている者は理事長）に提出することを要するものとする。

第6節 返還

（返還の期限）

第18条 奨学金の返還は、年賦、半年賦、月賦又は半年賦・月賦併用割賦のいずれかの割賦の方法によることとし、支払回数は、貸与総額を次表に定める割賦金の基礎額で除して得られる数の年数内で返還が終了となるように別に定める方法により得られる回数とする。

貸与総額	割賦金の基礎額
200,000円以下のもの	30,000円
200,000円を超え400,000円以下のもの	40,000円
400,000円を超え500,000円以下のもの	50,000円
500,000円を超え600,000円以下のもの	60,000円
600,000円を超え700,000円以下のもの	70,000円
700,000円を超え900,000円以下のもの	80,000円
900,000円を超え1,100,000円以下のもの	90,000円
1,100,000円を超え1,300,000円以下のもの	100,000円
1,300,000円を超え1,500,000円以下のもの	110,000円
1,500,000円を超え1,700,000円以下のもの	120,000円
1,700,000円を超え1,900,000円以下のもの	130,000円
1,900,000円を超え2,100,000円以下のもの	140,000円
2,100,000円を超え2,300,000円以下のもの	150,000円
2,300,000円を超え2,500,000円以下のもの	160,000円
2,500,000円を超え3,400,000円以下のもの	170,000円
3,400,000円を超えるもの	総額の20分の1

2 奨学金の返還の期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起

算して6月を経過した後から返還を開始して前項の規定により定まる支払回数毎に機構の定めた日とする。

（割賦金に係る延滞金）

第19条 要返還者（奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。）が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。ただし、割賦金が返還期日から起算して1月を経過する日（当該期日が金融機関の休業日である場合において、その翌営業日を期限とするものを含む。）までに返還され、かつ、当該割賦金の延滞が発生した時点において、当該割賦金に係る奨学金の他の割賦金の返還を延滞していない場合にあつては、この限りではない。

2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金（第二種奨学金については利息を除く。）の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365日当たり）5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、要返還者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することができる。

3 省令第27条及び第28条の規定による督促又は請求を行う場合には、延滞金の納入を併せて督促し、又は請求するものとする。

（返還金の充当）

第20条 要返還者又は自然人の保証人2人（以下「要返還者等」という。）から返還金（奨学金の返還に係る金銭をいう。以下同じ。）の支払いがあつたときは、当該返還金を次の各号に定めるところにより割賦金に充当するものとする。

- (1) 返還期日の到来した割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来した割賦金から充当する。
- (2) 返還期日の到来した割賦金については返還期日の早く到来したものから、返還期日の到来していない割賦金については返還期日の早く到来することとなるものから充当する。
- (3) 返還期日の同じ割賦金については、先に貸与を受けた奨学金に係る割賦金から充当する。

2 前項において第二種奨学金に係る返還金については、利息、割賦金（利息を除く。）の順に充当する。

3 要返還者等から割賦金のほかに延滞金及び費用を徴する必要がある場合においてその者から支払われた額がこれらの合計額に満たないときは、費用、延滞金、利息、割賦金（利息を除く。）の順に充当する。

（返還未済額の全部の返還の強制等）

第21条 令第5条第4項による機構の請求があつたにもかかわらず、要返還者等が機構の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額（利息を除く。）の全部の額につき延滞金を徴するものとする。この場合においては、第19条第2項本文の規定を準用し、同項中「割賦金」とあるのは「返還未済額の全部」と読み替えるものとする。（保証機関に対する請求）

第22条 機構は、要返還者のうち、機構が第10条に規定する保証機関と保証契約を締結している要返還者（外国の大学又は外国の大学院に入学して奨学金の貸与を受けた要返還者にあつては自然人の保証人2人を含む。）が返還未済額を延滞しているときは、別に定めるところにより、保証機関に対し、その延滞している返還未済額及び延滞金の返還を請求するものとする。

2 機構が前項の請求を行ったときは、当該要返還者等に係る奨学金の回収に関しては、第18条から前条まで、並びに第23条及び附則第4条の規定によらないものとする。（個人情報情報機関への登録）

第22条の2 機構は、別に定めるところにより、あらかじめ同意がある場合において、割賦金の返還を延滞した要返還者の個人情報、機構が加盟する個人情報情報機関に登録するものとする。

第7節 回収業務の委託

（回収業務の委託）

第23条 省令第32条第1項の規定に基づき、機構が奨学金の回収業務の一部を委託した場合には、受託者に対しその者が回収した金額に100分の3の割合を乗じて計算した金額を手数料として支払うことができる。

第8節 返還期限の猶予等

（返還期限の猶予）

第24条 要返還者が次の各号の一に該当する場合は、願ひ出に

より奨学金の返還の期限を猶予することができる。

- (1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき（罹災から 12 月以内であること、罹災状況が継続していること又は傷病により就労困難かつ治療中であること。第 24 条の 3 第 1 項第 1 号において同じ。）
 - (2) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校、大学、大学院、専修学校の高等課程（令附則第 11 条第 1 項の規程によりなお効力を有するとされる日本育英会法施行令（昭和 59 年政令第 253 号）第 2 条第 1 項の表備考第 6 号の課程に限る。）若しくは専門課程に在学するとき。
 - (3) 研究に従事するとき。ただし、国内の場合は、独立行政法人日本学術振興会等の特別研究員として研究に従事するときに限る。
 - (4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
 - (5) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難（給与所得者は年間収入金額が 300 万円以下（給与所得者以外は年間所得金額が 200 万円以下）とする。ただし、特別の事情がある場合は、別表第 5 の定めるところに従い、当該年間収入金額又は年間所得金額から控除を行った後の金額が 300 万円以下（給与所得者以外は 200 万円以下）とする。第 8 号、第 9 号及び第 24 条の 3 第 1 項第 2 号において同じ。）となったとき。
 - (6) 令第 8 条第 1 項の規定による返還免除を願い出たとき（第 2 号に該当する場合を除く。）
 - (7) 防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、職業能力開発総合大学校、気象大学校に在学するときその他第 2 号に準ずると認められるとき。
 - (8) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項及び第 2 項の規定による産前又は産後の休業期間にあること又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 9 条の規定による育児休業期間にあることによって返還が著しく困難となったとき。
 - (9) 独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 13 条第 1 項第 4 号ロの規定による開発途上地域への派遣、その他我が国又は国際社会の発展に寄与することを目的とする事業による海外派遣等によって返還が著しく困難となったとき。
 - (10) その他法令の規定に基づく事由により返還することができないとき。
- 2 前項各号の猶予期間は次のとおりとする。
- (1) 第 2 号、第 7 号又は第 9 号の一に該当するとき 当該事由が継続する期間
 - (2) 第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 8 号又は第 10 号の一に該当するとき 1 年以内で当該事由が継続する期間
 - (3) 第 6 号に該当するとき 貸与期間の終了した月の翌年度の 9 月末日までの期間
- 3 前項第 2 号の場合において、猶予期間が終了する時に当該事由が継続しているときには、願い出により、猶予期間を延長することができるものとし、その延長期間は 1 年以内で当該事由が継続する期間とする。ただし、第 1 項第 3 号又は第 5 号の事由による猶予期間は、それらを通じて最長 10 年とする。
- 4 第 1 項第 5 号の事由による猶予を願い出る奨学金が、第 4 条第 5 項に定める所得連動返還型第一種奨学金である場合（当該奨学金の要返還者が被扶養者（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号に定める控除対象配偶者、同項第 34 号の 2 号に定める控除対象扶養親族及び第 83 条の 2 第 1 項各号に掲げる配偶者をいう。）である場合は、機構が別に定める場合に限る。）は、前項のただし書きを適用しない。（虚偽による猶予の取消）
- 第 24 条の 2** 前条第 1 項に定める返還期限の猶予の願い出において虚偽があることが認められたときは、当該願い出により承認された猶予について、猶予期間の開始の日にかかのぼって取り消すことができる。（減額返還）
- 第 24 条の 3** 第 18 条の規定にかかわらず、要返還者が次の各号の一に該当する場合は、願い出により割賦金の減額、支払回数の変更及び第 24 条の 8 に規定する利息の特例その他の奨学金の返還の期限及び返還の方法を変更（以下「減額返還」という。）することができる。
- (1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき。
 - (2) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難と

なったとき。

- 2 前項に基づき割賦金を減額して返還することのできる期間（以下「適用期間」という。）は、1 年以内で前項各号の事由が継続する期間とする。
- 3 適用期間が終了する時に引き続き第 1 項各号の一に該当するときには、願い出により適用期間を延長することができるものとし、その延長期間は 1 年以内で当該事由が継続する期間とする。ただし、適用期間は延長期間を含めて、最長 10 年とする。（減額返還の期限）

第 24 条の 4 適用期間における奨学金の返還は、年賦、半年賦、月賦又は半年賦・月賦併用割賦のいずれかの割賦の方法によることとする。

- 2 第 18 条第 2 項の規定にかかわらず、適用期間における奨学金の返還の期限は、別に定める日とする。（減額返還の取消）

第 24 条の 5 第 24 条の 3 第 1 項に定める減額返還の願い出において虚偽があることが認められたときは、当該願い出により承認された減額返還について、適用期間の開始の日にかかのぼって取り消すことができる。

- 2 適用期間において要返還者が割賦金の返還を延滞したときは、機構は、当該延滞した割賦金の返還期日以後に係る減額返還の適用を取り消すものとする。ただし、当該延滞した割賦金が返還期日から起算して 1 月を経過する日（当該期日が金融機関の休業日である場合において、その翌営業日を期限とするものを含む。）までに返還された場合にあつては、この限りではない。（減額返還における割賦金の額）

第 24 条の 6 適用期間における割賦金の額は、機構が別に定める方法により算定した額を半額に減額した額（端数が生じたときは別に定めるところにより調整するものとする。）とする。（支払回数の変更）

第 24 条の 7 第 24 条の 3 の規定に基づき、減額返還の適用を受ける場合は、適用期間の月数を 2 で除して得られる回数を支払回数として追加する。（減額返還における第二種奨学金の利息の特例）

第 24 条の 8 令第 4 条第 2 項の規定に基づき、適用期間における初回の返還期日までの利率は、令第 2 条並びに第 3 条第 2 項及び第 3 項（令附則第 2 条第 1 項の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定により算定した利率（この条において「減額返還適用前の利率」という。）を適用し、初回の返還期日の翌日から 2 回目の返還期日までの利率は零パーセントとするものとし、2 回目の返還期日の翌日以降の各返還期日の翌日から次回の返還期日までの期間ごとの利率は、減額返還適用前の利率と零パーセントの順に交互に適用するものとする。

第 9 節 返還免除

（死亡等による返還免除）

第 25 条 令第 7 条第 1 項の精神若しくは身体の障害とは、別表第 6 の第 1 級の項に掲げる精神又は身体の障害の状態とし、免除する額は返還未済額の全部とする。

- 2 令第 7 条第 2 項の精神又は身体の障害とは、別表第 6 の第 2 級の項に掲げる精神又は身体の障害の状態とし、免除する額は返還未済額の 4 分の 3 以内の額とする。（特に優れた業績による返還免除）

第 26 条 令第 8 条第 1 項の認定は機構に設置する学識経験者を含む委員会による審査を経て行うものとし、特に顕著に優れた業績を挙げた者として認定した者についてはその奨学金の全額とし、特に優れた業績を挙げた者として認定した者についてはその奨学金の半額を免除するものとする。（返還免除の願い出）

第 27 条 令第 7 条による奨学金の返還免除については、要返還者、連帯保証人又は相続人が、奨学金返還免除願に所定の要件を具備していることを証する書類を添えて理事長に提出することにより願い出るものとする。

- 2 令第 8 条第 1 項による奨学金の返還免除については、奨学生が在学学校長の定める期日までに申請書を在学学校長に提出することにより、願い出るものとする。ただし、外国の大学院において第一種奨学金の貸与を受けた奨学生にあつては、機構の定める期日までに申請書その他機構が定める書類を機構に提出することにより、願い出るものとする。

第10節 奨学生の補導

(奨学生の補導)

第28条 機構は、在学学校長に協力し、次の目的をもって奨学生の補導を行う。

- (1) 奨学生の資質の向上を図ること。
- (2) 奨学生としての責務を尽くし、機構の業務の円滑な運営に協力させること。
- (3) 奨学生の実情に即応して適切な措置を講ずること。

第29条 機構は、奨学生の補導の方法として次のことを行う。

- (1) 奨学生の学習成績、健康状態及び生活状況などを調査し、その結果に基づいて奨学生を表彰し、若しくは激励し、又はこれに警告を与えること。
- (2) 機関紙などを発行して奨学生に配布すること。
- (3) その他補導上必要と認めること。

第30条 奨学生が休学したときその他補導上必要があると認められたときは、奨学金の交付を一時休止し、又は貸与期間を短縮する。ただし、奨学生が休学により外国の大学又は外国の大学院において教育を受けるときは、この限りではない。

別表第4 第4条第6項関係

特別の事情	特別控除額
(1) 障害者のいる世帯であること。	障害者1人につき 99万円
(2) 長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額
(3) 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額

備考

該当する特別の事情が2以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。

別表第5 (第24条第1項及び第24条の3第1項関係)

返還期限の猶予及び減額返還における控除額

特別の事情	控除額
A 要返還者が傷病により6月以上の治療を受けていること。	当該治療にかかる医療費の自己負担額として支出した年間金額。ただし、96万円を限度とする。
B 扶養する者が傷病により2週間以上の治療を受けており、その医療費の自己負担額の一部又は全部を要返還者が負担していること。	当該負担額の年間金額。ただし、被扶養者1人あたり96万円を限度とする。
C 扶養する者がいること。	扶養する者1人あたり38万円とする。
D 父母(C欄の適用を受ける者を除く。)に対して経済的援助を行っていること。	当該援助額の年間金額。ただし、38万円を限度とする。父と母が別居している場合は76万円を限度とする。
E 2親等以内の親族(C欄の適用を受ける者並びに父母、配偶者及び子を除き、兄弟姉妹は就学者に限る。)に対して経済的援助を行っていること。	当該援助額の年間金額。ただし、38万円を限度とする。
F 第24条の3第1項の減額返還の願い出をすること。	25万円

備考

- 1 D欄において、要返還者が経済的援助を行っている父母と同居している場合で、当該父又は母のいずれかの年間収入金額が150万円(給与所得者以外は年間所得金額が100万円。以下同じ。)を超えているときは、控除額を0円とする。また、要返還者が経済的援助を行っている父母と別居している場合で、父又は母のいずれかの年間収入金額が230万円(給与所得者以外は年間所得金額が150万円。以下同じ。)を超えているときは、控除額を0円とする。
- 2 E欄において、要返還者が経済的援助を行っている当該の親族と同居している場合で、当該親族の年間収入金額が150万円を超えているときは、控除額を0円とする。また、要返還者が経済的援助を行っている当該の親族と別居している場合で、当該親族の年間収入金額が230万円を超えているときは、控除額を0円とする。

別表第6

精神又は身体 の障害の程度	番号	精神又は身体 の障害の状態
第1級	1	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体 の障害により労働能力を喪失したもの
第2級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他の理由により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく及び言語又はそしゃく若しくは言語の機能に著しく障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の5つの指又は親指及び人差指を併せて4つの指を失ったもの
	10	足の指を全部失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体 の障害により労働能力に高度の制限を有するもの

備考

- 1 各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。
- 2 視力を測定する場合においては、屈折異常のものについてはきょう正視力により、視表は、万国式視力表による。

奨学規程(抜粋)

(平成16年規程第16号)

最近改正 平成27年規程第34号

第一章 総則

(奨学生の資格)

第2条 業務方法書第4条第1項に規定する奨学生(以下単に「奨学生」という。)となる者は、業務方法書第3条に規定する大学等(大学(大学院を除き、別科にあっては令第1条第1項の表備考第1号に定める特定別科に限る。以下同じ。)、大学院、高等専門学校及び専修学校の専門課程(令第1条第1項の表備考第5号の課程に限る。以下同じ。)をいう。)に在学する優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があると認められたものでなければならない。

2 前項の学生等には、次の各号の一に該当する者を含むものとする。

- (1) 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
- (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- (3) 同表の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると当該者が在学する学校の長が認めたもの

(緊急採用による奨学金の貸与)

第3条 業務方法書第4条第2項及び同条第3項に規定する優れた学生等であって、主たる家計支持者(その者の生計を維持する者のうち、父若しくは母又はこれに代わって生計を維持するものをいう。以下同じ。)の失職、破産、事故、病氣若しくは死亡等又は震災、風水害、火災その他の災害等により家計が急変し、その事由が発生した月から12月を超えない期間(以下「家計急変期間」という。)内に、修学が困難になった者が希望するときは、業務方法書第4条第1項に規定する奨学金(以下「奨学金」という。)の貸与(以下「緊急採用」という。)を受けることができる。

- 2 学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加し、家計が急変した場合は、前項の規定を準用する。
- 3 前2項の規定においては、家計急変の事情により経済的困難が継続すると見込まれ、家計急変期間内に第6条に規定する申込みをした者に対して、業務方法書第8条及び第9条の規定に基づき、緊急に奨学金の貸与が必要と認定したときに貸与することができる。

第2章 保証制度、奨学生の採用及び奨学金の交付 (保証)

第5条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成16年省令第23号。以下「省令」という。)第25条の規定に基づき、奨学生(奨学金の貸与が終了している場合は、要返還者(奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。))。以下この条及び第10条において同じ。)は、申込時の選択により次の各号に掲げるいずれかの保証を奨学金の貸与の開始から返還の完了までの間受けなければならない。ただし、外国の大学(省令第21条第1項第2号に規定する外国の大学をいう。第19条を除き、以下同じ。)又は外国の大学院(省令第21条第1項第3号に規定する外国の大学院をいう。第19条を除き、以下同じ。)に入学して奨学金の貸与を受ける者については、次の各号に掲げるすべての保証を受けるものとする。

- (1) 第8条に規定する連帯保証人及び第9条に規定する保証人による保証
- (2) 公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「保証機関」という。)が実施する奨学金の返還に関する保証制度(以下「機関保証制度」という。)による保証(以下「機関保証」という。)
- 2 前項第1号の保証を選択した奨学生について、第11条に規定する返還誓約書に連署した連帯保証人及び保証人(連帯保証人又は保証人について変更の届出があった場合には、直近の届出による連帯保証人又は保証人)による保証を受けられないこととなる場合は、奨学生の選択に基づき、新たに連帯保証人又は保証人を選任し変更の届出を行うか、前項第2号に規定する機関保証を受けるものとする。(奨学金の申込み)

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、第11条に規定する確認書、個人信用情報の取扱いに関する同意書その他理事長が定める書類(以下「確認書等」という。)を現に在学する学校の長(以下「在学学校長」という。)に提出し、かつ、インターネットを通じて奨学金の申込みに係る所定の事項(以下「申込データ」という。)を機構に送信するものとする。

- 2 奨学金の貸与を受けようとする者で現に学校に在学していないものについては、前項の規定にかかわらず、確認書等をその者の卒業した学校の長に提出し、かつ、インターネットを通じて申込データを機構に送信するものとする。ただし、業務方法書第11条第1項第3号に規定する認定試験合格者、認定試験科目合格者又は認定試験出願者については、所定の事項を記入した奨学金申込書(以下単に「奨学金申込書」という。)及び確認書等を理事長に提出するものとする。
- 3 大学院に入学したとき奨学金の貸与を受けようとする者については、前2項の規定にかかわらず、確認書等をその者の入学しようとする大学院を置く学校の長に提出し、かつ、インターネットを通じて申込データを機構に送信するものとする。
- 4 外国の大学に入学したとき奨学金の貸与を受けようとする者で、業務方法書第11条第1項第5号に規定する高等専門学校(第4学年、第5学年及び専攻科を除く。)の学生又は高等専門学校の第3学年の課程を修了した者(高等専門学校を卒業見込みの者又は卒業した者を除く。)については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、奨学金申込書及び確認書等を理事長に提出するものとする。
- 5 外国の大学院に入学したとき奨学金の貸与を受けようとする者で、外国の大学の学生又は外国の大学を卒業した者は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、奨学金申込書及び確認書等を理事長に提出するものとする。
- 6 第1項から第3項までの規定(第2項ただし書に該当する場合を除く。)において、機構が特に認める場合は、奨学金の貸与を受けようとする者は、インターネットを通じて申込データを機構に送信することに代えて、奨学金申込書を当該学校の長に提出することができる。

(連帯保証人)

第8条 連帯保証人は、原則として、業務方法書第10条第3項

に規定する者とする。ただし、機構が特に必要と認める場合は、同項に規定する者に代えて貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる者を連帯保証人として行うことができる。この場合における認定は、返還予定の期間を通じて生活を維持し、貸与予定総額の返還を確実に保証することを示す返還保証書及び証明書類により、機構が行うものとする。

- 2 申込者が、申込時に在学し、又は進学する予定の学校の修業年限の終期まで奨学金の貸与を受け、貸与を終了した時において、満45歳を超えることとなる場合は、前項の連帯保証人は、その貸与を終了した時において満60歳未満でなければならない。(保証人)

第9条 保証人は、原則として、業務方法書第10条第4項に規定する者とする。ただし、機構が特に必要と認める場合は、同項に規定する者に代えて貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる者を保証人として行うことができる。この場合における認定は、返還予定の期間を通じて生活を維持し、貸与予定総額の返還を確実に保証することを示す返還保証書及び証明書類により機構が行うものとする。

- 2 申込者が、申込時に在学し、又は進学する予定の学校の修業年限の終期まで奨学金の貸与を受け、貸与を終了した時において、満45歳を超えることとなる場合は、前項の保証人は、その貸与を終了した時において満60歳未満でなければならない。(機関保証制度)

第10条 奨学金の貸与について保証を行うことができる法人は、第5条第1項第2号に規定する保証機関とする。

- 2 保証機関の保証は、奨学生との連帯保証とする。
- 3 第5条第1項第2号の保証を選択した者は、当該奨学金の貸与終了後においても当該奨学生と確実に連絡をとることができ、機構の求めに応じてその連絡先情報を提供する者を選任し、その者の氏名、住所等を本人以外の連絡先として届け出なければならない。

(確認書・返還誓約書等の提出)

第11条 奨学金の貸与を受けようとする者は、申込時に自署押印した確認書(奨学金を受けようとする者が未成年者の場合にあつては、その保護者(民法(明治29年法律第89号)第818条に規定する親権を行う者、第839条に規定する未成年後見人若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定するこれらの者に代わって親権を行う者又は特別な理由があると認められる場合は、当該未成年者を現に監護し、又は過去に監護していた児童養護施設長等をいう。以下同じ。)と連署の上押印することを要する。)及び個人信用情報の取扱いに関する同意書(奨学金を受けようとする者が未成年者の場合にあつては、その保護者と連署の上押印することを要する。)を業務方法書第11条第1項の規定により学校の長又は理事長に提出しなければならない。

- 2 第5条第1項第1号の保証を選択した者は、採用にあたって機構が指定する期限までに連帯保証人及び保証人と連署の上押印(印鑑証明書を添付するものとする。以下押印について同じ。)した返還誓約書(借用証書)、個人信用情報の取扱いに関する同意書及び連帯保証人の収入に関する証明書を業務方法書第17条の規定により在学学校長(在学した学校の長を含む。次項において同じ。)又は理事長に提出しなければならない。ただし、外国の大学又は外国の大学院に入学したとき奨学金の貸与を受ける者については、連帯保証人が国内に在住していない場合は、当該奨学生と連絡が可能な国内に在住する者(以下「国内連絡者」という。)を別に定めるものとする。

- 3 第5条第1項第2号の保証を選択した者は、採用にあたって機構が指定する期限までに、機関保証を受けること及び前条第3項に定める本人以外の一の連絡先を表示した返還誓約書(借用証書)並びに個人信用情報の取扱いに関する同意書を業務方法書第17条の規定により在学学校長又は理事長に提出しなければならない。

- 4 前2項に規定する返還誓約書(借用証書)を提出する際は、住民票の写しを添付しなければならない。

- 5 奨学生は、機構が指定する期限まで、第23条第1項に定める口座振替のため取扱金融機関で受け付けされた自動払込利用申込書及び預金口座振替依頼書の預・貯金者控を複写機により複写したものを、在学学校長又は理事長に提出しなければならない。

(採用の決定)

第12条 業務方法書第13条における奨学生の採用は、機構が、申込データ又は奨学金申込書及び確認書等(第7条第3項の推

薦を受ける者については、奨学金申込書、確認書等及び推薦書)について、業務方法書第8条及び第9条の規定に基づき審査の上これを決定する。

- 2 進学又は令第2条第1項に掲げる学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定により設置されたものに限る。以下「貸与対象日本校」という。)に在学する者で外国の大学若しくは外国の大学院に留学(学生交流に関する協定等に基づく場合、留学により取得した単位が在学する貸与対象日本校の単位として認定される場合又は外国の大学院への留学で貸与対象日本校の学校長が当該留学を研究のための留学と認める場合をいう。ただし、外国の大学若しくは外国の大学院に入学する場合を除く。以下同じ。)を条件として予約した者については、インターネットを通じて、入学又は留学を証する所定の事項を機構に送信させ、採用を決定する。ただし、外国の大学又は外国の大学院に入学したとき奨学金の貸与を受けようとする者については、入学を証する所定の事項の送信に代えて、入学を証する所定の進学届を理事長に提出させることとする。
- 3 業務方法書第13条第1項に規定する「直近の入学日又は留学開始日」とは同第12条の規定により採用候補者に決定した年度(当該採用候補者に係る学校が外国の大学又は外国の大学院である場合に限る。)若しくは当該年度の翌年度内に当該採用候補者に係る学校が定めた入学日又は同第12条の2の規定により採用候補者に決定した年度若しくは当該年度の翌年度内に当該採用候補者が在学する学校が定めた留学開始日とし、「特別の場合」とは採用候補者の責に帰さない理由により、入学を内定した学校又は留学に係る採用候補者が在学する学校が「直近の入学日又は留学開始日」以外の日を入学日又は留学開始日として指定した場合とし、「機構が別に定める期日」とは学校が定める入学日又は留学開始日を基準として機構が決定した日とする。

- 4 機構は、奨学生の採用を決定したときは、在学学校長を経て、奨学生証を交付する。ただし、第12条第2項ただし書により採用を決定した奨学生には、在学学校長を経ずに、奨学生証を交付する。

(奨学金の貸与期間)

- 第13条** 業務方法書第14条の規定に基づき、奨学金の貸与期間については、理事長が別に定める場合は、貸与期間を延長し、又は短縮することができる。
(再貸与者等の貸与期間)

- 第14条** 過去に業務方法書第4条第1項に規定する第一種奨学金(以下単に「第一種奨学金」という。)の貸与を受けたことがある者に新たに貸与する第一種奨学金の貸与期間は、業務方法書第14条第1号の規定に基づき、次の各号に掲げる学校の区分(それぞれの学校の専攻科、大学における別科、専修学校における修業年限2年以上の専修学校専門課程修了を入学資格の要件としている学科(以下「上級学科」という。))は、それぞれ異なる学校区分とみなす。)において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間(月数で計算する。)と通算して、現に在学する学校の修業年限(修業年限を定めない学校にあっては、貸与を受ける者が卒業に必要な最短期間。以下この条において同じ。)に達するまでの期間とする。ただし、業務方法書第14条第5号ただし書に該当する場合は、次の各号に掲げる全ての学校の区分を通じて一の貸与契約に限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間とする。

- (1) 大学(次号に該当するものを除く。第18条第4項において同じ。)
- (2) 短期大学
- (3) 大学院修士課程(前期博士課程及び一貫制博士課程前期相当分を含む。)及び専門職大学院の課程
- (4) 大学院博士課程(後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当分を含む。)
- (5) 高等専門学校
- (6) 専修学校の専門課程
(奨学金の交付)

- 第15条** 業務方法書第15条の規定により奨学金は、毎月当月分を交付することを常例とし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することができる。

- 2 奨学金の交付は、機構が指定する金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振込む方法により行うものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、在学学校長に委託して交付することができる。

- 3 機構は、各年度ごとに貸与した奨学金の貸与総額等を記載し

た貸与額通知書を学校を通じて奨学生に交付するものとする。

- 4 令第1条第1項に規定する第一種奨学金の月額の変更は、奨学生が奨学金貸与月額変更願(奨学生が未成年者の場合にあっては、その保護者と連署の上押印すること)を要し、当該奨学金貸与月額変更願により貸与総額が変更前より増加する場合にあっては、連帯保証人及び保証人と連署の上押印することを要する。以下同じ。)を在学学校長に提出することにより行うものとし、変更後の月額は、奨学金貸与月額変更願を学校に提出した日の属する月以降で奨学生が希望する月から適用することができる。ただし、自宅通学から自宅外通学への変更に伴い増額する場合には当該変更の事由が生じた月(変更の事由が生じた後1月以上経過後奨学金貸与月額変更願を提出したときは在学学校長に提出があった月)から、自宅外通学から自宅通学への変更に伴い減額となる場合には当該変更の事由が生じた月の翌月(変更の事由が生じたのが月の初日のときはその月)から適用し、通学形態の変更を伴わずに減額となる場合には奨学金貸与月額変更願を提出した日の属する月から当該年度の4月(奨学生として採用された年度内の場合にあっては貸与を開始した月)までのうち奨学生が希望する月に遡って適用することができる。

- 5 第二種奨学金の月額の変更は、奨学生が奨学金貸与月額変更願を在学学校長に提出することにより行うものとする。

- 6 前項の規定による第二種奨学金の月額の変更は、増額する場合には奨学金貸与月額変更願を提出した日の属する月以降で奨学生が希望する月から適用することができるものとし、減額する場合には奨学金貸与月額変更願を提出した日の属する月から当該年度の4月(奨学生として採用された年度内の場合にあっては貸与を開始した月)までのうち奨学生が希望する月に遡って適用することができる。

(適格認定)

- 第16条** 機構は、在学学校長の協力を得て、奨学生としての資格の確認等(以下「適格認定」という。)を行うものとする。

- 2 奨学生は、毎年1回、奨学金継続願を、インターネットを通じて機構に提出しなければならない。ただし、機構が特に認める場合は、書面により、在学学校長に提出することができる。
- 3 在学学校長は、前項の奨学金継続願を提出した奨学生及び別に定める適格認定が必要である奨学生について、機構が提供する当該学校に在学する奨学生に係る奨学金継続願の電子的データ、又は提出された書面等により、理事長が別に定める適格認定の基準(以下「適格基準」という。)に基づき適格認定を行い、機構に報告するものとする。

- 4 機構は、前項の報告に基づき、奨学生に対しとるべき処置を決定し、必要に応じて、在学学校長を通じて当該者に通知するものとする。
(第12条第2項ただし書により採用を決定した外国の大学又は外国の大学院に在学する奨学生の適格認定)

- 第16条の2** 第12条第2項ただし書により採用を決定した外国の大学又は外国の大学院に在学する奨学生(以下、この条において「奨学生」という。)の適格認定は、前条の規定にかかわらず、この条の定めるところにより行うものとする。

- 2 奨学生は、毎年1回、奨学金継続願及び機構の定める書類を理事長に提出しなければならない。
- 3 機構は、前項の奨学金継続願を提出した奨学生及び別に定める適格認定が必要である奨学生について、前項の奨学金継続願及び機構の定める書類により、適格基準に基づき適格認定を行うものとする。
- 4 機構は、前項の適格認定に基づき、奨学生に対しとるべき処置を決定し、必要に応じて、当該者に通知するものとする。
(奨学生の異動届出)

- 第17条** 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学学校長を経て直ちに届け出なければならない。ただし、第12条第2項ただし書により採用を決定した外国の大学又は外国の大学院に在学する奨学生は、在学学校長を経ずに、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学部(同一学校の他の学部又は学科の相当学年に移動することをいう。以下同じ。)、転学(退学又は卒業せずに他の学校の相当学年に移動することをいう。以下同じ。)、編入学(退学又は卒業後に他の学校の修業年限の中途に入学することをいう。以下同じ。)、留学(海外留学支援制度による派遣留学生の場合、官民協働海外留学支援制度による派遣留学生の場合又はこれら以外で留学期間が3月末満の場合を除く。))又は退学したとき。

- (2) 停学その他の処分を受けたとき。

- (3) 奨学生の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- (4) 第 5 条第 1 項第 1 号の保証を選択した者が連帯保証人又は保証人を変更するとき、又はそれらの氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- (5) 第 5 条第 1 項第 2 号の保証を選択した者が第 10 条第 3 項に定める本人以外の連絡先を変更するとき、又はその氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- (6) 第二種奨学金の貸与を受ける者が利率の算定方法を変更するとき。ただし、貸与終了前における機構が指定する期限までに届け出なければならない。
- 2 前項第 1 号において転学部、転学、編入学後、奨学金を継続するにあたり、当該転学部、転学、編入学前より貸与総額が増加する場合、又は同項第 6 号の規定に該当する場合は、当該事由による届け出をする際に、別に定める書類に連帯保証人及び保証人と連署の上押印することを要する（奨学生が未成年者の場合にあっては、その保護者と連署の上押印することを要する。）。
- (転学、編入学、留學又は退学による奨学金の取扱)

第 18 条 奨学生が退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

- 2 奨学生が、転学及び編入学であって第 14 条の学校の区分において同一区分の学校に引続き入学する場合は、奨学金の交付を継続することができるものとし、交付の継続を希望する者には転学又は編入学後 3 月以内に継続願を提出させるものとする。
- 3 前項の場合の奨学金の貸与期間は、第 14 条の規定を準用する。
- 4 奨学生が短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程を卒業又は修了後大学へ編入学し、第二種奨学金を希望する場合、及び、奨学生が海外の大学（短期大学に相当するものに限る。）を卒業後、海外の大学（短期大学に相当するものを除く。）へ編入学し、第二種奨学金を希望する場合は、第 2 項の規定を準用する。ただし、奨学生の身分は継続せず新規に採用されたものとして取り扱う。
- 5 奨学生が留學した場合は奨学金の交付を休止する。ただし、海外留學支援制度による派遣留學生の場合、官民協働海外留學支援制度による派遣留學生の場合、これら以外で留學期間が 3 月未満のとき又は在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を継続することができる。また、第 12 条第 2 項に規定する留學をする者は、奨学金の貸与を受けることができる。（奨学金の交付の休止、停止及び貸与期間の短縮）

第 19 条 奨学生が休学したときは 1 月以上の長期にわたって欠席したとき（病気その他やむを得ない事由により欠席し、当該欠席によっても卒業期に影響するおそれがなく、学校長が卒業の見込があると認め、かつ授業料を納入している場合を除く。）は、奨学金の交付を休止する。ただし、休学により外国の大学又は外国の大学院へ留學するときは、この限りではない。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により補導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止し、又は奨学金の貸与期間を短縮することができる。（奨学金の交付の復活）

第 20 条 第 18 条第 5 項又は前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由がやんで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することができる。ただし、休止された時から 2 年（大学院の奨学生で機構が特に必要と認められたときは 3 年）又は停止された時から 2 年を経過したときはこの限りでない。（奨学金の交付の廃止）

第 21 条 業務方法書第 16 条第 1 項の規定により奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、在学学校長の意見を徴して、奨学金の交付を廃止することができる。

- (1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- (2) 学習成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 所定の期限内に第 16 条第 2 項に規定する奨学金継続願を提出しない等奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (5) 第 5 条第 2 項に該当する場合であって、連帯保証人又は保証人の変更を行わず機関保証も受けないうとき、奨学生と保証機関の間の契約に基づき保証料未納等の理由により保証契約が解除となるときその他第 5 条第 1 項で選択した保証が受けられなくなったとき。

(6) 在学学校で処分を受け学籍を失う等その他第 2 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

2 前項第 5 号の場合については、奨学金の交付を廃止するに先立ち原則として、相当の期間内に奨学生から所要の手續がなかったとき、保証機関から保証料未納の状態であることの通知があったときその他同号に該当することとなるおそれがあると認められるときに奨学生に対して一定の期間を定めて保証の継続に必要な措置を講ずることを求めるものとする。この場合において、当該期間については、奨学金の交付を保留するものとする。（奨学金の辞退）

第 22 条 業務方法書第 16 条第 3 項の規定により奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第 3 章 奨学金の返還

(奨学金の返還)

第 23 条 令第 5 条及び業務方法書第 18 条の規定に基づき、奨学金の返還は、原則として、口座振替（振替日は、毎月 27 日（27 日が金融機関の休業日である月においては翌営業日）とする。）の方法によるものとする。

- 2 第二種奨学金についての業務方法書第 18 条の規定による返還は、元利均等返還によるものとする。
- 3 割賦金（令第 5 条第 1 項に規定する割賦の方法により奨学金を返還する場合における各返還期日（月賦においては、毎月 27 日、半年賦においては、1 月 27 日及び 7 月 27 日）ごとの返還分をいう。以下同じ。）のうち第二種奨学金の割賦金は、割賦元金（元利均等返還による割賦額のうち元金部分をいう。以下同じ。）、利息及び第 26 条に規定する返還据置期間の利息（以下「据置期間利息」という。）を返還回数で除して得た額（端数があるときは、初回又は最終回返還期日の割賦金で調整するものとする。以下「据置期間利息の分割額」という。）の合計額をいう（以下同じ。）。（割賦金の算出）

第 24 条 一の貸与契約により第一種奨学金の貸与を受けた場合において月賦で返還する（以下「月賦返還」という。）割賦金の額は、特別の事由がある場合を除くほか、貸与を受けた奨学金の額（以下この条において「貸与総額」という。）に、業務方法書第 18 条第 1 項に規定する表に定める割賦金の基礎額で貸与総額を除いて得られる数（1 未満の端数は切り捨てる。以下この条において同じ。）に 12 を乗じて得られる返還回数で貸与総額を除いて得られる額を下つてはならないものとし、割賦金に端数が生じたときは最終回で調整するものとする。

2 一の貸与契約により第二種奨学金の貸与を受けた場合における月賦返還の割賦金のうち割賦元金及び利息の合計額は、特別の事由がある場合を除くほか、貸与総額に、前項の規定を準用して返還回数を求め、その返還回数に応じて、別表第 1 に定める定率を貸与総額に multiplying して得られる額を下つてはならないものとし、割賦元金に端数が生じたときは最終回で調整するものとする。

3 前項の利息は、月単位（利率を年利率の 12 分の 1 で計算した利息をいう。）で計算するものとする。この場合において、1 月未満の期間については、その日数に応じ、日割り（利率を年利率の 365 分の 1 で計算した利息をいう。）により計算するものとする。

4 業務方法書第 4 条第 4 項の規定により、第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けた場合におけるそれぞれの奨学金の月賦返還の割賦金の額（第二種奨学金においては割賦金のうち割賦元金及び利息の合計額）については、貸与を受けたそれぞれの奨学金の額の合計額を貸与総額として第 1 項の規定を準用して返還回数を求め、第一種奨学金については、その返還回数でその貸与を受けた奨学金の額を除いて得られる額を、第二種奨学金については、その返還回数に応じて、別表第 1 に定める定率をその貸与を受けた奨学金の額に multiplying して得られる額を下つてはならないものとし、端数が生じたときは最終回で調整するものとする。

5 二以上の貸与契約により第一種奨学金の貸与を受けた場合におけるそれぞれの奨学金の月賦返還の割賦金の額については、貸与を受けたそれぞれの奨学金の額の合計額を貸与総額として第 1 項の規定を準用することができる。

6 二以上の貸与契約により第二種奨学金の貸与を受けた場合におけるそれぞれの奨学金の月賦返還の割賦金のうち割賦元金及び利息の合計額については、貸与を受けたそれぞれの奨学金の

額の合計額を貸与総額として第1項の規定を準用して得られる返還回数に応じて、別表第1に定める定率を貸与を受けたそれぞれの奨学金の額に乗じて得られる額を下ってはならないものとし、端数が生じたときは最終回で調整するものとする。

7 二以上の貸与契約により第一種奨学金及び第二種奨学金の貸与を受けた場合（第4項に規定するものを除く。）における奨学金の返還の割賦金の額については、貸与を受けた奨学金の額の合計額を貸与総額として第1項の規定を準用して得られる返還回数に応じて、前3項の規定を準用することができる。

8 月賦・半年賦併用の割賦の方法（以下「併用返還」という。）で返還する場合の月賦の割賦の方法による返還（以下「月賦分」という。）及び半年賦の割賦の方法による返還（以下「半年賦分」という。）の割賦金の額は、貸与総額に第1項及び第2項の規定を適用して求めた月賦分の返還回数及び貸与総額に応じ、第1項の表に定める割賦金の基礎額で貸与総額を除いて得られる数に2を乗じて得られる返還回数又はこれらの返還回数に応じた別表第1に定める定率を、月賦分の対象となる額及び半年賦分の対象となる額（貸与総額を2分して求められる額で、その額に端数が生じたときは月賦分の対象となる額で調整する。）に第1項及び第2項の規定を準用して求めることができる。

9 第二種奨学金の貸与を受ける者が利率見直し方式に従って利率を算定する方法を選択した場合における割賦金のうち割賦元金及び利息の合計額は、貸与終了月の属する年度の初日から起算して5年、10年及び15年（当該第二種奨学金を受けている間、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号。以下「法」という。）第15条第2項の規定により返還の期限を猶予されている期間及び業務方法書第24条の3に規定する減額返還が適用されている期間の月数を2で除した月数（1月未満の端数は切り上げる。）を除く。次項において同じ。）を経過した日の後に到来する3月28日（以下「算出日」という。）に、当該第二種奨学金の返還の期限が到来するまでの間、省令附則第5条の規定に基づき算定した利率、算出日における返還期日が到来していない割賦元金の残額及び残返還回数により、算出する。

10 前項の規定において適用する省令附則第5条の規定に基づき算定した利率は、貸与終了月の属する年度の初日から起算して5年、10年及び15年を経過した日の属する年度に算定した利率とする。
（返還方法の指定）

第25条 奨学生が第5条第2項に該当する場合であって連帯保証人及び保証人の変更を行わず機関保証も受けなかつたときその他第5条第1項で選択した保証が受けられなくなつたとき又は第11条に規定する返還誓約書の提出をしなかつたときは、第23条及び前条並びに業務方法書第24条の3の規定と異なる返還方法により返還させることができる。
（据置期間利息の徴収方法）

第26条 第二種奨学金を返還する場合において、月賦返還にあつては貸与終了月の翌月から初回返還期日の前月の27日までの期間、併用返還の半年賦分にあつては貸与終了月の翌月から初回返還期日の6月前の月の27日までの期間の据置期間利息は、初回返還期日から最終回返還期日までの返還で均等に分割して徴するものとし、据置期間利息の分割額を各割賦金に含めるものとする。
（繰上返還）

第27条 奨学金はいつでも繰上返還できる。この場合、第二種奨学金に係る繰上返還については、次の各号に定めるところにより取扱うものとする。

(1) 割賦方法に応じて、月賦返還にあつては返還期日前1月未満、併用返還の半年賦分にあつては返還期日前6月未満の期間内（次号において「返還期日間の期間内」という。）に当該返還期日に係る割賦金を返還したときは、それぞれ当該返還期日に返還したものとみなし、次回以後の割賦金の返還期日を繰上げないものとする。

(2) 直近の返還期日の後に到来する返還期日以後に係る割賦金を返還期日間の期間内に返還したときは、直近の返還期日に返還したものとみなし、繰上返還した額が一返還期日に係る割賦元金及び据置期間利息の分割分の合計額（以下「割賦元金等」という。）に達するごとに次回以後の割賦金の返還期日を順次繰上げるものとする。

(3) 前2号に規定する返還において、次回返還期日に係る割賦元金等に満たない端数の額があるときは、その端数の額を仮受金とし、割賦元金等の不足額の返還があつたとき、又は次に到来する返還期日に清算するものとする。

(4) 前条に規定する措置期間内に繰上返還をした場合、貸与終了月の翌月から当該繰上返還の日の属する月分までの利息を徴収する。なお、措置期間内に複数回繰上返還をする場合の2回目以降の繰上返還については、前回返還した日の属する月の翌月分から当該返還の日の属する月分までの利息をその都度徴するものとする。

(5) 前号の繰上返還後の措置期間利息については、前条中「貸与終了月の翌月」とあるのは「前回返還した月の28日（返還した日が28日から31日までのいずれかの場合にあつては、翌月の28日）」と読み替え、徴するものとする。

2 前項第2号に規定する繰上返還をした場合において、外国出張その他真に止むを得ない事由があるときは、願い出により、返還期日の繰上を行わないことができる。この場合において、返還期日の繰上を行わない期間の利息は、繰上返還をするとき又は返還された割賦元金等の返還期日ごとに支払わなければならない。

3 第1項に規定する繰上返還をした場合において、その繰上返還により返還完了となつたときは、同項第1号又は第2号の規定にかかわらず、当該繰上返還における元金に係る利息は、当該返還の日の属する月分までとする。
（奨学金の返還期限の猶予）

第28条 業務方法書第24条第1項第2号の規定における高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程については、外国にあつてこれらの学校に準ずると理事長が認めるものを含むものとする。
（返還期限の猶予の願い出）

第29条 奨学金の返還期限の猶予を受けようとする者は、その事由を明記した奨学金返還期限猶予願を提出しなければならない。

2 奨学生又は要返還者が次の各号の一に該当するときは、前項の規定にかかわらず、奨学金返還期限猶予願の提出があつたものとみなす。

(1) 第12条第2項に規定する入学を証する所定の事項の送信をした者及び進学届を提出した者

(2) 第33条第1項の規定による届出をした者

3 前条及び業務方法書第24条の規定により返還期限の猶予をする場合又は返還期限の猶予期間中、特に必要があると認めるときは、その事由を証明することのできる書類を提出させるものとする。
（減額返還の願い出）

第29条の2 業務方法書第24条の3の規定に基づき、減額返還（割賦金の減額、支払回数の変更及び利息の特例その他の奨学金の返還の期限及び返還の方法の変更をいう。以下同じ。）の適用を受けようとする者は、その事由を明記した奨学金減額返還願を提出しなければならない。

2 業務方法書第24条の3の規定により減額返還を適用する場合は、その事由を証明することのできる書類を提出させるものとする。ただし、当初の初回返還期日又は在学猶予後の初回返還期日から1年以内の初回申請時に限り、貸与終了月又は在学猶予終了月の翌月が属する年分の所得に関する証明書が発行される前月までに減額返還の適用を受けようとする場合は、この限りではない。

3 その他、減額返還の願い出に関して必要な事項は別に定める。
（減額返還における返還方法）

第29条の3 業務方法書第24条の4第2項の規定に基づき、適用期間（割賦金を減額して返還することのできる期間をいう。以下同じ。）における奨学金の返還は、原則として、口座振替（振替日は、毎月27日（27日が金融機関の休業日である月においては翌営業日）とする。）の方法によるものとし、返還の期限は支払回数ごとに毎月27日とする。
（減額返還の適用期間における据置期間利息の徴収方法）

第29条の4 第26条の規定にかかわらず、適用期間において徴収する据置期間利息は、適用期間がなかつたものとして第23条第3項の規定に基づき得られる据置期間利息の分割額を適用期間中の奇数の回の返還期日の割賦金に含むものとする。
（減額返還における割賦金の額）

第29条の5 業務方法書第24条の6の規定に基づき端数が生じたときは、適用期間中の奇数の回の返還期日の割賦金で調整するものとする。
（返還金の充当）

第30条 併用返還において、月賦分の割賦金に合わせて半年賦分の割賦金を返還するときに、業務方法書第20条第1項に規定する返還金（以下「返還金」という。）がこれらの合計額に

満たないときは、月賦分の割賦金から充当するものとする。

2 前項及び業務方法書第 20 条第 2 項の規定において第二種奨学金に係る返還金については、据置期間利息の分割額、利息、割賦元金の順に充当するものとする。

3 業務方法書第 20 条第 3 項において要返還者等から割賦金のほかに延滞金及び費用を徴する必要がある場合においてその者から支払われた額がこれらの合計額に満たないときは、費用、延滞金、据置期間利息の分割額、利息、割賦元金の順に充当するものとする。
(過剰金の取扱い)

第 31 条 返還金の支払があったときに、機構が受領した額が返還未済額を超えるため返還金が完了となったうえで残余の額(以下「過剰金」という。)が生じた場合は、過剰金から手数料(返金に要する手数料をいう。以下同じ。)を除いた残額を返還金の支払を行った者に返金する。ただし、返還金の支払を行った者の責に帰さない事由等により過剰金が生じた場合を除く。

2 過剰金から手数料を除いた残額が 100 円未満となる場合は、前項の規定にかかわらず、過剰金の金額を寄附金取扱規程(平成 16 年規程第 15 号)第 2 条により学生支援寄附金に振り替えるものとする。

3 前項の取扱いについては、返還誓約書(借用証書)及び返還完了通知に記載することにより返還完了前の要返還者等の承諾を得たものとする。

4 二以上の貸与契約により奨学金を返還している場合において、過剰金が生じた奨学金以外の奨学金に返還未済額があるときは、前 3 項の規定にかかわらず、返還金の支払を行った者の承諾を得て過剰金を他の奨学金に係る返還金に振り替えるものとする。
(不足金の取扱い)

第 32 条 返還金の支払があったときに、機構が受領した額が返還未済額に僅かに不足する額(以下「不足金」という。)が、100 円未満の場合は、返還未済額の全部が返還されたものとみなして返還が完了したものとする。

2 最終回の返還金の支払が当該最終回の返還期日に遅れたことにより新たに延滞金が発生したため不足金が生じ、その額が延滞となっている割賦金の 5%以内(第二種奨学金においては 500 円未満)である場合は、返還未済額の全額が返還されたものとみなして返還が完了したものとする。
(要返還者の届出)

第 33 条 要返還者が高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程(第 28 条の規定により、外国にあってこれらの学校に準ずると理事長が認めるものを含む。)に入学したときは、在学証明書を添えて、直ちに届け出なければならない。

2 要返還者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、勤務先その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

3 要返還者は、奨学金の返還に係る預貯金口座を変更しようとするときは、あらかじめ届け出なければならない。

4 第 5 条第 1 項第 1 号の保証を受ける要返還者は、その連帯保証人若しくは保証人を変更するとき、又はそれらの氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

5 第 5 条第 1 項第 2 号の保証を受ける要返還者は、第 10 条第 3 項に定める本人以外の連絡先を変更するとき、又はその氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。
(死亡の届出)

第 34 条 奨学生が死亡したときは、連帯保証人又は相続人は、在学した学校の長を経て直ちに異動届を提出しなければならない。

2 要返還者が奨学金返還完了前に死亡したときは、連帯保証人又は相続人は、直ちに死亡届を提出しなければならない。
(個人情報情報機関への登録)

第 34 条の 2 機構は、第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項並びに附則第 4 項に規定する個人情報情報の取扱いに関する同意書等により個人情報情報機関への登録に同意した者のうち割賦金の返還を延滞した者について、業務方法書第 22 条の 2 の規定により、その個人情報情報を機構が加盟する個人情報情報機関に登録するものとする。

2 前項の登録にあたっての条件及び登録する個人情報情報の内容等については、別に定める。

第 5 章 奨学金の返還免除

(返還免除の願い出)

第 44 条 令第 7 条の規定により奨学金の返還免除を受けようとするときは、要返還者又は相続人(第 1 号に該当する場合に限る。)は、連帯保証人との連署による奨学金返還免除願に、それぞれ次の各号の書類を添えて機構に提出しなければならない。

(1) 死亡によるときは戸籍抄本又は個人事項証明書等の公的な証明書

(2) 精神若しくは身体の障害による場合は次の書類

イ その事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書

ロ 返還できなくなった事情を証する書類

(返還免除の決定)

第 45 条 前条の願い出があったときは、これを審査決定し、その結果を要返還者、連帯保証人又は相続人に通知する。

別表第 1 (第 24 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項～第 8 項関係) 第二種奨学金の割賦金算出の定率

定率	$\frac{i \times (1+i)^n}{(1+i)^n - 1}$
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ i については 年賦返還の場合は年利率 半年賦返還の場合は年利率の 6/12 月賦返還の場合は年利率の 1/12 ・ 返還回数 n

奨学生の適格認定に関する施行細則

[平成 16 年細則第 12 号
最近改正 平成 27 年細則第 15 号]

(趣旨)

第 1 条 この細則は、奨学規程(独立行政法人日本学生支援機構平成 16 年規程第 16 号)第 16 条及び第 16 条の 2 に規定する適格認定に関し必要な事項を定めるものとする。
(適格認定の対象者)

第 2 条 奨学規程第 16 条第 3 項及び第 16 条の 2 第 3 項の奨学生は、次に掲げる奨学生とする。

(1) 奨学金継続願(以下「継続願」という。)を提出した者

(2) 第 4 条第 2 項第 2 号の停止の処置を受けている者

(3) 性行不良の者、学業成績不振により卒業又は修了の延期が確定した者その他適格認定が必要であると奨学生が在学する学校の長(以下「在学学校長」という。)が認めた者

2 前項第 2 号の停止の処置を受けている者のうち第 4 条第 2 項第 6 号の復活の処置を受けようとする者は、学修状況等について在学学校長に報告するとともに交付の再開を願い出なければならない。

3 在学学校長は、第 1 項第 1 号に掲げる者にあつては機構の定める期日までに、同項第 2 号に掲げる者にあつては適宜、同項第 3 号に掲げる者にあつては事由発生後速やかに適格認定を行うものとする。
(適格基準)

第 3 条 奨学規程第 16 条第 3 項及び第 16 条の 2 第 3 項に定める適格認定の基準(以下「適格基準」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人物について

学生又は生徒の生活の全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしく、奨学金(業務方法書第 4 条第 1 項に規定する奨学金をいう。以下同じ。)の貸与には返還義務が伴うことを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込があること。

(2) 健康について

今後とも引き続き修学に耐え得るものと認められること。

(3) 学業について

修業年限で確実に卒業又は修了できる見込があること。

(4) 経済状況について

修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。
(機構の処置)

第 4 条 奨学規程第 16 条第 4 項及び第 16 条の 2 第 4 項に定める独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が奨学生に対してとるべき処置は、廃止、停止、警告、継続又は復活とする。

2 前項に定める処置の内容は、次の各号の区分に応じたものとする。

(1) 廃止

奨学生の資格を失わせる。

- (2) 停止
1年以内で在学学校長が定める期間、奨学金の交付を停止する。ただし、停止の事由が継続している場合は、当該停止期間を経過後1年を限度として在学学校長が定める期間、停止を延長する。
- (3) 警告
ア 奨学金の交付を継続する。
イ 学業成績の向上に努力するよう指導するとともに、学業成績が回復しない場合は、次回の適格認定時以後に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導する。
- (4) 継続
奨学金の交付を継続する。
- (5) 復活
奨学金の交付を復活する。
- 3 機構は、前項各号(第4号を除く。)の処置を行った者に対し、当該処置の内容を記載した文書(以下「処置通知」という。)を交付するものとする。
- 4 機構は、前項の処置通知の内容を理解していることを確認するため、第2項第2号及び第3号の処置を受けた者に対し、別に定める書類の提出を求めるものとする。
(認定の方法)
- 第5条** 奨学規程第16条第3項及び第16条の2第3項の適格認定は、第3条の適格基準に基づき、次項及び第3項に定めるところにより行うものとする。
- 2 第2条第1項第1号及び第3号に掲げる者の適格認定については、次表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める学校の種類ごとに適格基準の細目に基づいて認定するものとする。

区分	適格基準の細目	
	学部・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)	大学院
廃止	学業成績が次のいずれかに該当する者 (1) 卒業延期が確定した者又は卒業延期の可能性が極めて高い者 (2) 当年度の修得単位(科目)数が皆無の者又は極めて少ない者	学業成績により、修了の延期が確定した者又は修了の延期の可能性が極めて高い者
	次のいずれかに該当する者 (1) 「継続願」を提出しなかった者(継続願に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をした者を含む。) (2) 「奨学金申込書」又は「確認書」に虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明した者 (3) 在学学校で退学・除籍の処分を受け学籍を失った者(ただし、授業料未納による退学・除籍処分は、異動(退学)として取り扱うものとする。) (4) 学校内外の規律を著しく乱し、奨学生の資格を失わせることが適当である者 (5) その他、奨学生としての責務を怠り、特に奨学生として適当でない者	同左
	第3条第1号、第2号又は第4号に該当しない者	同左
停止	学業成績は廃止該当者と同じであるが、成業の見込がある者	同左
	廃止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 停学その他の処分を受けた者 (2) 学校内外の規律を乱し、奨学金の交付を停止させることが適当である者(不起訴処分の場合に限る。)	同左

警告	廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者。ただし、(1)又は(2)に該当する者のうち、次年度以降の修得単位(科目)数が当年度と同数程度であっても卒業延期とならない者その他当年度の修得単位(科目)数に基づき警告認定を行うことが適当でない者。認められる者は、除くことができる。 (1) 当年度の修得単位(科目)数が標準的な修得単位(科目)数の1/2以下の者 (2) 前号の規定にかかわらず、在学学校長が当年度の修得単位(科目)数が著しく少ないと認めた者 (3) 当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者 (4) 学修の意欲に欠ける者 (5) 仮進級となった者	廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者。ただし、(1)に該当する者のうち、次年度以降の修得単位数が当年度と同数程度であっても修了の延期とならない者その他当年度の修得単位数に基づき警告認定を行うことが適当でない者。認められる者は、除くことができる。 (1) 当年度の修得単位数が他の学生に比べて著しく少ない者 (2) 当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者 (3) 学修の意欲に欠ける者
継続	廃止、停止又は警告に該当しない者	同左

- 3 第2条第1項第2号に掲げる者の適格認定については、次に定めるとおりとする。
- (1) 停止の事由が継続している者については、廃止又は停止の区分に認定するものとする。ただし、最初の停止の処置を受けた日から2年を経過した者については、廃止の区分に認定するものとする。
- (2) 停止の事由がなくなった(卒業延期が確定したこと又は卒業延期の可能性が極めて高いことにより停止の処置を受けている者にあつては、当該延期後の卒業又は修了予定日に卒業又は修了できる見込がある場合に限る。)と認められ、かつ、奨学金の交付再開を願い出た者については、復活の区分に認定することができるものとする。ただし、在学学校長が指定する日までに停止期間の終了に伴う交付再開を願い出ない者については、廃止の区分に認定するものとする。
(貸与月額に関する指導)
- 第6条** 在学学校長は、警告又は継続の認定を行った者の収入と支出の状況を確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額を選択するよう指導するものとする。

